

令和３年第１回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 日 3月9日（火曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9時04分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
橋 本 和 之 君	11
酒 巻 広 明 君	22
小 林 正 明 君	30
大 谷 純 一 君	36
金 子 浩 二 君	45
原 口 剛 君	51
大 澤 成 樹 君	58
○次会日程の報告	65
○散会の宣告	65
散 会 （午後 3時29分）	65

第 2 日 3月10日（水曜日）

○議事日程	67
○出席議員	68

○欠席議員	6 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
○職務のため出席した者の職氏名	6 9
開 議 (午前 9 時 0 0 分)	7 0
○開議の宣告	7 0
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第 1 8 号、議案第 1 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議案名及び議案の修正	1 1 4
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 2 5 号～議案第 2 9 号の一括上程、説明	1 2 2
○次会日程の報告	1 2 9
○散会の宣告	1 3 0

散 会 （午後 2時33分）	1 3 0
----------------------	-------

第11日 3月19日（金曜日）

○議事日程	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 2
開 議 （午前 9時00分）	1 3 3
○開議の宣告	1 3 3
○議案第25号～議案第29号の委員長報告、討論、採決	1 3 3
○閉会中の継続調査の申し出	1 3 5
○日程の追加	1 3 5
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○町長挨拶	1 4 2
○閉会の宣告	1 4 4
閉 会 （午前 9時46分）	1 4 4

千代田町告示第12号

令和3年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月3日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和3年3月9日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	10 番	高	橋	祐	二	君
11 番	小	林	正	明	君	12 番	柿	沼	英	己	君

○不応招議員（なし）

令和3年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	巻	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	10 番	高	橋	祐	二	君
11 番	小	林	正	明	君	12 番	柿	沼	英	己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	石 橋 俊 昭 君
教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
企画財政課長	宗 川 正 樹 君
会計管理者 兼税務会計課長	高 田 充 之 君
住民福祉課長	須 永 洋 子 君
健康子ども課長	茂 木 久 史 君

産業観光課長兼
農業委員会長
事務局

坂 部 三 男 君

建設環境課長

栗 原 弘 明 君

都市整備課長

荻 野 俊 行 君

教育委員
事務局

久 保 田 新 一 君

監 査 委 員

白 石 正 躬 君

農業委員会
会長

蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長

荒 井 稔

書 記

森 田 真 緒

書 記

大 川 智 之

開 会 (午前 9時04分)

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の承認1件、規約変更2件、条例制定3件、条例改正12件、町道路線の廃止及び認定各1件、補正予算5件、令和3年度予算5件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書と、安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書の2件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和2年10月分、11月分及び12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

2番 橋 本 議員

3番 原 口 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から19日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（柿沼英己君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。本日は、質問の機会を与えていただき感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。今回は、本町の各行政区の中で、住民の方々から幾つかの要望や意見などが出ていますので、それらをまとめた形で質問させていただきます。

それでは、早速ですが、最初の質問です。千代田町でも、各行政区において隣保班、いわゆる隣組がありますが、その家の事情で加入していない場合があります。強制的な義務はありませんが、不便な点も出てきます。例えば、毎戸配布されるお知らせが届かないという可能性があります。去年はマスクの配布がありました。隣組の役割としては、回覧板、赤い羽根などの募金などがあります。また、自主防災を進めていく上での一つの単位という側面もあります。

最初にお聞きしたいのですが、現時点で隣組に入っていない世帯についての状況の把握はされているか。また、現状への対応で何か行っていることがあれば教えていただけますでしょうか。総務課長にお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、隣組を基本とした自治会組織には、地域のつながりや行政への協力といった2つの大きな役割があると思います。近年は、人口減少に加え、核家族や高齢者のひとり暮らしの増加など世帯構成も様々であり、加えていつでも、誰とでもつながることができるインターネット環境の影響もあり、昔と比べ自治会として、共に助け合う機会は減っているように思います。こうした状況は全国的な問題ではありますが、本町におきましても例外ではなく、高齢化とともに隣組への未加入世帯は増加傾向にあることが予想されます。

こうした中、今年度は区長会の会議で隣組未加入世帯についての協議を行いました。明確な数字は把握できておりませんが、ほとんどの行政区で未加入世帯が存在をしている状況でありました。この件につきましては、一朝一夕では解決できない課題でもありまして、引き続き各行政区との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8 番、森議員。

○8 番（森 雅哉君） ありがとうございます。問題点として把握されていて、区長会でも話題になっているということで、すぐに解決できないと思いますが、引き続き検討していただけるということで、またよろしくお願いします。

現在、住民票を本町に移していない人たちがいます。その多くはアパートに住んでいるという印象です。印象だけなのですけれども。届出が出ていない以上は、把握をするのは難しいとは思いますが、その方々も隣組には入っていないのではないかと思います。それらの人々を含めて、今後の隣組について、加入していない世帯への対応について、どのようにするかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、住民基本台帳へ登録のない世帯の把握につきましては、非常に困難でございます。特にアパートにつきましては、一時的な転居であることも考えられ、隣組へは加入していないケースがほとんどであるかなというふうに思っております。しかしながら、近年の大規模災害のことを考えますと、その備えとして知っておくべき情報でもあります。ここ数年、自主防災組織の設立団体数も増えておりますので、災害対策という切り口からも、隣組未加入世帯につきまして対応していければと考えております。

現在は、少子高齢化や人口減少のようなこれまでの行政課題に加えまして、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策など、複合的なリスクにさらされている時期でもございます。過渡期を迎えている今、この難局を自治会組織見直しの契機として、必要な見直しとはどういったものかなど、情報を集め、地域の共助力を高めていけるような取組みを模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8 番、森議員。

○8 番（森 雅哉君） ありがとうございます。なかなか難しい問題とは思います。

追加で質問なのですが、これって本町だけの問題でなく、全国的とも言えるものだと思うのですが、近隣の市長さんとか、ほかと同じような話題で話すようなことという、そういう機会はあるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

先ほど冒頭の答弁でも申し上げたのですが、こういった問題は、全国的な問題であるというふうな認識をしております。近隣ともこういったことで情報交換というのは、まだ行ってはいない状況なのですが、千代田町では先ほど申し上げましたように、区長会を通して、こういった議題も議論してい

くようなことも考えておりますので、近隣の状況もこれから情報収集しながら取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。

それでは、次の質問です。行政関連ではいろいろな役があります。それら各種役員の後継者が見つからなかったり、スムーズに引き継ぎができないことがあります。消防団員も含めて、それらの対応について何か対応していくことがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

自治会運営の中で役員のなり手不足は、どこの自治体でも頭を悩ませている問題であると思います。本町におきましても、女性消防協会や統計調査員の選出については、なり手が見つからないといった相談が、町に実際にあったことも事実でございます。行政を運営していく上で、地域住民の方々の協力は不可欠でございます。各行政区の皆様には、なり手不足の状況にもかかわらず、各種役員を選任していただいておりますことに感謝をしております。

今後のことを考えますと、各種役員につきましても、その必要性を丁寧に説明し、理解を深めていただくことが重要であります。同時に役員の負担を少しでも軽減できるような方策につきましても、研究していく必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。これはなかなか難しい問題で、今に始まったわけではなく、いろいろと議論もされているものだと思いますので、今日の時点の現状をお聞きしたいと思いましたので、ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、次の質問です。町内では、毎年いろいろな地区のイベントがあります。それらの集会やお祭りなどに役場の職員や公職にある方などが積極的に参加して、地区の人とコミュニケーションを図ることも大切だという声が、私のところにも来ております。現場に神宿という言葉があり、上野村では、地区の祭りにその地区出身の役場職員が参加して、地区の人とコミュニケーションを取るようにしているそうです。強制はできないのですが、それによって、町民の求めているものや、イベントの様子なども分かってくると思います。本町では、地区懇談会を開催して、町民の声を直接聞くという機会があります。それに加えて、実際の様子を見るということで、住民サービスの充実へとつながると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

地区の行事等への参加につきましては、地域のことを知るために有効な手段であると思います。先ほどの隣組の件と同様に、残念ながら地区行事につきましても、参加者の高齢化と固定化が進んでおり、昔のようにみんなが参加していた時代とは変わってきております。もちろん地区行事への参加は、強制するものではありませんが、参加率から見ても、地域のつながりが薄れているように思われます。

しかし、その一方では、官民が一体となって取り組んでいるおもてなしマラソンのようなイベントもあります。大きなイベントでありますので、関わるスタッフについては苦勞もありますが、その分住民との関係性が深まることにつながっているいい例だと思っております。職員の中には、町外出身の者もおりますので、地域や町のことを知ってもらうためにも、町の行事などへの関わり方につきまして、職員一人一人がより理解を深めていくことが重要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。コミュニケーションが非常に重要だという認識をお持ちということで、確かに本町ではおもてなしマラソンとか、そういういろんなものがありますので、コミュニケーション、大きなものから小さなものまでであると思いますけれども、いろいろ活性化していければと思います。

それでは、次に企画財政課長に協働のまちづくり事業についてお聞きいたします。経費等についての報告レポートが出されると思いますが、その活動内容については、実際に現地に行って内容を確認しているのかをお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

本町における協働のまちづくり事業は、町民団体等が自主または主体的に企画、実施する公益性の高いまちづくり事業を推進するために、要する経費に対し、町の予算の範囲内において助成金を交付する事業でありまして、平成21年度より実施をしております。

まず、活動内容について現場確認しているかのご質問でございますが、事業終了時に提出していただきます事業報告書に添付される写真で活動内容を確認するとともに、年1回、協働のまちづくり事業審査委員が、9月頃に現地視察を行っております。その際、担当課の職員が立ち会って、委員の方からの質問等への対応をしているところでございます。また、職員が、町内に外出する際、現場の状況について、随時確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。活動内容を報告レポートだけではなく、実際の現地に行って確認されているということで、ありがとうございます。

現在は、登録数が横ばいであるということを聞いています。それが普及していない原因や今後の方

針、PR方法についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

次に、登録者ということでございますが、過去5年の推移を見てみますと、平成28年度が9団体、29年度、8団体、平成30年度、7団体、令和元年度、8団体、そして今年、令和2年度が9団体ということになっております。ご質問のように横ばいでございます。主な要因としましては、ここ数年、新規の団体が立ち上がる一方で、目的を達成したことにより活動を終了する団体や、会員の高齢化、会員数の減少により活動を終了する団体があることから、横ばいの状況が続いております。

今後の方針、PR方法としましては、広報ちよだで年に2回ほど団体募集の記事を掲載するとともに、年度当初の4月の区長会におきまして、協働のまちづくり事業についての概要説明と団体募集のチラシを配布してPRを行うなど、協働のまちづくり団体が増えていくように今後も努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） いろいろとありがとうございます。よく分かりました。ケーブルテレビさんとか取材に来たりするのもありますので、ぜひそういう取材されたりしたときには、協働のまちづくり事業とかいうのを入れていただいたりとか、いろいろとPRも引き続き考えていただければと思います。町が活性化してくると思います。

それでは、最後の質問です。高橋町長にお聞きいたします。現在、新型コロナウイルスの影響というだけでなく、近年では住民同士の交流が減ったり、集まる機会が減っているように感じます。本町の在り方として、住民の直接的な交流を大切にしていくことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 住民同士の交流を大切にしていくという質問ですけれども、議員の質問にもありましたとおり、近年住民同士の交流が減ったり、集まる機会が減っているとの声を耳にしております。昨年については、特にコロナ禍において、この傾向により拍車がかかっていると感じております。住民の交流については、まちづくりの基本であると考えており、大切にしていかなければならないものと認識しております。

幾つか例を挙げますと、まず各地区で設立されております自主防災組織については、防災訓練や防災講習会等を通じて、ふだんから地域住民の方々が交流を図ることにより、災害における地域での初期消火や迅速な避難行動へとつながることができると考えております。

また、教育委員会において実施している生涯学習推進事業については、行政区ごとに活動内容は異なるものの、地域住民の方が参加することで、行政区内の多世代交流が図られると思います。更には、

各スポーツクラブによる活動では、野球連盟によるリーグ戦をはじめ、文化協会における各種活動など、多世代を超えた同じ趣味によるつながりにもご尽力いただいております。

また、近年では、ちよだ利根川おもてなしマラソンや川せがき、桜まつりイベントによる交流人口や関係人口と呼ばれる本町を訪れる方が増えてきております。それらに対応すべく、ボランティアといった新たな住民同士の交流の形も生まれてきているのではないかと考えております。

先ほど述べたとおり、住民の直接的な交流については、今後においても大切にすべきものと認識していることから、本町といたしましては、これらの活動の支援を通して、住民同士の交流を支えていきたいと考えております。先日、2月22日にオープンした陽だまり交流館や、現在工事中の仮称であります、総合保健福祉センター複合施設についても、多世代交流の場として活用をいただければと考えております。

常々私も思うのですが、一人も取り残さないように、基本は弱者目線でふだん考えております。先ほど質問があったように、一番少ない隣組同士、今から50年前はとんとんとんからりんと隣組という歌もあったように、隣組を脱会する方が今増えてきております。そういうのを少しでも行政としては食い止めていきながら、脱会する方もやめるのは様々な理由があると思いますが、その中でも周りの住民が困ったときは、行政としてサポートを行っていく必要があると考えております。行政は最大のサービス業と考えていますので、今後も議員さんも困っている住民がおりましたら、ぜひ行政と一体となって前向きに考えていければと思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。

住民の交流というのがまちづくりの基本というお考えで、非常に素晴らしいと思います。高橋町長をはじめ、ここにいる皆さんは、人と人との交流というのをとても大事にしていると思いますので、千代田町で隣組とか、大きなイベントとか、小さなものから大きなものまでいろんなものがありますけれども、みんなで楽しくいい町にしていければと思います。陽だまり交流館もこの間見学させていただきまして、非常に素晴らしいところで、ああいうものがある町っていいなと思っています。いろいろとありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をしていきます。

まずは、シニア世代の活躍の場について質問いたします。最近、皆様方も新聞やテレビなどのメディアから「人生100年時代」という言葉を聞く機会が多いかと思います。人生100年時代とは、人間の寿命が100歳へと向かう中で、人生設計の見直しが必要であるということだそうでございます。今回は、シニア世代に絞って話をしていきたいと思います。実際に企業の中では、定年を延長したり、廃止したりする動きがあるようですし、国においても高齢者が生涯現役を実現できる社会に転換していくため、健康寿命を延ばす取組みに加え、知識や経験を有する人材が活躍し続けられる環境の整備が求められています。

これは、本町においても同じことで、町の課題となっているところにシニア世代の活躍する場ができれば、シニア自身も仕事が生きがいにつながり、生活が充実していくことで、健康寿命の延長が期待されます。また、シニアの持つ経験と知識が、若い世代と交流することで継承もされます。そして、何より町の課題解決にも役立ちます。

私から、本町におけるシニア世代の活躍の場を5つ、提案という形で質問したいと思います。この提案では、最初の人材募集や制度設計については担当各課局が担い、軌道に乗ってきたところで、運営はシルバー人材センターで行うことをイメージしております。

では、最初の質問でございます。消防団の各班ごとに3名程度のシニア枠をつくるというのはどうでしょうか。3名いれば、消防車両が出動できるからでございます。昨年末に地元で火災が発生いたしました。白昼ということもあって消防団員の出動が遅れておりました。私が火災現場に着くまでに、詰所の前を通りましたが、消防車両は出動していませんでした。火災現場に着いてしばらくすると、地元の人ではないと思われる方だったのですが、地元の消防団はどこにいるのだと話されておりました。私も消防団の経験がありますので、そのように言われるとつらいなと思いました。

しかし、周りを見渡しますと、70歳前後で消防団の活動ができそうな方たちが、見物人としてたくさんいらっしゃいました。この人たちが消防団員だったら、即出動できたのになと感じたところでございます。消防団員の構成は、どうしても現役世代になってしまいますので、シニア世代を消防団に入れることで、より早く出動できますし、消防団員の成り手不足にも寄与いたします。また、いろいろな世代が入ることで地域の活性化にもつながります。

そこで、消防団員のシニア枠をつくるということについて、総務課長のお考えを聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

消防団員の皆様方には、本業を持ちながら、町民の生命と財産を守るため、年末の夜警など火災予防、警戒活動のほか、地震、風水害等の警戒及び現場対応に当たっていただいております。平時におきましても機械器具の点検や習熟度の向上のため、各種訓練を実施し、地域住民からも高い期待が寄せられております。

しかし、全国的に消防団員が不足している地域が多くなってまいりました。本町におきましては、おかげさまで103人の定員ですが、今のところをカバーができていますところでございますが、議員ご指摘の白昼に発生した場合の対応についてでございます。年末に本町で発生した火災の消防団の出動状況について、千代田消防署に確認をしたところ、消火活動に特に問題はなかったということでしたが、今後も同じような火災がいつ発生するか分かりません。

このようなことから各班にシニア枠を設け、その対応に備えるのご提案をいただきました。各班にシニアの方の枠を設け活動いただく場合、通常の訓練に加えまして、ポンプ操法訓練、秋季点検、歳末夜警、出初式など多くの活動にも参加いただくこととなります。この通常の活動を行う消防団員制度のほかに、機能別消防団員制度というのがございます。この制度は、消防団を引退した方が、その豊富な経験を生かして消防団活動に関わることができる制度でございます。体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加できなくても、無理のない範囲で活動できるといったものでございます。現在、本町では、消防団員の定員は確保できていますが、今後必要が生じたときには、シニア枠の導入につきまして、他の地域での取組みも参考にしながら、消防団、消防署とも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 今後、取組みをする可能性もあるというご答弁だったかと思いますが、ぜひ多世代交流にもなりますので、期待したいと思っていますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きたいと思います。旧東幼稚園に多世代交流施設である陽だまり交流館が完成いたしました。その施設や児童館、学童保育のお世話係といたしまして、シニアの活躍の場を設けてはどうかと考えますが、住民福祉課長はどのように考えますでしょうか。圧倒的に少ない女性シルバーの働き口の確保にもなりますし、西小学校の学童保育の人手不足にも役立ちます。住民福祉課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

多世代交流施設や学童、児童館にシルバー人材を派遣することについてでございますが、まず学童及び児童館の支援員は有資格者でお願いしている状況にあります。通年保育のスタッフは、現在確保できておりますが、長期休暇の間だけ利用する短期保育が増える期間は、パートタイムの支援員を補充して運営しております。教育委員会の学習支援員が、ちょうど夏休みなどの休校の期間と重なりますことから、全面的に協力していただきながら運営しているところでございます。子供との関わりは、シルバー会員の健康維持、増進にもよい影響をもたらすと考えますし、女性シルバー会員の働き口確保にもなりますので、現時点では依頼の予定はありませんが、選択肢の一つとしていければと思っています。また、多世代交流施設でも同様に、今後の運営の中で単発的に人手が必要な場面があれば、

積極的に派遣について考えていければと思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6 番、橋本議員。

○6 番（橋本和之君） 分かりました。今の答弁の中で、子供と関わることで健康寿命の維持に役立つというような答弁があったかと思いますが、まさにそのとおりで、この質問、私、去年の12月の新聞で、栃木県が、シルバー人材センターが女性会員の獲得に力を入れていて、調理補助とか学童保育支援や接客という講習会を開いて、要は職業訓練です。そういうのをやってからシルバー人材センターを通して働いてもらうというようなやり方を取っていたのを見まして、本町もぜひ参考にしてみたいと思って質問いたしました。ぜひ今後よろしく願いできればと思います。

次の質問に行きたいと思います。教育委員会に質問いたします。小学生の下校時の見守りを、シニア世代に有償でお願いする考えはありますでしょうか。現在も子ども安心安全パトロールボランティアの方がいらっしゃいますが、人数がとても少ないのが現状でございます。経費が多少かかっても、大泉町のようにパトロールの人数が多いほうが、子供たちも安心だと思います。また、最近では地域間の交流も希薄のように感じます。少子化により子供のいない世帯は、どうしても子供への関心が薄まります。その対処法といたしましても、有償ボランティアは有効ではないかと思いますが、教育長はどう考えるかを聞きたいと思います。よろしく願います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

小学校の下校時の見守り活動につきましては、以前ほかの議員さんからの一般質問でも答弁させていただいているところでありますけれども、現在本町におきましては、一般ボランティアである安全安心パトロールボランティアを中心として見守り活動を行っております。広報紙やケーブルテレビ等でボランティアの募集を行っていますが、現在では担い手が足りていないため、今後各種団体に直接ボランティアの協力をお願いするなど、更なる周知を行い、ボランティアを増やしていきたいと考えております。ボランティアの皆様には、自発的な取組みとして、できる範囲で無理なく継続して活動していただいております。一人でも多くの方に見守り活動に参加していただきたいと考えております。

現段階におきましては、小学生の下校時の見守り活動をシルバー人材に委託することは考えておりませんが、シニア世代の皆様におかれましては、ぜひとも安全安心パトロールボランティアに参加いただき、ご活躍いただければと考えているところであります。また、防犯カメラの設置など、設備面で小学生の下校時の見守り活動の充実を図ることで、保護者のご負担を軽減していきたいというふうにも考えているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6 番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 各種団体をお願いしてボランティアを募集しているということでございましたが、それも続けていってほしいというのと、あとどうしても増やすというのは、まず見守り隊を多くすることが重要なと思いますので、最初は有償でもお願いして、それから少し、余りよくないかもしれませんが、有償部分を少なくしていくとか、そういうようなやり方も取ってもらえるといいのかなと思いますが、次の質問に行きたいと思います。

今年の1月28日に太田市外三町クリーンセンターへ管内視察に行きました。そこで、改めて本町のごみ量の多さを指摘されました。そのとき、これもまた管内視察で明和町のもったいない館を訪問したことを思い出しました。もったいない館では、仕分け作業にシルバー人材の方が活躍されていて、町民の分別意識も高く、ごみ減量化の効果が出ています。本町でも取り入れてみてはと思いますが、いかがでございますでしょうか。

本町では、定期的にごみ減量化の啓発に広報などを通じて発信しておりますが、更にインパクトを持たせるためにも、旧フジマート跡地にもったいない館のような拠点回収場所を設けてはと思います。現在も役場とKAKI NUMAアクアで拠点回収をしています。粗大ごみも出せる少し大がかりなものを造ってもいいのではないかと思います。また、フジマート跡地は町民の目に留まりやすい場所ですし、誰もが何をしているのか気になります。ごみの減量化を目的としているということを知れば、資源ごみ分別の意識向上に役立つと思いますが、シルバー人材に活躍してもらおうということについて、建設環境課長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

明和町にありますもったいない館は、資源物の回収施設として明和町内に3カ所設置されており、各施設の管理をシルバー人材センターへお願いしていると伺っております。千代田町でも、今後このような資源の分別回収施設は、ごみの減量化を推進する上で必要と考えており、検討を始めております。そうしますと、そこに携わる人員が必要となりますので、千代田町におきましても高齢者の雇用促進のために、社会福祉協議会を通じましてお願いできればと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。この後検討していくというか、やっていただくようなご答弁だったかと思いますので、ぜひ期待したいと思います。どうしても本町はごみの排出量が、5年前だったですか、最下位だったこともあって、何かしらの手を打たなくてはいけないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。本町では、次の質問項目でも触れるのですが、今後観光に力を入れていく方針であります。町の観光名所の説明員や野菜収穫体験などの作業指導員に、シルバー人材を活用する考えはありますか。例えば光恩寺や渡船場、テレビドラマの撮影現場巡りなどの

説明員、作業指導員ではトップツアーなどのツアー時だけではなくて、貸し農園の野菜作りや木の剪定法など、または利根川を活用したマリンスポーツの指導員や釣りの指導員、投網や仕掛け網などを使った川魚漁体験の指導員もいいのかなと思いますが、産業観光課長はどのようにお考えになりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

本町では、平成28年度から、東京方面の方々を対象とした観光誘客ツアーを実施してまいりました。令和2年度は、コロナ禍の中で残念ながら中止となりましたが、例年の観光ツアーでは、工場見学や野菜収穫体験、赤岩渡船の乗船、赤岩光恩寺の文化財の見学などを組み込んで実施しております。それぞれの見学場所や体験場所では、その場所の関係者や団体の方々にお世話になり、詳しい説明や指導をしていただいておりますので、今後も同様に実施してまいりたいと考えております。

また、いろんな誘客ツアー以外の部分でというところでのご質問だったのですが、例えば赤岩の渡船の風景については町を代表する観光スポットでありますので、赤岩の宿通りにつきましては、渡船により栄えた宿場町としての歴史がございます。その当時の宿場町の地図と渡船の歴史について、協働のまちづくり事業として看板を作製している地元の方々がおりますので、今後そういった方々が観光ボランティアとして活動していただけるようであれば、町としても活動の支援を行いたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。渡船場付近のというところでご検討いただいているということですが、本町は観光名所の発掘も多分されているかと思うのですが、それと同時に観光客を呼び込む前から、説明員の人材確保と教育のほうを一緒にしていただけるといいのかなと思いますので、よろしく願いできればと思います。

次の質問に行きます。この質問項目の最後に、町長がシルバー人材の活性化について、どのような考えを持っているかを聞きたいと思います。町長が大ファンである矢沢永吉氏も、たしか71歳だと思いました。まだまだ現役でファンを魅了しております。私が今回提唱しているシニア世代は、70歳前後の方を想定しています。矢沢氏と比べるのもどうかという意見もあろうかと思いますが、今のシニアは総じて元気でございます。また、人と交流して他人や地域の役に立ちたいと考えている方は、たくさんいらっしゃるかと思います。その方たちに活躍する場を設けてあげるのが、行政の役割かと思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員が述べられたシルバー人材の件なのですが、今後のシルバー人材の活性化ということですが、矢沢永吉は71歳で、今年72歳になるのです。あの方は朝も6時に

起きまして、あるホテルでフィットネスへ行って、すごいミュージシャンですから、ものすごく体力は鍛えています。2時間半のステージもフルで動いてびくともしない体力づくりも、ふだんやっているのかなと思っています。

ご質問なのですが、シルバー人材は高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の福祉向上に貢献する組織であります。ライフスタイルに合わせた働き方で、経験を生かしながら健康的に生き生きと過ごされる会員さんは数多くいます。しかし、今の60歳代の方は、仕事を続けていく方が多くなりました。シルバーの登録者数は減少傾向にあります。そこで、もっとシルバー人材のPRを行い登録者を増やすとともに、依頼の獲得に努めていく必要があると感じております。また、新しい仕事の開拓や掘り起こしも行っていきながら、魅力ある活発なシルバー人材としていきたいと考えております。

昨年の決算の9月の議会だったと思うのですが、議員各位のところにもシルバーの資料が行っていると思います。再度申し上げますと、売上げが平成29年が4,729万6,000円でした。30年が4,734万9,000円でした。令和元年度が4,714万1,000円でした。といいますのは、売上げがやや横ばいという状況です。登録者数が、平成29年が86名、平成30年が80名、令和元年が79人です。やや横ばい状態です。受注件数が、平成29年が424件、平成30年が492件、令和元年が453件であります。かみ砕いてこれを言いますと、事業所からの依頼が平成29年が94件、平成30年が101件、令和元年が95件です。個人のほうの依頼が、平成29年が330件、平成30年が390件、令和元年が358件でありました。やや変わらずなのです。3年間の傾向を見ますと、売上げは同じで、しかし内訳を見ますと、公共、民間もあります。これも変わらないという状況であります。受注件数も変わらず、会員数は多少減少しているということが言えると思います。

全体を考えていきますと、議員が考えているシルバー人材は、今後どのように活躍の場をとの質問ですが、これを働く場所の提供、いわゆる受注を増やすと。特に公共では限界があります。民間受注を増やすことが、まず第一の目標かなと、こう考えております。人材の登録者数も、増やすことが前提かなと考えております。人が増えるということは、売上げも増えていくということだと思います。その逆も言えると思います。売上げを増やすということは、人を増やすということ。売上げが増えて人が同じということは、1人に対しての負荷が多くなってくるという状況が、普通に考えればあるかと思いますので、まず売上げを伸ばす、会員数を増やすと、同時にやっていく。それと同時に、受注の件数を増やしていくと、これが前提かなと、こう考えております。

先ほど議員が述べたように、公共施設もちろんシルバーにお願いできるところはお願いしていきたいと、こう考えております。しかし、公共のほうも人手が足りているところは、これはシルバーに頼らず、今現在でも十分間に合っているかなと。今現在、多世代交流施設のほうは4名いるのです。再任用職員が3名、パートが1名、十分間に合っているのです。ただ、先ほど須永課長が述べたように、夏休みとか、そういうときには横の連携を取りながら、教育委員会と連携を取りながら、あそこ

で今運用しているという状況なのです。ですから、我々も通常で考えれば、売上げを増やして行って、シルバーに関しては人も増やしていくという状況がいいのかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長、ありがとうございました。PRもしながら人材確保していただいて、働く場の確保、民間で需要を掘り起こしてもらって、どんどん拡大をこのままお願いしていただければと思います。

次の質問項目に行きたいと思います。観光政策についてでございます。先月からNHKの大河ドラマで渋沢栄一を主人公とする「青天を衝け」の放送が始まりました。放送が決まった2年くらい前から、コロナウイルスの影響があるにせよ、渋沢栄一の生誕地である深谷市には、たくさんの観光客が訪れていますし、今後は更に大河放送の影響でにぎわうことだと思います。深谷市は、本町から車で三、四十分の距離でございます。そこに訪れる観光客の一部でも本町に誘導できないものかと思いますが、何か考えはありますでしょうか。

例えばなのですけれども、鉄道ツアーと称しまして、りょうもう号で館林まで来てもらい、そこからはバスでサントリーの工場見学、野菜収穫体験やイチゴ狩りなどを本町で楽しんでもらい、渡船場からポンポン船で埼玉側に渡って、バスで深谷の渋沢栄一記念館などを巡り、熊谷駅から新幹線で帰ってもらうというツアーはいかがでございますでしょうか。

また、本町と深谷市はそれほど離れていませんし、渋沢栄一と群馬県は関わりが深かったため、調べれば、もしかしたら光恩寺辺りに渋沢栄一がお参りに来ていたということがあったかもしれません。そして、探せば渋沢栄一の遠い遠い遠い親戚が、本町にいらっしゃるかもしれません。先ほどの観光説明員の質問ではないですけれども、光恩寺に渋沢栄一が参禅したときのエピソードを、渋沢栄一ゆかりの説明員が詳しく語れば、渋沢栄一ファンにとってはたまらないものになると思われます。少し飛躍した観光施策でございますが、深谷市に訪れたいと思っている観光客の本町への誘導策について、産業観光課長の考えを聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

現在、放送中のNHK大河ドラマ「青天を衝け」の主人公、渋沢栄一氏の誕生の地である深谷市では、大河ドラマ「青天を衝け」深谷市推進協議会の設立や、深谷大河ドラマ館のオープンなど、関係団体と行政が一体となり、これまで以上の盛り上がりを見せております。渋沢栄一氏は、新紙幣の肖像としても注目度が高く、コロナ禍ではありますが、深谷市に一定以上の観光客が訪れることが予想されます。

深谷市は、本町から車で三、四十分ほどの場所にありますので、同市への観光客の一部を本町に誘導することができれば、千代田町の魅力をアピールする機会にもなり得ると考えます。新型コロナウ

ウイルス感染症が取り巻く社会全体の情勢を見極めながらの判断となっていきますが、深谷市と千代田町とのつながりを研究し、江戸文化や渡船など、本町の観光資源とどういった関連づけが可能なのか、引き続き模索をしていきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 深谷市は本当に近距離でございますので、観光客が来るのが分かり切っておりますので、ぜひ本町単独で難しいということでございましたら、近隣市町と連携をして何か手だてを考えていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。本町では、今年度から観光に力を入れるべく、経済課から産業観光課へと名称変更をいたしました。残念ながら新型コロナウイルスの影響で、当初の予定どおりにはならなかったと思います。それは、群馬県のデスティネーションキャンペーンも同じだったと思われます。先ほど大河ドラマの質問と関連いたしますが、富岡製糸場の初代場長が渋沢栄一の義理の兄であったというので、本来ならもっと富岡製糸場に観光客が訪れてもよかったのですが、令和2年は令和元年の半分以下の人出だったと、先日発表があったと記憶しております。

そこで、令和3年度はコロナを経験して1年がたちます。withコロナとして、どのような観光政策の取組みをしていくか、そういう予定かということ産業観光課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、今なお収束の見通しは立っておらず、今後も3密防止と安全確保を第一に考え、住民感情や社会的ニーズに配慮しながら、慎重に観光事業に取り組むことが求められております。令和3年度においては、引き続き新型コロナの状況を見極めながら、川せがきや産業祭といった従来の事業については、実行委員会等で実施できるかどうかの判断や実施内容の検討を行うとともに、新たな町の魅力創出のため、観光資源の掘り起こしを図りたいと考えております。

主な取組み内容といたしましては、利根川水系連合総合水防演習後の河川敷の有効利用を図るため、検討協議を進めるとともに、民間の方が取り組んでおります寺泊につきましても、町の新たな宿泊施設として、本町での観光滞在時間の伸びにつながることから、関係者と連携を図りながら支援をしてまいりたいと考えております。

また、赤岩の光恩寺をはじめとする寺社仏閣にあります各種文化財や既存行事につきましても、町の魅力度アップとにぎわい創出のため、関係者の意向を踏まえつつPRや支援を行ってまいります。また、平成28年度から実施しております観光誘客のための周遊ツアーにつきましては、大型バスでの実施が困難な状況が続くようであれば、オンラインによる観光ツアーも選択肢の一つとして、ほかの自治体の取組み等を参考にしながら検討していく考えでございます。

町の情報発信につきましては、観光パンフレットやグルメガイドの活用のほか、コロナが収束し、

気兼ねなく遠方からでも来訪いただける状況になったときのためにも、ラジオ、テレビ、情報誌などの各種メディアや、SNSを活用した効果的なPRに引き続き努めていきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。オンラインツアーというあまり聞き慣れないことが出たのですけれども、ぜひこういう新しい取り組みというのはしていただければと思います。また、まだ今年度ですね。イベント関係が軒並み中止になりましたので、来年度、3年度はなるべく対策を取りながらやれるものはやっていただきたいと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

最後の質問になります。今後の観光における事業展開について、大きな方針を町長に聞きたいと思っています。水防演習会場の跡地利用構想、先ほども出しましたが、それもありますし、町長としても観光政策に思い入れがあると思いますが、まずは町長のご答弁に先立ちまして、また橋本和之の実現が非常に困難な事業提案の話をしたいと思っています。

今年度は企業版ふるさと納税制度をつくっていただきまして、ありがとうございました。コロナの影響でなかなか募集ができなかった様子ですので、今後に期待したいと思っております。その企業版ふるさと納税ですが、去年の10月から人材派遣型といって、企業の職員を自治体に派遣してもらう制度ができたようでございます。それを活用して、例えばサントリーから企画の若い社員を受け入れて、町側のサントリーとの交渉人にします。観光事業というか、イベント事業といたしまして、タイトルが「利根川でサントリービールを飲もうぜ」と題しまして、水防演習会場の跡地に移動式の巨大なスクリーンを設置して矢沢永吉氏のコンサート風景を流します。今回の質問は、矢沢押しでいきたいと思うのですが、矢沢永吉氏への交渉は、サントリーから町への出向社員と、イベント主催者をお願いするサントリーに担当してもらいます。本町は協賛という立場でございます。

跡地場では、ふだんはバーベキュー場に使ったり、マリンスポーツの休憩場に使います。そして、年に数回、矢沢氏の曲を参加者でギターを弾いたり、スタンドマイクのパフォーマンスをしたりするイベントをいたします。私は、矢沢永吉氏の歌を町長のお声でしか聞いたことがありませんので、ギターとマイクのパフォーマンスが適当であるかどうかは分かりませんので、ほかのものでも構わないと思っております。そして、何回かはスクリーンの中に町長が矢沢氏のものまねで出演して、場を和ませたりもいたします。なかなかニッチでコアなファンが集まりそうではないでしょうか。以上で私の事業提案を終わりますが、これについてのコメントはあってもなくても構いません。

それでは、本題の町長の観光事業の大方針がどのようなものであるかをお聞きしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 非常にいい提案だと思います。これもぜひ前向きに考えていければと考えております。

12年前にメンバーが20名ぐらいで、観光研究会というのを民間の方と立ち上げました。今日見えていますけれども、坂本松夫さん等もメンバーでありました。そんな中、いろいろな部分を模索したりしてきたのです。その中で、二十幾つの町を掘り起こす観光というのが幾つかあるのです。細かいのも含めた中で。今現在はコロナ禍の状況なのですが、その中で民間企業等の力を取り入れながら、新たな観光資源の掘り起こしに更に努めていきたいと、こう考えているのです。

例えば従来ですと、千代田町内で掘り起こす観光、先ほど述べたように二十数個あったのですが、町内で完結するような観光を考えておったのですが、今後は町内のみの観光にこだわらず、千代田町の立地条件を生かしながら、渡良瀬川、利根川、荒川と、川をポイントとした町から車で30分から40分程度の地域も含めて、足利学校、館林の多々良沼、妻沼の聖天様、もちろん渋沢栄一氏も含めた足利、東毛、埼北といった広域的なエリアでの観光事業について、観光を図っていくことも必要だと考えております。町で完結するだけでなく、できれば広範囲に、車で少なくとも30分、40分ぐらいで行って、その一環で千代田にも寄っていただくという方向で考えていくのが、今の時代には即しているのかなと、こう考えております。

また、町民の方々の取組みとして、先ほど坂部課長が述べたように、新福寺地内では寺泊事業を進めている方がいたり、協働のまちづくり事業により、赤岩渡船場付近に昔の赤岩宿の看板を作製し、設置しようとしている地元の方々など、観光に対しての積極的な方も大勢おりますので、そういった方々と連携し、協力、支援しながら、今後の町の観光事業を進めていくことも重要であると考えております。

よく思うのですが、やはり観光というのは、先ほども述べたように川、ここで言う川がポイントかなと思います。河川敷の有効活用、皆さんのほうには、また6月の議会のほうで、有効活用という方向でいきたいということも示したいと思いますので、先日10回の会議を開きまして、いろいろ今模索しているところでありますので、そのときはまた皆さんにお示ししたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 橋本議員に申し上げます。

時間も過ぎておりますので、質問を終了してください。

6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長、ありがとうございました。

以上で、私橋本和之の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時10分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 議席番号5番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、千代田町では、子どもと子育てを地域で育む千代田町を目指しているかと存じます。平成31年4月からは、東西幼稚園、保育園が認定こども園に移行もしました。また、母子健康サービスと子育て支援サービスをワンストップで一体化に提供をするという目的で、本町では千代田町子育て世代包括支援センター運営事業もスタートしています。これも平成27年から平成31年度までの5年間に計画をされていた子ども子育て支援施策、千代田町子ども・子育て支援計画事業に取り組んだ結果という形で今現状あるのかと思います。そして、今現在、第2期、次期計画として令和2年度から令和6年度までの5か年の計画で、千代田町第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、スタートをしているところであるかと思います。

そこで、まず初めの質問に入らせていただきたいと思います。まず、初めの質問でございますが、子供が元気で笑顔でまちづくりをについてでお伺いさせていただきたいと思います。本町では、0歳児、乳児から3歳児までの乳幼児等は、一定期間ごとに健康診断を行っているかと思います。医師の下に発達や発育を確認して、そこで不安があった場合は、保護者の方は医師や町の保健師さん等と相談をしながら、支援を受けながら我が子の成長を見守っていくのかと思います。多くの場合、発達障害等は2歳から3歳児の時期に分かるというふうにも言われています。

そこで、まず初めに質問ですが、3歳児までの定期健診が終わった後の健診で、こども園等で定期的に3歳児、4歳児、5歳児健診等も行われているかと思います。子供の発達や発育に不安があった場合や、また不安を抱えた場合、相談や支援などの体制は町としてどのように行っているか。また、周知はどのように行っているのかを茂木健康子ども課長にお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

町では、乳幼児の健康状態の把握のために、年齢段階に応じました各種健診事業や相談事業などを行っており、成長や発達状況の確認、疾病の早期発見や早期治療、栄養状態や予防接種の時期や種類の確認、そういった内容を保健師が保護者との信頼関係の中で日々業務に当たって、支援体制の確保に努めてございます。

ご指摘のように一般的に幼児健康診査のうち、3歳児定期健診の終了後から就学前健診までの2年間の健康支援や発達支援の対応が話題になることが多い状況でございますが、本町の保健センターにおきましては、幼児の発達状況に応じて、希望する保護者の方に対しましては、幼児相談を毎月1回、

また養育相談を3か月ごとに1度、更にあそびの教室として発達を促す支援事業も毎月行っており、更に日々の業務の中では、随時各種相談を受け対応を進めておるところでございます。

特に現行の健診では限界があるとされております発達障害の発見機会などについてですが、3歳児健診ではまだ分からない部分も、5歳児くらいになると、ある程度の社交性や交友関係、社会性が身につくにつくまして、集団生活の中で障害が発見しやすくなるというようなことから、町内のこども園とも連携を図りながら対応してございます。

また、先ほどお話ございましたが、本町は平成31年4月より、郡内でいち早く子育て世代包括支援センターのほう立ち上げておりまして、妊娠、出産、子育てと、各段階に応じた切れ目のない支援体制を図りまして、一体的かつ総合的な支援を進めておりまして、保健、医療、教育、そういった様々な分野にわたり、切れ目のない支援の確保を行ってございます。こうした支援事業の周知につきましては、子育て情報を一括にまとめた子育てサポートブック、更には暮らしの便利帳、町のホームページや広報紙、また各種健診機会なども通して、広く広報周知に努めているところでございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。こども園とも連携をしながら、子育て包括支援センターもうまく活用しながら、今後もしっかりと周知をしながら、心と体のケアをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、小学校の入学に当たりという部分で、心身の健康状態を確認するということで就学前健康診断を毎年本町では秋口ですか、小学校に入る前に行われているかと思います。その目的としては、疾患や異常を見つけ、治療や支援につなげるためですとか、就学先のそれによって判断材料に活用するためとか、健康状態について関心を寄せ認識するためなど、そういった部分も含めているのかと思います。

そこで、就学前健診を受ける前から児童生徒の部分、先ほど茂木課長のほうから、いろいろと保護者の不安を拭くような部分で、定期的に保護者と相談をし合っていますという話もありましたが、そういった部分で発達、発育に不安があった場合、就学に当たり、教育委員会やこども園、保護者の連携というのはどうなっているのか、岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 就学前に児童の発達等に問題があった場合に、どのように教育委員会及びこども園、保護者は連携しているのかということで、質問にお答えしたいと思います。

児童の発育、発達の悩みや子育ての悩みにつきましては、保健センターで実施されている乳幼児健診相談にて相談することができます。こども園や保育園などに通園している場合は、園を中心に適宜保護者との面談等を実施し、問題の解決に努めているところであります。教育委員会とこども園との

連携につきましては、年2回の園訪問にて情報を共有し、必要に応じて保護者へ専門医を紹介しています。

また、年中児以上で言葉の発達の遅れが見られる場合には、言葉の発達支援を目的として、西小学校内に設置されていることばの教室を紹介し、担当教員との面談を進めております。更に、毎年1月中旬に町内の年中児の保護者に対して教育相談のご案内を配布し、希望者との面談を実施しているほか、随時保護者からの相談希望を受け付けており、教育委員会、こども園、健康子ども課が連携して対応に当たっているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。

次の質問なのですが、小学校に今入学する部分で、普通学級と言われる部分と通級という部分と、特別支援学級だとか特別支援学校といった部分で、子供たちはそれぞれの発達等に合わせた部分で就学されるのかというふうに思います。就学時前健康診断を行った結果、児童生徒、子供の発育発達に不安があった場合、就学先の判断というのはとても難しい部分があるのかなというふうにも思います。それも判断して進路を決めていかなくتهはいけない部分というの、非常に親にとっては苦渋の部分もあるのかなというふうに考えます。特別支援学級や特別支援学校へ就学する児童生徒に対して、町として支援や補助制度もいろいろとあるかと思いますが、保護者に対して、いつ頃支援や補助制度などの説明を周知も含めて行っているのか、どのように対応しているのかというのを、引き続き岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 保護者に対して支援や援助をどのようにしているかということでお話し申し上げたいと思います。

まず、就学時前健診につきましては、例年10月に実施しております。就学時前健診において、発育、発達に対し不安が分かった場合には、すぐに教育委員会よりその児童の保護者へ連絡させていただき、専門医への受診を勧めております。専門医は、教育委員会より指導主事が同行し、児童の発達検査等を受けていただいております。発達検査等について専門医の意見を受け、教育委員会におきまして、その児童の就学について審議いたします。審議の結果に基づいて、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級を進める場合には、保護者との面談を行い、保護者の意見を十分に尊重して就学先を決定しています。

本町の小学校の特別支援学級へ入級した児童につきましては、世帯の所得に応じて、学用品や給食費などの費用の一部を補助する特別支援学校就学児童生徒奨励金が支給されます。入級が決定した時点で、教育委員会より保護者へ奨励費の支給に関する通知を発送しております。入学後に改めて通知

を発送し、必要な手続を行っていただいた上で、年3回に分けて、学期末に奨励費を支給しております。特別支援学級へ入級した児童につきましては、特別支援学校小学部または中学部に就学する児童生徒に対して支給する特別支援学校就学児童生徒援助金を、毎年年度末に支給しております。以上のような体制で対応しているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 先ほどの答弁の中で言うと、支援学級に関しては、奨励費のほうを決まった時点から支給して年3回という形で、学校に通われる場合に関しては、援助金のほうを年度末に支給という形をというような答弁だったかと思います。

小学校に入学するに当たりまして、私も子育て経験なのですが、ランドセルだとか机とか、いろいろと準備をするかと思っています。そういった部分で、特にランドセルとか机とかというのは、おじいちゃんやおばあちゃん等が購入してくれるケースというのも多々あるのかなというふうに思います。その中で購入時期に関して、健診は10月ですか。10月以降にランドセルを買おうというふうに考える子というのは、世帯的には少ないのかなと。やはり、お祝い事ですので、早め早め、特にテレビCMなんかも早め早めで、ランドセルに関してはCMも行われているのかなという部分があります。そういった部分で10月の健診がたって、ちょっと発達に障害が見受けられますと。そういった部分で、普通学級ではなく、通級なり支援学級だとか、特別学校にという部分で判断をした場合、支援があるという話はあるのですけれども、そういった部分で考えていくと、周知をしていく時期というのがちょっと遅いのではないのかなというふうに思います。そういった部分で、小学校に上がる児童生徒は、当然町としては把握しているのだと思いますので、その辺を小学校に入学する保護者全体に対して、千代田で言えばこども園の年長児、それに対して障害がある、ないにかかわらず、全員にしっかりと周知していくというのも一つ必要なのかなというふうに考えます。

そこで、支援、補助等の説明について、保護者に説明、周知をするという部分で、こども園の担当である健康子ども課長、茂木課長に、その辺説明、周知をしていくという考えについて、どう考えているか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

本町が行っている支援、補助制度などの周知についてでございますが、先ほども申し上げましたが、一体的な情報掲載といたしまして、町の子育てサポートブックや暮らしの便利帳などのほか、その都度町の広報紙やホームページ、案内通知などでも情報をお伝えしてございます。今後とも健康子ども課としては、地域の子育て支援に関する様々な支援、補助制度など、そういった有用な情報を保護者のご理解とご協力をいただきながら、こども園や教育委員会、住民福祉課などとも連携を図り、幅広い保護者の方々に様々な周知機会や広報媒体を活用して、必要な情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。これからも早め早めに周知をしていていただいて、特に就学に関しては、10月の健診から多分年末、本当に数週間の間に進路を決めていかなければいけないのかなという部分もあります。親にとって、ある程度将来を左右する部分というのも多々あるのかなというふうに思いますので、そういった部分、早め早めという形で周知をしていていただいて、やはり周知してあって、それを知っている世帯が増えていけば、地域全体でもそういった取組みについて支援だとか、いろんな部分でつながりという部分になっていくのかなというふうに思いますので、今後とも子供が元気で笑顔で子育てできる環境づくりについて取り組んでいただければと思います。

それでは、2つ目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。子供と子育て家庭をみんなで応援するまちづくりについてという形で質問をさせていただきます。この部分に関しては、今、全国的に様々な団体が活動を行い、近年急速に増えている子ども食堂についてお伺いをさせていただきたいと思います。地域の子供たちや保護者などを対象に、食事を提供するコミュニティという部分でご承知かと思います。主にこれは町というよりは、NPO法人や地域の住民の方が運営等を行われているかと思います。

子ども食堂の目的としては、地域交流、先ほども森議員、橋本和之議員もありましたが、交流の拠点という部分でもあるのかなと思います。あとは子供の貧困対策というような形で、大きく言うと2つあるのかなというふうに思います。地域住民のコミュニティとして、幅広い年代層の人を受け入れながら、経済的理由や家庭の事情によって、栄養のある食事を取ることができない子供たちを支援するという社会的な役割を担っているのかと思います。近隣の市町でも運営をされている子ども食堂等もたくさんあります。そういった部分、NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの調査によると、2018年、ちょっと古くなってきているのですが、全国的には2,286か所、2019年6月には3,718か所といった形で子ども食堂が存在するということで、1年間の間に1.6倍にも伸びています。そういった部分を考えていくと、急速に全国に広がっているのかなというふうに思います。始まりというのは、東京大田区の八百屋の方が始められたと。給食以外、家の食事がバナナ1本しかないというような近所の子供を見かねて、店主のほうが始めたというような話も伺っております。

そこで、高橋町長のほうにお伺いしたいと思います。子ども食堂について、子育て世代や生活困窮者への支援など、多世代交流の場としての役割もあるかと思い、子ども食堂について、町長としてはどのように考えていくかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほどの質問に関連するのですが、まず先ほどの障害の関係なのです

けれども、リユース事業というの3年前から行っておりまして、下の役場の入り口を入ったところにも、あそこはランドセルとか学生服、あと体操着等も行っております。非常に好評で、提供してくれる方、それを使う方等もマッチングさせながら行っております。

更にはまた、次年度の予算のほうでもお話ししますが、子育て世代の妊婦の方にも、健康子ども課を中心にワンコインで1時間程度で、今まで以上のサポートをしていきたいと。清掃したり、あとは買物をしたり、そのような事業も、新たな次年度の予算時にまた説明させていただきます。

子ども食堂の関係なのですけれども、2012年に民間発の自主的、自発的な取り組みが始まったと言われています。生活困窮者等により、食事を満足に得られない子供たちに食事を提供することから始まった取り組みですが、人が多く集まる場所ができたことで、地域住民のコミュニティーの場としても機能してきました。今では、子ども食堂の目的は、おなかをすかせた子供への食事提供するという子供の貧困対策と、子供の孤食の解消や居場所づくりといった地域交流拠点の2つの役割を持つようになりました。

私自身は、子ども食堂の役割は、時代が変わりましたので、貧困対策とは考えていません。子供や大人のコミュニティーの場と考えております。本町では、世代間交流施設、陽だまり交流館が2月にオープンしたところであります。これを機に乳幼児から高齢者までの多世代が参加できるイベントを、定期的実施していきたいと考えております。その中にカレーパーティーなど、皆さんに喜んでいただけるような催しも加えていきたいと思っております。多くの方に参加していただき、皆さんの居場所づくりになればと考えております。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。いろいろ町長の中で考えがありながら、これをあとは実現するだけだというような雰囲気になっているのかなということで、本当に一日でも早く実現していただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。子ども食堂を運営していくに当たりまして、先ほどの町長の答弁の中でも、本町としては、新しくできた陽だまり交流館等を使ってやっていくのだというような回答もありました。そういった部分、町がある程度、基本的にはNPOだとか、そういった民間の方が運営していくという部分で子ども食堂という部分が成り立っているのですけれども、やっぱり町という部分を、しっかりと支援、サポートしていく必要もあるのかなというふうに思います。

そういった中で、本町に実際NPOだとか町民の方から、子ども食堂を運営してみたいのだというような部分で、関心等がある方からの相談を受けたことがあるのかという部分でお聞きしたいというふうに思います。また、コロナ禍という部分もあっていろいろな課題等もあるかと思いますが、子ども食堂を運営していくという部分、町としてどういった部分で支援ができるというふうに考えているのか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町では、子ども食堂の運営等に関する相談を受けたことは、今のところはありません。子ども食堂の運営には多くのメリットがありますが、反面課題も存在します。メリットでは、手作りで温かい食事が無料もしくは格安で食べられること、アットホームな雰囲気ですぐに誰かと食事ができること、子供同士、親同士のみならず、多世代間との交流が図れることであります。逆に課題では、スタッフや会場の確保が難しいこと、運営費の持続的な確保が難しいこと等が挙げられます。

相談があった場合には、群馬県社会福祉協議会にこども食堂ネットワークぐんま事務局がありますので、紹介したいと考えております。そこでは、子ども食堂を始めたい人、行きたい人、手伝いたい人等を結びつけることや、群馬県内で子ども食堂を運営している人たちが、交流を図りながら子ども食堂の輪を広げるための活動をしております。また、県内の子ども食堂に関する寄附や、支援してくれる企業や団体を募集しており、橋渡しの役割を担っております。そのほか群馬県でも、子どもの居場所づくり推進として、マッチングコーディネートを実施しております。協力事業所などから食品、物資、人材の提供支援の申出があった際には、近隣の子ども食堂やフードバンクに情報提供しまして、必要に応じて当事者と面談や情報交換の機会を設けるなど、相互を結びつけるマッチングをしてくれます。

また、群馬県では、今年度子どもの居場所づくり応援事業補助金があります。子どもの居場所づくり事業を実施していない県内市町村で、新たに居場所づくり事業を実施する民間団体に対しして、20万円以内の補助があります。本町に補助制度はございませんが、まずは県の補助金等を活用していくことを模索して実施していこうと考えております。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 本町ではないけれども、県のほうの補助をうまく活用してという部分で、県と連携を図りながらしっかりとやっていただければというふうに思いますし、やはり子ども食堂というのは無料だったり、安価で食事を提供するという部分で、運営する側にとっては運営費の確保だとか、場所の確保という部分も必要ですし、あとは今現在だとアレルギーを持っている子供たち等もたくさんいるので、そういった部分で食事を提供して2次災害等も考えられますので、そういった部分もしっかりと考えていく必要もあるのかなというふうに思いますが、そういった部分、しっかりと今後も町として対応していただければというふうに思います。

それでは、最後の質問という形で移らせていただいて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためという部分で、先日群馬県の経済活動再開に向けてのガイドラインというのが、警戒度4から3になりました。そういった部分で飲食店等も時短営業、本町においては時短営業という部分には含まれてはなかったのですが、邑楽町、大泉町、太田市と、近隣の市町が時短営業という部分で、本町の飲食店も多少なり影響はあったのかなというふうに思います。外出自粛という部分で、3密を避けなければいけないという部分で影響という部分はあって、来店数の減少、来店数が下がれば、当然売上げも下が

っていくと。経営がちょっと逼迫している感じもあるのかなというふうに思います。

先日も赤岩地内では、1店舗、お店をやめられているという部分も見受けられます。そういった部分で、コロナ禍の中で町内の飲食店、食堂を支援するという部分も踏まえて、子供向けのお弁当を一定額で調理、提供をしてもらって、子供たちに安価で購入ができるような仕組みというのですか、足りない部分に関しては町だとか、そういった部分が補助という部分でやっていく考えというのはどうなのかなというふうに、これは今現在で言うと、近隣、茨城県の境町などでは境町こども食堂というような形で、クラウドファンディングを活用してという形でやっている事業でもあります。そのほかにもいろいろファミリーマートさんがやっていたりとか、いろんな部分で新たな子ども食堂に代わるもの等を行っている事業体だとか、企業等もあるのかと思いますが、そういった部分で、本町の飲食店を下支えしていくという部分も踏まえながら、本町としてどのように考えているか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 子供向けのお弁当を一定額で提供してもらい、足りない金額を町が補助する。境町で行っている子ども食堂では、食堂を支援するという側面もあります。大変よい取り組みだとは考えておりますが、しかし子ども食堂は経済対策とは違うと私は考えております。恐らく、新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金による事業と思われますが、またクラウドファンディング等の事業だと考えていますが、本町でも数々のコロナ対策は実施しております。子育てがんばろう！応援給付金支援事業、飲食店利用促進スタンプラリー事業、プレミアム付商品券事業等により、子育て世帯及び食堂への支援を行っています。支援の形は様々ではありますが、いずれにしても必要な人に必要な支援が届くように、今回に限らず、常に状況を見ながら対策を講じていけるよう努めてまいりたいと考えております。

コロナ対策資金も、限られた資金の中で多くの対策を講じてきました。職種も何百とある職種の中で、経済効果が多く見られること、更に活性化につなげること、様々だと思います。業種によっては、先を見据えた発想の転換を図りながら頑張っている業種もあります。そのような事業者へは、町としてもいろいろなメニューを紹介しています。更には、商工会も相談に乗っていると思います。

このコロナ禍の中で、飲食業も含め支援していきたいとは考えておりますが、子ども食堂の意義は、あそこで地域コミュニティーを図りながら、あそこに先ほど述べたように4名の職員がおります。その方たちを中心に、更にはあそこを老人の方も、多世代ですから、活用しますので、その方たちと相談をしながら、カレーとかいろんなあれを考えた中でそれを行っていくのが、一番コミュニティーにはいいのかなと。幾つかある食堂、それをお弁当を作っていただいて、そこに持ってきていただいて、足りない分は町が支援しよう。これは経済対策になってしまいますので、コミュニティーの場にももちろんなるのですけれども、また意味合いがちょっと違うのかなと私は考えております。食事を作

り提供する人、食べる人がいて、コミュニティーが多く図れると思いますので、飲食店からの提供は、今の段階で私は考えておりません。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。必要な方に必要な支援をという形で、本町は先ほど新しく交流施設ができました。そこら辺をうまく活用していきながら、コミュニティーというのは私も大事なのかなという部分を十分感じておりますので、これからも本町の自然や人、施設等を活用していきながら、地域全体で子育てを支援していければというふうに思いますし、子供が育ち、子育て家庭が安全安心で子育てできる地域づくりとして、これからも元気で優しい千代田町を目指していければというふうに考えております。

私からの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で5番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、小林議員の登壇を許可いたします。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） 11番、小林正明であります。議長の許可を得まして、これより一般質問に入らせていただきます。

私から、高齢者の熱中症予防対策についてということで、テーマとしては2件ほどございますが、質問させていただきます。近年、異常気象が多発している状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症予防のため、外出を控えて自宅で過ごしている方、そして新たに最近ニュース等で報道をよくされますが、新たに変異株の新しいウイルスが発生して、これまた対応に追われている現状にございます。酷暑により、体が耐えられないような日々が続くと思われれます。危険性が高くなり、今までの生活様式を変化させる必要があります。高齢者だけではなく、特に外出時だけでなく、室内にいたとしても熱中症になる危険性があります。特に高齢者においては、若年層よりも熱中症になるリスクが高いとされております。特別な対策を行わなければ、体調を悪化させてしまう危険性がありますので、注意が十分必要なことであります。

そういった高齢者に対して健康的な生活をできるだけ長く、少し前のときですが、フレイルの問題点といいますか、考え方について一般質問させていただきましたけれども、健康老人であるように町としても支援ができればと思う次第であります。つきましては、熱中症予防対策は重要であると考えますので、以下のように質問させていただきます。

まず、1つ目です。高齢者世帯のエアコン購入補助金についてお尋ねしたいと思います。昨年の記録的な猛暑の中で、熱中症で搬送された方は全国で約9万人と言われております。過去最高であります。そのうち65歳以上の高齢者が約半数で、室内で熱中症になった方が90%以上と、ほとんどだそうです。国、行政からも、ためらわず冷房の使用をしてくださいと、テレビで連日呼びかけていました。

このような酷暑、猛暑の中で、エアコンが必需品になっていることは言うまでもないかと思います。

そして、質問でございます。まず、1つ目ですが、70歳以上の高齢者のみの世帯数、高齢者のご夫婦、そして1人の高齢者、千代田町でどれくらいの世帯数があるでしょうか。先ほども申したのですが、猛暑、酷暑、新型コロナウイルス、そして外出自粛要請の中であり、熱中症になりやすい高齢者においては、エアコンは必需であります。室内で熱中症にならないように不可欠であると考えます。これは次の質問にもつながるのですが、そういった意味も含めまして世帯数を知りたいと思います。住民福祉課長、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

70歳以上の高齢者のみの世帯数は把握しておりませんので、70歳以上のひとり暮らし高齢者の数で申し上げたいと思います。本町では、279名いらっしゃいます。なお、過去5年間について紹介いたしますと、平成28年度が223名、平成29年度が246名、平成30年度が252名、令和元年度が261名、令和2年度が279名と推移しており、ひとり暮らし高齢者は年々増加傾向にあります。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） どうもありがとうございます。千代田の人口比で見たときに、私も300近くはいるのかな、250から300名ぐらいの間かなと思っていました。ありがとうございます。いずれにしても、令和元年で261、令和2年で270名、近々の数字ですね。そういった方がいらっしゃることを確認できました。ありがとうございました。

関連しまして、次の質問です。熱中症予防対策の広報活動についてお尋ねいたします。広報ちよだあるいはホームページ等々で、私もあるいは回覧等でよく見させていただきます。また、町内のアナウンスといいますか、屋外放送で熱中症注意の案内も聞くことがよくあります。一生懸命やられているのは分かります。今度は、そこに先ほど申し上げましたけれども、コロナウイルスということでの問題点が、去年よりもより今年度の夏を迎えるに当たっては必要かと思います。それはこれや考えたところで、今、これから熱中症予防対策についての広報活動について、どのような考えがあるかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

本町においては、今年度70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に家庭訪問をいたしました。訪問は5月から7月にかけての実施で、対象者は約270名でした。一人一人の心身の状況や生活実態を把握しながら、アドバイスをしたり必要な支援につなげていきました。その中で、熱中症予防対策についても併せて助言をしてまいりました。

近年、全国的に熱中症による健康被害が数多く報告されております。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しながらの熱中症予防対策であったことから、苦労も多かったと思わ

れます。担当としましては、通気性のよい吸湿性、速乾性のある衣服を着用したり、保冷剤や冷たいタオルで体を冷やしたり、小まめな水分、塩分の補給、扇風機やエアコンを利用することなどをお話しさせていただきました。また、民生委員・児童委員も、地区の高齢者に無理せずエアコンを使用するよう声掛けをしてくださり、更には室外機の稼働状況を確認し、見守りを適宜していただいたような活動報告もありました。コロナ禍という特殊な状況ではありましたが、広報や回覧、ホームページ、お話にあった屋外放送などだけでなく、直接お会いしての広報活動も行えていると思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） どうもありがとうございます。それぞれのひとり暮らし、独居老人の世帯を訪問されて、十分な説明といたしますか、ご相談も含めて伺ったと聞きました。ありがとうございます。やはり、1人であるいは老老世帯でいる家庭においては、昨今、言うまでもないのですが、酷暑、猛暑の中では出歩くなと、簡単に言えばそういうことになります。特にコロナウイルスのことも心配であります。今後とも分かりやすい啓蒙、周知活動をしていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、3つ目の関連質問です。エアコン購入補助についてお尋ねいたします。70歳以上の高齢者のみの世帯への補助を私としてはイメージしており、要望したいと思います。もちろん、そのほかにも対象の条件あるいは絶対的な補助金額等もございますが、私もいろいろそれなりに調べてみました。一番近いところでは、大泉町、それから前橋市、先ほど酒巻議員でしたか、質問の中で町名として出てきましたが、茨城県の境町、それから東京狛江市、東京荒川区等々、検索すると見受けることができました。それぞれそこで年齢から見たときには、65歳以上、70歳以上と、金額は3万円から、設備費として見たときに、いわゆる購入費、3万円から10万円という差があるのですが、千代田町としてまだ提供はしていないわけですが、今後そのようなエアコン購入補助についての考えがあるのか、方針といたしますか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

エアコン購入補助を行っている自治体を見ますと、県内では大泉町と前橋市があるようです。大泉町では、70歳以上の高齢者のみ世帯で、市町村民税非課税世帯の方を対象に、エアコンの購入及び設置に要する費用の2分の1を3万円を限度に補助があります。前橋市では、65歳以上の高齢者のみ世帯で、市町村民税非課税世帯の方を対象に、エアコンの購入及び設置に必要な費用の10分の9を10万円を上限に助成があるようでございます。また、東京では港区と狛江市が、同様に購入補助制度を実施しているようでございます。いずれの市、区、町も、現にエアコンが設置されていない世帯が対象となり、また令和2年度の事業ですので、コロナ対応交付金を活用した補助事業のようでございます。

本町では、70歳以上高齢者の家庭訪問を実施した中で、ひとり暮らしではあるものの、近くにお子

さんやお孫さんなどの親類がいる方が多く、連絡も定期的に取りられている様子が見受けられました。また、エアコンの設置についても、息子さんや娘さんにつけてもらったよと、うれしそうにお話しされる方もいらっしゃいました。エアコンの購入補助は、直接的で大変有効な対策だと思いますが、町としますと、それ以上に熱中症予防の普及啓発及び注意喚起を行い、高齢者が正しくエアコンなどを利用しながら、しっかりと健康保持を図れるよう支援していくことが大事な役割かと考えております。現状では、購入補助の考えはありませんが、中には購入困難な高齢者もいるかもしれませんので、継続的に情報収集をしながら、しっかり見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。今時点の結論として捉えたいと思うのですが、まさしく私、趣旨として言いたいことは、エアコンを買いたくても買えない生活困窮者のための支援という意味で取っていただきたいと思います。もちろん財源が必要なわけですので、今すぐと私申し上げませんが、将来的に今後withコロナのこともあるでしょう。何よりも気温というものが異常気象と、一言で言えばそういうことなのですけれども、本当に酷暑、猛暑、先ほど申し上げましたけれども、そういう環境にありますので、体力の弱った高齢者、そして見回りすることによって、あるいは啓蒙することによって、エアコンの使い方等も分かってくるかと思うのですが、私も95の母の実家におばがいるのですが、非常に頭を悩ますところであります。いずれにしても、弱者の目線で今後の目線を置いて、補助ができるように考えていただければと思います。今日のところは、ここで質問は、エアコン購入費補助については終わらせていただきますけれども、今後の検討も引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、質問です。熱中症計の貸与についてお願いしたいと思います。啓蒙の中で熱中症対策、こんな人には特に注意ということでもちょっとだけ述べさせていただきます。6つほどございます。気温や湿度を測って知ろう。そして、2、室内を涼しくしよう。3、水分を積極的に取ろう。計画的に取ろう。4、お風呂や寝るときも注意しよう。5、お出かけのときは体に十分配慮しよう。これは水分補給等々、帽子等々は言うまでもないです。6、これは先ほど課長からのお話ありましたが、周りの人が気かけよう。これは非常に大事なことです。そういったことで、今度は独居世帯、老老世帯等々で、今町として熱中症計の貸与条件として、75歳以上のひとり暮らし高齢者から、高齢者のみでの世帯で70歳以上とはできないでしょうか。猛暑、酷暑、新型コロナウイルス禍において、熱中症弱者になる高齢者の命を守り、健康的生活を長く過ごしていただく。このためにも、対象年齢を下げることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

本町では、75歳以上のひとり暮らし高齢者や、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方

を対象に、平成28年度から熱中症計貸与事業を行っております。気温、湿度を計測し、熱中症の危険度をアラームなどでお知らせするもので、暑さを感じにくいと言われる高齢者にとって、熱中症予防の一助になっていると考えております。現在、75歳以上としておりますのが、貸与の実績から、必要とされている年代が、80歳代の高齢者が71%を占めている状況でありまして、一番必要としている年齢層をカバーできていることからでございます。現状、75歳以上でございますが、現在のところは必要年齢層をカバーできていると考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。現状、分かりました。熱中症計、これは暑さ指数、時々聞く言葉であります。この暑さ指数について、ちょっとだけお話しさせていただきます。暑さ指数、WBGTと言うのだそうですが、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は、気温と同じ摂氏、℃で示されますが、その値は基本と異なります。暑さ指数は、人体と外気と熱のやり取り、熱収支に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい1、湿度、2、日射・輻射、そして周辺の熱環境、3、気温の3つを取り入れた指標であるそうです。これは、運動や作業時の指針として、熱中症の危険度を判断する数値として活用されるということになります。

私は、先ほど申し上げたのですが、熱中症計の活用というのは、利用の仕方によっては、その人の生命を救うことにもなるのかな。特に何度も申し上げることで、失礼かと思うのですが、独居の方が冷房のない、エアコンのない部屋で、窓を開けて扇風機だけで暮らしているところを想像しますと、熱中症計ももう少し年齢を下げて持たせてあげたほうがいいのかなと思った次第ですが、これも先ほどのエアコンの購入費の補助にもつながるのですが、ともに財源がかかりますので、一遍にとは申しません。要望となってしまうのですが、ぜひ今後とも考えていただきたいと思います。

それと、質問が通告と前後してしまって恐縮なのですが、現在熱中症計を貸与している世帯数といえますか、人数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

現在の熱中症計の貸与数でございますが、106台でございます。ちなみに、事業開始年度からの実績を申し上げますと、平成28年度が101台、平成29年度が111台、平成30年度が105台、令和元年度が103台、令和2年度が106台となりまして、ほぼ横ばいの状況となっております。熱中症計の貸与者の年齢構成を申し上げますと、75歳から79歳で13名、全体の12%の方、80歳から84歳が36名で全体の34%、85歳から89歳が39名で全体の37%、90歳以上が18名で17%となっております。先ほど申し上げましたように、80歳代の高齢者が全体の71%を占めているような状況であります。

また、別の事業として、ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業を実施しているところでござ

いますが、そちらの事業での設置者の年齢構成を見ましても、85歳から89歳が一番多く設置を希望しており、次に80歳から84歳が2番目に希望をしている状況でございますので、80歳代が年齢層としますと、一番必要としていると感じているところでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） どうもご丁寧な答弁ありがとうございました。

緊急通報装置についても関連といえば関連ですが、高齢者の独居世帯、高齢世帯においては、当然必要かと思います。ただ、これまた原資がかかりますので、現在課長のほうから説明ございますと、85歳から89歳、80歳から84歳、一番必要とされている。高齢者社会になりまして久しいわけですから、平均的に見れば年齢は高いですが、必要に応じて必要とされる当事者には配られていると、貸与されていると。了解しました。ありがとうございます。

それでは、私としての主な質問はこれで終わりますので、まとめといえますか、最後の話とさせていただきます。熱中症予防は非常に大事であります。そして、何度も申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染防止も大事なことであります。3密を避けながら十分に対策を取る必要がございます。気温や湿度が高い日は、熱中症の発症数が急増いたします。2つ目、熱中症は予防が大切。3つ目、小さい子供や高齢者は、屋内での熱中症に注意しましょう。4、熱中症の症状が現れたら、まずは涼しい場所へ移動しましょう。5、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数の情報を参考に、熱中症への十分な対策を考える必要があると思います。これは行政としても、我々議員も関心を持って、少しずつ周りの方に分かりやすい言葉といえますか、分かりやすい紙面等でご案内することも大事かと思います。先ほど、それは課長からの答弁で伺ったことでありますので、安心しますが、今後ともよろしく願います。

そして、環境省熱中症予防情報サイト、先ほど申しましたが、暑さ指数、WBGTの情報提供を行っているそうであります。気温だけでなく湿度、日射などの熱についても取り入れた指標で、労働環境や運動環境の指針として、ISOなどで規格されているものだそうであります。そして、熱中症警戒アラート、これはまだ試験的だそうですが、令和2年度7月から10月、関東甲信地方1都8県で、高温注意情報の発表基準を暑さ指数に換えて先行的に実施したそうであります。そして、その検証を踏まえ、今年度、令和3年度から高温注意情報に換えて新たな情報として、全国で本格運用する予定になっているそうであります。今後、行政も私たち議員も、このような情報を理解した上で活用したいと思います。私自身も行政も、熱中症予防対策についてしっかりと認識を持ちまして、確かな情報を基に町民皆様の健康を守っていきましょう。ご丁寧な答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） 以上で11番、小林議員の一般質問を終わります。

ただいまから1時まで休憩いたします。

休 憩 (午前 1 1 時 3 7 分)

再 開 (午後 1 時 0 1 分)

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、7 番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7 番、大谷議員。

[7 番（大谷純一君）登壇]

○7 番（大谷純一君） 7 番、大谷でございます。午後となりましたが、一生懸命やっていきたいと
思います。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

年度末ということもありまして、コロナ禍における学校教育の進捗と、それに伴う不登校対策につ
いて、教育長にお尋ねいたします。昨年の 9 月議会一般質問では、学校の休校措置が 3 月より 5 月末
まで、分散登校が 6 月 1 日より 6 月 12 日まで実施され、学習の前年度やり残した部分を最初にやり、
次にその復習を含めながら次に進んでいくのが順当ではないかという私の質問に対し、教育長もその
とおりだご答弁をいただきました。100 年に 1 度かもしれない新型コロナウイルス感染拡大の中、
各学校は試行錯誤しながら、子供たちに基礎学力をとの思いで指導に当たっていただきました。また、
このような原因で、各学校あるいは各クラスによっても、進捗のばらつきが出てしまったことも事実
だと思います。

そこで、埼玉県などの各自治体は、その遅れを取り戻そうと、独自に夏休み期間を設定し、指導に
当たられてきたわけであります。埼玉県は、教育委員会に独自性があり、やる気が見えます。群馬県
はというと、県が決めたから皆さん一緒にやりましょうと、一律同じで、各教育委員会の独自性が私
はないと思います。本町の子供たちには学習を遅れさせてはかわいそうだから、夏休みを短くして勉
強をさせてあげようと。あるいは東京のようなところでは、土曜学習もあったと聞いております。そ
こで、3 月 5 日の上毛新聞には、市町村立小中学校学習繰越しなしという記事も出ていました。

そのことも承知の上で質問したいと思いますが、年度末まであと 2 週間と少しになりましたが、本
年度における小中学校の学習の進捗は順調か。それは、当初の文科省が言っていた 7 割に対してなの
か、コロナとは関係なしの 10 割に対してなのか、教育長のご答弁をお願いします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

学習進捗は順調かということですが、本年度における小学校及び中学校の学習進捗につきま
しては、順調に進んでおります。令和 2 年 3 月から約 3 か月の臨時休校後、6 月から学校が再開され
ましたが、各学校におきましては、群馬県教育委員会から示された各教科の年間指導計画を見直す際
の参考資料を活用し、年間指導計画を見直し対応してきました。また、新型コロナウイルス感染症感

染拡大防止の観点から、学校行事等が縮小または中止となったことから、削減される教科の授業時数が少なくなっております。その結果、今年度につきましては、各学年で定められた授業時数を確保できる見通しとなっております。

また、質問の中には、最後に付け加えられた質問ですけれども、今年度授業の予定は7割の実施で、その形で実施されているのかということの質問がありましたけれども、そういう授業時数で進められております。これは日本全国一緒であります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 再度確認したいと思いますが、今年度は文科省が全体の7割やればいいと、当初の予定、そういうがありましたけれども、その7割に対して順調に進んだという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 3か月遅れてますので、授業時数は全体的に少なくなっておりますから、当然のこととして、7割の中で実施しているということであります。ただ、その内容についていろいろ検討して実施してきたということでございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ここで、あえて関連質問をさせていただきますけれども、残りの3割に対しては、4月からどのような教育方針を打ち立てていくおつもりでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 私が個人的に設定するものではなくて、国が今後また指針を出してきますので、それに従って進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 国と言われてはそれまでなのですが、7割やればいいと、再三にわたって全協とかでも教育長からご説明ありましたけれども、国が7割やればいい。その中で一応いろいろ行事等が中止になったので、時間が確保できて、7割の中の全部が終わりそうだという教育長のご答弁だったと思うのですが、今年度言えば、皆さんが3割やっていなければいいという考えもそれはあるかもしれませんが、我々からすると、この年度だけ3割勉強が足りないのです。知識も含めて。それを例えば、9月のご答弁にもありましたけれども、教育長は群馬県が全体そうだから、入試にも影響はないのだということをおっしゃっていましたが、千代田が井戸の中とすれば、東毛地区が沼になってきたりするわけで、群馬県になれば、それが湖になって、日本なれば、海にな

るわけなのですけれども、そういう違うところの自治体の子と、大学入試では競争していかななくてはならないわけです。そうしたときに、群馬県は群馬県でいいのだよというのだと、この基礎学力の差が、後々大きな差となってくるような気が私はするのです。

それも含めまして、次の質問に行きたいと思うのですが、学力テスト等による定着確認をしているのかという質問なのですけれども、小学校は本年2月に学力テストを行いました、その結果というのが、3月末にならないと結果が出ないという確認を私しております。その他指標をお持ちかどうか。また、中学校は模擬テスト等を頻繁に行っていると思いますが、千代田の小学校あるいは中学校が県の単位なり全国のレベルにおいて、ちゃんと前年どおりの成績を保っているのかどうかと。教育長もそういうご心配かと思うのですけれども、そういうところがありましたらご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 学力テストの結果、順調に学力が保たれているのかというご質問でよろしいのですか。学習の定着確認については、以前の一般質問でも答弁させていただきましたが、学校再開時より単元テストや定期テスト等を行っております。引き続き、定着確認をしております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度の全国学力学習状況調査は中止となりましたが、小学校全学年及び中学校1、2年生を対象とした年度末に行う標準学力検査により、今年度の定着確認を行う予定です。現在、まだその結果が出ておりません。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 上毛新聞によりますと、先ほどの話なのですけれども、県の義務教育課は、市町村や学校の配慮、工夫によって、保護者に安心してもらえる結果になった。学校では新年度も定着状況を確認しながら、新しい内容を教えてほしいとしたとありました。多分、教育長もご覧になっているかと思います。これは、コロナ禍において、先ほど教育長もご説明ありましたけれども、各行事等が中止や縮小になったため授業時間が確保でき、結果として予定どおりのカリキュラムを終えることができたということと学校でも伺っておりますけれども、9月議会で教育長は、量よりも質だにご答弁なさっていました。私も実はそのとおりだと思うのですが、確かに勉強、勉強といって詰め込み過ぎというのはよくありません。

しかし、本年度は休校措置によって、約2か月半の授業時間が潰れたわけなのです。そうしますと、遅れを取り戻そうとして授業がハイペースになります。ハイペースになれば、ついていけない子供たちも出てくるかもしれません。だから、毎日の量を薄くするために、夏休みを短くしたり、土曜日学習をしたり、方法は幾らでもあったと思うのです。ここに至っては、ちゃんと覚えているかどうかというのが、定着確認が必要になってくると思いますので、来年度もその辺は予算を割いていただいて、

テストにお金をかけていただきたい。それで、もし定着していない、急ぎで勉強してきたので、脱落してしまっているという子がいれば、きめ細かな復習をしてあげたいと、そのように思っております。

3月末に学力テストの結果が来るということなのですが、私は今申し上げたのもあるのですが、もし学力テストが悪かった場合、教育長は来年度4月からの対策というのは、教育長なりにお考えがありますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えいたします。

学習の遅れに対する対策を、教育委員会としてどのように考えているのかということだと思っておりますけれども、直接担うのは学校の各担任先生方ですので、その先生方を支援していくのが教育委員会の仕事ですので、もし若干学力が定着度が悪いということになれば、それらの対策を考えてあげる必要があるのかなと思います。具体的には個別指導であるとか、そういうことになってくるのかなというふうに思いますけれども、おかげさまで千代田町は個別指導のスタッフというのは、非常に町のお金でたくさん入れてやってもらっているのです、その辺を活用しながらやっていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 支援とおっしゃいましたけれども、必要なテスト等の増額がもしあれば、その辺の予算措置も含めて支援していただきたいと思います。

次に、学校教育全般に対し、本年度の反省点と来年度の改善点がもしあれば、教育長、ご答弁をお願いします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 今年度における反省点でございますが、ご存じのようにコロナ禍において、修学旅行や運動会、体育大会など学校行事等を中止や縮小せざるを得なかったことや、授業参観等が開催できなかったこと、また感染リスクの高い学習活動、例えば児童生徒が近距離となるグループ学習や実験、観察、調理実習、密集する運動などですけれども、十分な学習活動ができなかったことが挙げられると思います。来年度につきましては、これらの反省点を基に、また国や県から出される情報を的確に取り入れ教育課程を編成し、実施できるようにしたいと考えております。

また、コロナ禍におきまして、様々な学校行事等を安易に中止するのではなく、どのようにすれば実施できるかを状況に応じて慎重に検討し、感染症対策を徹底した上で、可能な限り実施していく方針でございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 確かに教育長おっしゃるとおり、西小学校は修学旅行も1泊の日光ですか、行ってこれたというのは、結果論からすれば大変よかったと思うのですが、大泉、太田、感染者が多いところではみんな中止になって、特に1年の思い出あるいは6年間あるいは3年間の思い出をつくるということ言えば、何でもかんでも中止になってしまったというのは悲しい限りなのですが、これは未知のウイルスで、まだワクチンが出てきたばかりで治療薬がないわけです。やはり治療薬ができて初めて安心できるのかなと思いますけれども、その点近隣の感染状況等も見ながら、できる限りの事業をやっていければ、それは当然リスクもありますけれども、そのように思います。

次に、コロナ禍において不登校児童生徒は増えたのかということ、次の質問でしたいと思うのですが、適応指導教室の現状も踏まえて、教育長のご報告をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） コロナ禍において不登校児童生徒対策、それから適応指導教室等はどうなっているかということですが、月6日以上欠席を不登校とした場合、令和2年6月では、小中学生合わせて7名でしたが、令和3年1月では12名となっております。増加傾向となっております。不登校の原因は様々ありますが、新型コロナウイルス感染症が直接の原因となって不登校となっている児童生徒はないと考えております。

適応指導教室の現状ですが、現在2名の指導員が児童生徒の学校復帰を支援するため、指導に当たっております。通級している児童生徒の人数については、多いときで10名の児童生徒が利用していましたが、学校復帰などにより利用人数は減っており、現在5名の児童生徒が利用しております。通級している児童生徒につきましては、毎日通級する子、週数回通級する子、適応指導教室から学校へ登校する子など、それぞれ一人一人に合った方法で通級しております。学校とも細かい連携を取っており、適応指導教室から学校への登校へと切り替わっている児童生徒もおります。

また、必要に応じ保護者に来室していただいて面談を行ったり、学校と連携し学校での面談に同席したりするなど、保護者対応も行っております。主な指導内容としては、学校のワーク学習やテスト、入試に向けた学習の指導、学校の教材を活用した図工などの学習指導を行っております。また、学習指導だけでなく、ものづくりや畑作業といった体験学習も行っており、他町の適応指導教室と連携した交流活動も行っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 増えていると。先生は、たしか3名いたのが2名となったということだと思うのですが、今2名とおっしゃいましたけれども、多分1人減っているのではないかと思います。その辺2名で間に合うと思っているのか、3名いたほうがよかった。それは確かに予算が許せば、多

いにこしたことはないと思いますけれども、その辺後でご質問したいと思いますが、平成28年12月議会の一般質問で、不登校の生徒及び児童の不登校になった原因は何であるのかとの私の質問に対し、教育長は先ほどもおっしゃいましたけれども、学校生活に対してやりがいや楽しさを感じることができずに、不登校になっている子供がいると思います。不安などの情緒的混乱により、不登校になっている子もいると思います。家庭環境の変化により、不登校になってしまう子もいます。人間関係がうまくつくれずに、調整できずに不登校になってしまう子など、様々な原因が考えられますと答弁なされています。

確かに様々な原因なのだと思いますけれども、私が言いたいのは、もしいじめが原因なら学校内の問題で、いじめた人といじめられた人の問題であります。私が以前調べたのは、確かにいじめの問題で不登校になった子というのは、私自身も知っています。身体的、例えば昔で言うところの殴る蹴るとかの身体的ないじめではなく、精神的ないじめ、つまりラインやネット上での書き込みによるいじめで不登校になったという子を知っています。

しかし、学校の先生に何人か伺ったのですけれども、不登校のほとんどの原因というのが、親が子供と離れできないことによる囲い込みだというふうに聞いています。何か子供が言うと、いや、そんなのだったらいいよ、学校へ行かなくて。無理して行かなくていいよ。昔だったら、親が行ってこいということで送り出したわけなのですから、今は親が過保護にしまっているというのはおかしいのですけれども、そういう子が不登校になっているというのが結構多いのだから。あと聞くのは、よその桐生のほうで聞いた話なのですが、生活が裕福なうち、例えばおじいちゃん、おばあちゃん、親が結構高給取りで面倒見られるよというようなうちも、結構不登校が多いと。

あとは、前も教育長に質問しましたがけれども、学校へ行かないで県立高校は行こうとなると、通知票が真っ白になってしまいますよと。1、2、3、4、5で1もつきませんよというようなことを私申し上げましたが、そうすると不登校でずっといると、県立高校に入れなくなるので、私立高校しか進路の道がなくなるわけなのです。そうすると、親御さんなりおじいちゃんおばあちゃんが結構お金を持っているから、私立へ行けばいいのだよと。そういうような感じで、小中学校は行かなくて、私立を受験していくというような人も中にはいるというようなことも聞きました。やはり、こう言ったら酷なのですから、対人関係ができなくて不登校になって、小学校、中学校、学校へ行かないで、高校は私立を受けて受かったから、果たして高校から学校に行けるのだろうかというのは、私はすごい疑問に思います。

今、午前中の町長のご答弁でも、一人も取り残しをつくらないといった中で、私は早いうちから不登校の子供に対して手だてをして、少しでも学校へ行ってもらって、戻ってもらって勉強してもらって、上の学校行ってもらって、就職するなりしてちゃんと仕事をしてもらおうと。これが日本の3大義務、勤労の義務、納税の義務、教育を受けさせる義務というものもありますけれども、そういうことを考えますと、もし今特定のことで絞っていますけれども、親御さんが子供を学校に行かせないという

ような内容で不登校になっているとしたら、これは親御さんが子供の義務を果たしているのだろうか、教育を受けさせる義務を履行しているのだろうか、甚だ疑問に思います。もし、そういう家庭があるならば、行政として、そういう家庭に対してはどういったことを指導していく。あるいは本当に家から出さないみたいなことになると、これは人権侵害ですから、それは例えば児童福祉相談所とか、そういうところと相談した上でやっているのか、その辺教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 不登校対策に対して、保護者への指導はどうなっているのか、あるいはその他の機関との関連はどうなっているのかというようなことだったと思うのですが、まず教職員は、日頃から児童生徒の細やかな見取りを行い、変化を捉えて適切な声かけを行うように指導しています。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーなど専門的な立場の方々とも連携するように指導しております。

具体的には、児童生徒が3日連続で欠席するようであれば、家庭訪問を行うよう指導しております。家庭訪問では、保護者と情報を共有し支援の在り方を相談するとともに、保護者の心情に配慮した言葉かけを行い、またできるだけ具体的な提案を行うように、学年や学校として対応するよう指導しております。児童生徒本人や保護者へ伝えていく内容としましては、本人が登校しやすい状況をつくるために、その児童生徒の特性について、教職員間で共通理解を必要とする事項や学級内で配慮する事項、必要であれば、別室への登校などについて伝えるよう指導しております。別室登校の必要性があれば、適応指導教室への通級や、中学校ではほっとルームの利用などを紹介しております。更に、スクールカウンセラー等の専門的な立場の方々への相談ができることも提案しております。不登校の原因によっては、児童相談所や町住民福祉課とも連携して進めております。以上のような対策を講じながら、児童生徒の支援に努めてるところであります。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 先ほど教育長のご答弁もありましたけれども、前にも申し上げたのですが、中学校の中からおかげさまで町民プラザに適応指導教室が移動になって、ほかの子供たちの目の届かないというか、通いやすくなったというのは当然よかったと思うのですが、それでも今まだ間借りしているような状態なのです。本当は、今から言ってもあれなのだと思いますけれども、福祉センターと保健センターが統合するならば、そういう中につくっていただいてもよかったのかなとも思うのですが。

次の質問なのですが、関連質問になってしまうのですが、1つ目は教育長は他町の適応指導教室をご覧になったことがありますかというのが、次の質問で1つ。

それと、教育長としては、この適応指導教室をこれから先どのようにしていきたいのか。例えば、言葉は悪いですが、取りあえずあるのだからいいだろうということなのか、それとももっと充

実させていって、取りこぼしというか、取り残しを少しでもなくしていこうというお考えがあるのか、その2点お伺いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） ほかの市町村の適応指導教室等を見たことがあるかということですが、前に勤めていた学校に適応指導教室がありましたので、その辺の運営の仕方とかをつぶさに見ておりますので、大体どのようなことをやっているのか知っております。また、本町の適応指導教室も似たような形で運営されているというふうに思っております。

それから、適応指導教室の今後の課題解決に向けての取組みについてということですが、適応指導教室には、基本的に人数が少ないほうがいいと。少なくなって、そこが不要になれば一番いいことなので。ただし、そこでなければ通えないという子、またそこだと行きやすいという子がいるのも確かですので、家庭に入ってしまった、全然不登校になって出てこれないとか、そういう子についてはそういう施設に行ってもらって、徐々に適応を図っていくという形で考えておりますので、今後必要であるというふうに考えております。

人数的には、また不登校と言うまでもないですが、学校に来づらかったりとか、そういう子も若干いますので、そういう子も適応指導教室のほうに向けて治療していけたらいいなというふうに考えているところです。ですから、適応指導教室を今後更に発展させていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

今、教育長にほかの適応指導教室をご覧になったことがありますかとお尋ねしたのは、例えば大泉さんと比べたときに、確かに人口比も予算比も違うというのは承知の上で言うのですが、相当違うのです。人員配置からいろいろ、カリキュラム等々も含めて。こう言ったら語弊があるのですが、普通の子よりも手間がかかるから、やっぱり人数に対して先生の数も要るということなのだと思います。その辺も人事の面で今2名とおっしゃっていましたが、多いと10人とか、それ以上に多いわけですから、その辺も対策を考えていていただきたいと思います。

次に、GIGAスクールのICT教育の件について質問を移させていただきます。国の補助で1台当たり4万5,000円の補助があるのに、先ほどあれですが、約2万円違う予算から上乗せして、6万6,000円のタブレットを買うことになっております。税金だから、安くていいものを買うのは当然なのですが、少しでも同じだったらいいものという表れで、いいものを買うのではないかと思います。いいものを買うということは、やっぱり有効活用しなくてはならないと思うのです。

前の教育委員会のご説明では、タブレットというのは、原則家に持ち帰らせないというような内容で承っていましたが、これは例えば小学校の低学年がそれを持って帰って、途中で道路に落

としてしまったとか、あるいは破損させてしまった。確かに高価なものですから、学校に置いておくのが安全ですというのは分かります。では、タブレットだけというか、附帯費用も含めて4,350万円。昨年の9月の補正予算では、学校ICT環境整備事業で1億1,684万円という補正を行っています。ほとんど国庫ですけども、持ち出しがないとはいえ、国のお金を大枚を使ってやるわけですから、やっぱり有効に使ってもらいたいと思うのです。

持ち帰らせないというのはいいのですけれども、例えばそれは中学生も今の時点で持ち帰らせないのか、あるいはいろいろスタディサブリではないけれども、アプリとかあっていろんな勉強も今あると思いますけれども、中学校の勉強で難しいなと思うのだったら、そういうアプリでもっと分かりやすいものを探したりとか、あるいは中学校の勉強で足りないなと思う子がいるのだったら、もっと難しいことにチャレンジしていきたいというのが、家庭学習でそういうのが、そのうちにWi-Fi機能があったりとか、いろいろ条件あると思うのですが、そういうのも使う頻度を上げていくことによって、有効に使っているなとは思えるのですが、その点教育長、現在の段階で、やっぱり学校だけで使う。その学校だって、恐らくは毎時間使うとは思えませんので、ただ置いておいて充電だけしているというようなことになってしまうような気もするのですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 現時点でのGIGAスクール構想について、タブレットの運用が決まったのかということで、タブレットを中心にお話をしたいと思います。

本町では、基本的に校内でタブレットを活用することを前提に、校内無線LAN環境や充電保管庫の整備を進めており、タブレット導入後は学校備品として校内で管理し、学校の授業において活用してまいり所存であります。今後は、児童生徒に対して、タブレットの適切な使用方法の指導や情報モラル教育を行った上で、授業での活用を計画的に進めてまいります。また、タブレットを授業や校務で効果的に活用できるよう、教職員に対する研修や、各学校における取組み状況についての情報交換等について随時実施し、タブレットの活用機会を順次拡大していきたいと考えております。

また、感染症の拡大や災害等により、休校等の措置を実施した場合は、家庭でタブレットを利用できるように一時的に貸し出し、学習支援ソフトを活用して家庭学習の支援や保護者への連絡、児童生徒の状況把握に活かしていきたいと考えております。当面の間は、今申し上げたとおり、学校内でのタブレットの活用を基本として考えておりますが、今後国の方針を踏まえて、自宅へ持ち帰りにつきましても検討していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 5分を切ったので、まとめに入りたいと思いますが、例えば私、娘が高校生

なのですけれども、高校生でタブレットを貸与されて家に持ってきているのですけれども、いろいろな誓約書があって、もし壊した場合弁償しますみたいな、そういうことでは判こをついて、今、森議員が判こは要らないのではないかという話も前ありましたけれども、そんな感じで今貸与されているという状況です。

中学生になれば、その辺は故意に壊すということはなかなかないのではないかと思いますので、その辺確かに備品なので大事なものですから、外に出させないと。それは重々承知なのですけれども、将来的には、当然特例で緊急事態、また学校へ来ないでくれというようなときは、そういうのでやりますと今教育長ご答弁ありましたけれども、お金をかけてやっているのに、寝かすことのないように学校でもいろいろ考えていってほしいなど。例えば、1週間のうちに何時間かICTの時間を取るのか、あるいは普通の授業の中でもタブレットをそれぞれ持たせていて、これを調べてみなさいということで使わせるのかと、いろいろ方法はあると思いますけれども、宝の持ち腐れにならないように、いろいろ教育委員会、学校を通して考えていっていただきたいと、このように思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、金子議員の登壇を許可いたします。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） 議席番号1番、金子浩二でございます。議長の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、災害に強いまちづくりについて、本町の防災士の現状と今後の取組みについて質問いたします。防災士とは、阪神淡路大震災の教訓の伝承と、市民による新しい防災の取組みを推進し、我が国が防災の危機管理に寄与することを目的に平成15年に創設され、自助、共助、協働を原則として、十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が承認したもので、現在、全国およそ20万人、群馬県においても2,000名の防災士がおります。地域防災力の向上に大変必要不可欠な存在になっております。本町では、防災士育成事業補助金制度があり、防災士の育成に力を注いでいただいていると存じます。私も昨年末、その補助制度を活用させていただき、防災士を取得いたしました。

そこで、総務課長へ、本町における防災士の現状と今後の取組みについて質問いたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

まず、本町における防災士の現状でございますが、防災士の資格を管理している日本防災士機構に登録されております本町の防災士は12名でございます。このうち、町内に在住されている方や本町に勤務されている方で、本資格を有している方は9名となります。内訳でございますが、千代田町役場

職員が6名、そのほかの方で3名でございます。

町の防災士への取組みについてですが、群馬県が主催したぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座を受験して資格を取られた方には、町が行っております自主防災組織向けの研修講座でございます災害図上訓練、別名DIG（ディグ）というのですが、そのものや避難所運営ゲーム、こちらも別の名前としてHUG（ハグ）という呼び方もありますが、の参加案内のほか、千代田町自主防災組織連絡協議会が行っている視察研修にも参加をいただき、防災士と連携し、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後の防災士の育成ですが、町内の防災士はまだまだ少ないのが現状です。多くの住民の皆様にも防災士の資格を取得いただくため、資格取得のための費用についても、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。特に、各地区の自主防災組織では防災士の資格を取得していただき、各地区の組織に1名以上の防災士が在籍できるようになればと考えております。防災士養成講座が開催されるたびに、各地区の自主防災組織に通知により案内を送付しておりますが、今後も自主防災組織の防災力の向上のため、防災士の資格取得に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。地域防災力の向上は、各個人の意識と、有事に備えた行動が何より大切であると思います。引き続き、防災士の育成にご尽力賜りますようお願いいたします。また、防災士の役割を明確化し、組織的に運営していくことも必要と感じますので、よろしくお願いします。

続いて、自主防災組織の現状と活動の拡充について質問させていただきます。本町では、各地区に自主防災組織がまさに立ち上げられているところだと思います。平時より地域の防災訓練等を通じて、地域防災力の向上に、町職員をはじめ、地域の皆様にはご尽力いただいていると思います。幸い本町では、激甚災害指定を受けるような大規模災害には見舞われておりませんが、平成27年の鬼怒川の決壊、一昨年の台風19号の被害は記憶に新しいところでもあります。どこでも起こり得る大規模災害に際し、組織がきちんと機能するかということが懸念されるところでございます。既に隣の館林市や大泉町では、地域防災計画の中に、自主防災組織が災害時にどのような行動を取るべきなのか、役割が明確に掲載されているガイドラインがあります。本町では、平成28年に千代田町地域防災計画がつくられましたが、細目を定めた活動ガイドライン等が見当たりません。

そこで、更なる地域防災力向上に向けて、自主防災組織活動ガイドライン等の作成について、総務課長にお伺いします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

本町の自主防災組織の現状でございますが、平成21年4月に新福寺の自主防災会が発足して以来、

これまでに16の地区で設立をされており、町内での組織率は81%を超えております。活動の現状でございますが、組織が設立されて以来、それぞれの地区で活動を行っており、事業の内容も開催の頻度も違い、地区によって差が出ている現状が続いておりました。また、事業を行うにも専門的な知識を有した方が少ないため、手探りの状態で活動を行っていたのが現状でございました。

そこで、平成30年度に自主防災活動の情報共有や活動の向上を目的に、11地区の自主防災組織によって千代田町自主防災組織連絡協議会を設立いたしまして、横の連携を強化いたしました。連絡協議会では、講演会や視察研修、情報交換会を行いまして、各地区の自主防災会の取組みが円滑に進められるよう活動を行っております。令和元年度の東日本台風、台風19号でございましたが、を経験したことで、災害に対する意識がより一層高まっております。今年度行った情報交換会では、参考に申し上げますが、地区防災計画の策定について、各地区の自主防災組織に避難行動要支援者への対応、地震の際の住民の一時避難場所の指定、組織体制の強化などに取り組んでもらえるよう情報共有をしたとともに、この取組みについてほっとぐんま630という番組がございましたが、県内の取組みの一つとして紹介もされております。

続いて、自主防災組織活動ガイドラインの作成についてでございますが、自主防災組織を立ち上げる地区には、設立のための手引や活動内容を示したマニュアルを配布いたしまして、組織の立ち上げがスムーズに行えるようサポートを行っております。設立後の各地区の自主防災組織の活動を示すガイドラインにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、地区防災計画の策定を各地区で予定しております。町からの一律のガイドラインを示すより、活動しやすい内容が盛り込めることから、町では各地区において計画を策定する際には、サポートを行ってまいりたいと考えております。なお、現在、2地区において策定を進めていると聞いております。ほかの地区でも策定がスムーズに行えるよう、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。各地区でのガイドラインの策定について、前向きに取り組んでいただいているということで、更なる地域防災力の向上に寄与していくものと考えております。また、運用に際しては、人口減少社会や超高齢化社会の中で、人と人のつながり、顔の見える関係が重要であると考えます。引き続き、地域のコミュニティー活動等にもご尽力いただきますようお願いいたします。

続きまして、災害に強いまちづくりの今後についてお伺いします。ちょうどあさってで、東日本大震災、3.11から10年がたとうとします。ここで、改めて被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。先日の新聞にも、業務の増大による防災担当の専従職員が足りていないと掲載されておりました。これから激甚化する災害に対して、町単体では限界があるのかなと感じますので、これからは広域で防災に取り組むことが、更に災害に強いまち、災害に強い地域になるのではないかと考えます。現在

までもいろいろご尽力いただいたとは存じますが、更なる防災に強いまちづくりについて、高橋町長の見解をお伺いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 災害に強いまちづくりの今後の取組みということですが、重要なのは住民の防災意識の向上が重要であると考えております。近年、災害は毎年日本のどこかで発生しております。東日本大震災では、本町は震度5強を観測いたしました。家屋の瓦が崩れたり、停電が発生し不自由な生活を経験いたしました。このような中で、令和元年の東日本台風や、先月においても震度4の地震が発生いたしました。コロナ禍の中でもいつ、何時に、災害は日常的に起こるものとする時期に来ております。来ているというか、必要であると考えております。

今年度より危機管理室を設置いたしまして、より深く町民の災害に対する啓発をはじめ、自主防災組織での活動や職員への災害時の対応等、災害に対するより細かい取組みを行っております。また、皆さんに、議員のほうにも報告したいと思うのですが、今年度の4月より国の有利な人件費を活用しながら、自衛隊、消防士、警察官等々のある程度のクリアをした方を1名、4月1日より千代田町も入れて、先日新聞紙上にも載っていたような専従職員がいないということですから、防災に関しての専従職員、防災マネジャーを1名入れようと、こう考えておりますので、また後日報告はしたいと思っております。

これまでは、施設や資機材を整備すれば対応ができると考えてきましたが、今後はこれらの施設や資機材を誰が、どのように扱うかが求められております。また、住民の避難においても、ただ逃げてくださいではなく、なぜこのタイミングで逃げなければならないのかを、自分の命は自分で守ることを前提に平時から示していきながら、住民の方には理解してもらう必要があると考えております。そのためには、住民の一人一人の方の意識の変革が重要と考えております。町においても、現在、千代田町国土強靱化地域計画を策定しております。災害に強いまちづくりのため、ソフト面やハード面からこの計画の事業に取り組み、平時から災害に備えてまいりたいと考えております。

また、議員よりお話がありました広域での取組みについては、群馬県の県有施設を広域避難所として使用できるよう、関係機関へ要望しております。なお、県外や近隣市町村も含めた中で、広域の避難をするという締結もしております。行政だけでなく、住民の皆さんはじめ、議員の皆さんも災害対策にご理解いただきながら、今後ともご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。引き続き、あらゆる事態を想定し、本町の更なる安心と安全、防災・減災対策にご尽力賜りますようお願いいたします。

続いて、次の質問になります。町の将来ビジョンの一つ、産業振興について質問いたします。現在、東部地区に工業団地の造成が行われ、企業誘致にも取り組んでいると思いますが、併せて各企業のコ

ールセンターなどの誘致にも取り組んではいかがでしょうか。コールセンターとは、オペレーターが電話やメールなど情報通信技術を用いて、販売商品やサービス等に関する問合せの対応や注文を受け付け、勧誘などを行う事務所で、通信設備と人材がそろえば成立し、立地を問わない産業形態であります。そのため、沖縄や北海道などの地方に多くのコールセンターが開設されてきました。現在のコロナ禍で密を下げるため、各企業は地方に移転する動きがあると思います。

そこで、本町は首都圏にも近く、災害も少ない適地であると考えます。雇用や税収面の増加も期待でき、本町の活性化が図れると思います。都市整備課長、コールセンターなどの誘致についてお考えをお聞かせください。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

新規工業団地造成事業につきましては、新規雇用の創出と、新たな安定財源確保を目的に進めております。ご質問のコールセンターにつきましては、顧客への電話対応業務を専門に行う事業所部門であり、一般的には電話回線数や対応オペレーター人数が多い大規模な施設を、コールセンターと呼ぶことが多いものと認識しております。また、立地につきましては、安価な労働力等を求め地方都市への開設が進められており、全国的にコールセンター誘致助成制度等を整備する自治体も多いものと認識しております。

現在、造成工事中の千代田第二工業団地につきましては、進出企業の募集対象業種を製造業、物流・流通業、製造業に付随するサービス業等として誘致活動を進めておりますので、製造業者様自前のコールセンター機能の立地は可能と考えております。なお、新規工業団地造成事業につきましては、引き続き千代田中森地区の事業化を予定しておりますので、事業進捗を見つつ、募集対象業種の選定に当たりましては、コールセンター業の取扱いも検討できればと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 1 番、金子議員。

○1 番（金子浩二君） ありがとうございます。昨今では、業務の細分化により、IT 業や情報通信業、またそれに伴うアウトソーシングサービス業等、多種多様が求められております。あくまでもコールセンターは、ほんの一例となりますが、土地資源は有限であります。本町にとってより有益となるような誘致活動を引き続きお願いいたします。

まだちょっと時間が早いのですが、最後の質問になります。町長にお聞きします。これから第六次千代田町総合計画が定まります。「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」というキャッチフレーズを踏まえて、町長が思い描いているこれからの本町の姿、将来のビジョンをお聞かせください。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和2年12月議会におきまして、千代田町第六次総合計画基本構想について議決をいただき、令和3年の4月より、新たなまちの将来像となる、「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」の実現に向け、重点施策と5つの基本方針を今後のまちづくりの方向性として掲げ、取り組んでいくこととなります。特に第二期千代田町まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけている人口減少社会に対応したまちづくりを重点施策としておりますが、この施策は5つの基本施策の中で、重点的に取り組む施策を抽出した項目となっており、この施策を中心にまちづくりを推進していく必要があると考えております。

先ほど、議員の質問にもありました企業誘致についても、重点施策の一つで位置づけており、地域の雇用創出、就労人口の維持を図ることが期待できます。雇用が生まれることによりまして、近隣に住環境を求めることも予想され、ふれあいタウンちよだを中心とした定住移住の促進にもつながると考えております。また、それらにつなげていくためにも、本町の魅力を積極的にPRしていくことが、関係人口、交流人口の創出につながり、森議員の質問にも関係しますが、町民同士の新たな交流にもつながっていくのではないかと考えております。

国全体の人口が減少する中で、重点施策を中心に施策に取り組み、町の人口を令和10年に1万1,000人を維持することを目指すことが、活力あるまちづくりの第一歩となることから、今後の8年間で、町の新たな将来像の実現に向けた各種施策に積極的に取り組んでいく所存であります。人がいないことには、税収含めていろんな部分で影響が出てきますので、人が集うということは、一番小さい単位ですと、先ほど午前中森議員が話をされたように、隣組等の単位から始まりまして、それには隣組の方たちが様々な生活していきながら、働く場所も必要です。お年寄りも、安心して暮らせることを求めています。子供さんたちには、またいろんな教育を通して将来に向けた教育をしていただきながら、そのようなビジョンをずっと考えていくわけです。

そうしますと、必ず8年、10年たつと時代も変わってきます。ですから、何年かたったときには、見直す必要もあるかなと考えております。働く場所を提供して、そこで住む方をも呼び寄せていくと。そうすることによって、今日の新聞にも載っていましたが、県のほうが、町民1人当たりの所得を300万の後半に持っていくというビジョンも出しているわけですから、そのようなビジョンも、また細かくいろいろ戦略を練りながら行っていく必要があるかなと思います。

先日、2月のときだったと思うのですが、一代一業ということをトヨタ自動車がやっているのです。同系列の親族がずっとトヨタはつながっているわけです。今の社長が就任したときも、たしか2008年頃だったと思うのです。リーマンショックの後だったと思うのですが、そこで最後の一代一業ということで、何を最後にやるかと。先月の2月のときだったのですが、ウーブン・シティと。富士山が見えるところ、何にもない草原です。駅はない、国道もない、何もないところ、そこにこれから一つのまちをつくっていかうと、これを打ち出したわけです。世界に発信して、日本にももちろん発信した。それをつないでいくのが、今50歳ちょっと出たかなと思うのですが、

その方が今のトヨタを継ぐまた豊田さんなのですけれども、そのような課題も、これから千代田町は国道も鉄道もないのですけれども、ウーブン・シティまでいかないのですけれども、そのようなビジョンを掲げながら夢を追いながら、夢では困るわけですから、結果を残していくような施策を打ちながらやっていければと考えております。

ちょうど私が議員に当選して間もなく、先ほど述べたようなリーマンショックがありました。たしか、当選して、その年の秋だったと思うのですけれども、世の中の景気が赤字転落で最悪の状態でした。その後の翌年には東日本大震災がありました。3.11ですね。ちょうど当時は、全員協議会を全協室で行っておりました。その中の2時46分に揺れが来たわけです。みんな避難したわけですから、そのような経験をしていきながらボランティア活動へ行ったり、いろいろそのような経験もしてきました。

現在においては、またコロナ禍の中で、私もここ12年で3回大きなそのようなことを経験しております。しかし、多くの困難を乗り越えるのは、職員をはじめ、多くの仲間と時代に即した変革を進めていくことが必要かなと考えております。これは、やはり1人では何もできません。ですから、職員はじめ、多くの町民、議員皆さんと四身一体となって時代に即した、これは総合計画もそうですけれども、行っていく必要があるかと思いますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。ぜひ本町が活気に満ちて元気なまちになれるようお願いいたします。ありがとうございます。

これで一般質問を終わりにします。

○議長（柿沼英己君） 以上で、1番、金子議員の一般質問を終わります。

ただいまから2時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時25分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、3番、原口議員の登壇を許可いたします。

3番、原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 議席番号3番、原口です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。緊張して言葉調わない箇所があるかと思いますが、ご容赦願えればと思います。昨年4月に初当選し、新人議員であります。自分なりに勉強し活動を行ってきました。その中で幾つか疑問に感じたことがありましたので、通告どおり質問させていただきます。

まず、1つ目に、令和2年第3回定例会において、ごみの減量化、環境等の質問に対し、意識だけではなく、それに伴う行動こそが大切であり、無意識に行動できるように習慣づけることが、何よりも大切ではと思っていますとの回答がありました。行動等を習慣づけることが大切とありましたが、それらの進捗状況と、令和元年度の町民1人当たりの可燃ごみ処理費用と、厨芥類の水切り方法についてお伺いしたいと思います。建設環境課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

千代田町では、住民の方にごみの減量に取り組んでもらうため、啓発活動といたしまして環境エコ通信を定期的に回覧配布しております。また、「広報ちよだ」においても、毎月ごみの1人当たりの排出量を継続して掲載して、啓発活動をしているところでございます。そして、今年度はコロナの関係で実施はできませんでしたが、こども園等の児童を対象に環境エコ教室も実施し、お子さんを通じまして、家庭内でのごみの分別について話し合ってもらえればと考えております。そのため、各こども園内においても、資源物の回収を行っているところであります。

それと、町民1人当たりのごみに関する費用の件でございました。こちらにつきましては、千代田町のごみ処理に係る費用でございますが、令和元年度の清掃センターでのごみ焼却費用が8,218万2,000円となっております。また、これに係る収集運搬に係る費用が5,120万9,000円、合計で1億3,339万1,000円という費用がかかっております。そして、令和元年度3月末の人口でございますが、1万1,236人であることから、1人当たり年間1万1,872円という計算になります。

それと、厨芥類の水切り方法でございますが、これは難しく考えることなく、流し台の三角コーナ一等の水切り容器等で一晩置いてもらえるだけで十分でございます。水切りについては、どのような方法であっても水を切ることが肝心であり、各家庭での創意工夫で取り組んでいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 水切り方法ですけど、私が感じているところだと、三角コーナーに置きまして、それをネットに入れて、そこから水を切れば10%とか15%切れますので、これをやることによって、年間で100万円弱の費用の削減ができるかと思うのです。そういう方法もこれから検討していただいて、一般の家庭の厨芥類のごみの重量、これを削減すれば、費用が抑えられるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問をいたします。利便性について第3回定例会におきまして、今後住民の利便性を考えますと、その品目の拡大、またはもっと使いやすいような場所の選定とかも含めまして検討を始めたいとの回答がありました。その品目の拡大及び場所の選定状況に関わる進捗状況をお伺いしたいと思います。建設環境課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

資源物の回収施設、いわゆるストックヤードと呼ばれるものでございますが、こちらにつきましては、建設に向けての場所の設定や運営方法、また経費などを、係内にて検討を現在進めております。まだはっきりとした数値的なものは決まっておりませんので、今後において方向性等が定まりましたら、議員の皆様にもまたお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 利便性のことですけれども、実際今行われているのが役場とKAKI NUMAアリーナのところなのですけれども、この2か所ですと、近くの人には利便性がいいかと思うのですけれども、ちょっと距離が離れている方ですと、利便性が不十分で利用が少ないのではないかと考えています。なので、もうちょっと住民の利便性を考えた上での選定場所というのをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。令和3年1月に太田市外三町広域一般廃棄物処理施設クリーンセンターを視察に行きました。太田市の職員の方々等には、お忙しいところ、施設の説明及び案内をしていただきありがとうございました。その際、太田市外三町広域一般廃棄物処理の可燃ごみ排出量実績をいただき、説明を受けました。千代田町さんのごみの排出量が多いね。4月から実績で負担金の割合が変わるので、大変になるよと言われました。可燃ごみの排出量実績表を見ますと、確かに千代田町のみ原単位1,054グラムで、他市町に比べますと100グラムから200グラム多いことが分かります。家庭系可燃ごみは、平成26年と令和元年を比べますと、約10グラム削減されています。リサイクル率が向上したことで、可燃ごみの削減につながったのかと考えています。今後もリサイクル事業を前に進め、家庭ごみの削減につなげていただきたいと思います。

一方、事業系可燃ごみは平成26年と令和元年を比べますと、約30グラム増加しています。町民は一生懸命分別を行い、可燃ごみ削減に取り組んでいます。なぜ事業所からの排出される可燃ごみが増加しているのか。事業系可燃ごみの分別に関する取決め事項等が、町のホームページを見ても見当たりません。また、環境保全ISO14000を取得した事業者数及び取得した事業者と取得されていない事業者を比較した際、可燃ごみの排出量に差が生じているのかお伺いしたいと思います。建設環境課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えします。

事業系ごみの増加でございますが、事業系のごみは生産活動によって排出されるものでありますので、各企業の事業活動が向上した結果によるものと考えております。そして、事業系ごみの処理マニュアル等につきましては、一般廃棄物の処理法に基づき適正に処理をしていただくというだけであって、あえて町ではマニュアル等は作成してございません。

それと、ISOの関係ですが、ISO14000、いわゆる環境マネジメントでございますが、事業者における取得状況は、認証取得の支援事業の奨励金の件数で申し上げますと、町内3業者を確認しております。このマネジメントは、環境負荷低減が目的であり、温暖化防止に係る二酸化炭素排出量の方に視点が置かれているようであります。このことから、マネジメント取得とごみの削減との関係は不明であり、取得による排出量の違いについても明確には分らない状況であります。

今後の取組みですが、ISO14000については、取得だけでなく、内部監査や、毎年更新が必要なことであり、それなりの費用かかることから、あえて取得せず、独自のマネジメントにより取り組んでいる企業もあります。当然企業でありますので、事業の効率化を進めごみの排出量を減らせば、それに係る費用を削減できますので、あえてISOにこだわる必要ないと考えております。

そのほか群馬県では、環境問題に関する環境GS認定制度やエコアクション21などもありますので、各企業が率先してこれらに取り組んでいただければ、温暖化問題を筆頭にゴミ問題も前進するのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 事業系可燃ごみのマニュアルが必要ないという答弁かと思うのですが、太田市とか館林市、あと邑楽郡の4町では、事業系の分別の仕方というのがホームページを見ても確認されます。それによって、そこには一般のごみとは違いますよというのを明確にうたっていますので、その辺も事業者に対して、今後そういう啓蒙を期待したいと思います。

次の質問をいたします。ちよだスマイルポイント事業についてお伺いいたします。本町には、健康ポイントとごみリサイクルポイントが一体となったちよだスマイルポイント事業があります。対象事業には健康ポイント事業が31事業あり、そのうち1事業がごみのリサイクル事業であります。ごみのリサイクルポイント事業の取組み状況を教えていただきたいのと、千代田町のポイント手帳が紙媒体で携帯しづらいではないかと思っています。思い切ってカードタイプに切り替えるというのはいかがでしょうか。建設環境課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えします。

ちよだスマイルポイント事業は、健康づくりやごみのリサイクルにおける関心を高め、町民自ら生活習慣の改善に関する活動や、ごみの減量化の取組みを促進するなどを目的に、平成30年度から31年度の2か年事業としてスタートいたしました。当初は439人の登録があり、各事業を行ってまいりましたが、その後事業期間を2年間延長しまして、第2期事業として、令和3年度まで引き続き健康づくり事業とごみの資源化に取組み、現在は138人の登録となっております。

先ほども申したとおり、この事業は住民に関心を持ってもらい、自ら問題意識を高め、行動の改善を促すことのきっかけづくりとして行われる事業でありますので、これらが地域全体認識され、ある

程度定着すれば、目的は達成されたものと考えております。当初計画よりも2年間延長したことから、令和3年度が最終年度となりますが、今年度はコロナ禍の関係により、各種教室や講座の開設を行うことができず、十分な事業成果を収めることができない側面もございました。また、ごみの収集状況ではありますが、参加人数と比例して横ばい状態であります。

令和4年度以降における事業継続の有無につきましては、今後の社会情勢や地域課題などを踏まえて、また関係課局とも協議しながら進めていきたいと考えております。そのために、ポイント手帳のカード化、これにおきましてまた費用等もかかりますので、まずは事業がちゃんと皆さん認識され、目的を達成されればということを念頭に、今後の事業をまた見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） スマイルポイントカードを紙媒体からカードタイプに替えることによって、例えばですが、商業施設、ジョイフル本田さんとかセイムスさんにリサイクルステーション等を設置していただいて、カードでリサイクル、それをポイント化して携帯しやすいようにすることによって、リサイクル率が向上するのではないかが一つあります。そのポイントが、千代田町の飲食店等ほかの業種で使用されれば、千代田町の活性化することになります。そうすることによって、他市町村の利用者の方からも、千代田町がこういう取組みを行っているのだというので、もっと千代田町の魅力というのが発信できるのではないかと考えております。まずは、その辺の前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、高橋町長にお伺いしたいと思います。可燃ごみの削減及びリサイクル率の向上を、今後どのような計画を持って行っていくのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） ごみの減量化は、どなたも必要だと思っています。しかしながら、排出量の実績を見ますと年々増加傾向にあり、先ほどの質問にもありました生ごみの水切りや資源物の分別など、ちょっとしたことでありますが、なかなかこれができないのが現実であります。千代田町のごみの削減の方針は、資源物の分別を推進し、ごみの中から取り除くことで減量化を図るものであります。家庭からの枝木についても、リサイクルできる体制を整えてきました。これからの分別を更に推し進めなければならないことから、今後進めていきます、資源回収施設の役割が重要と考えております。

先ほど来質問があった中で、リサイクル、皆さんもご存じのように明和町のほうに行って見てきたと。昨年でしたか、見てきたと思うのですけれども、私も見てきました。あのようなリサイクル館的な部分を、これから活用していく必要があるかなと思うのです。今現在は、そこにもご存じのように町内で2か所あるのですけれども、幾つかのリサイクル率を上げていこうということで、今試験的に

やったりしているのですけれども、木類も先ほど答弁にあったように、地元業者、これは千代田町だけでなく、1市3町のほうが千代田町にあるリサイクルの木類ですね。ここに持ち込むシステムになっております。更には、3年前だったと思うのですけれども、当時の保育園、幼稚園を中心に、今は認定こども園ですけれども、そこを中心に保護者さんに呼びかけて、生ごみ等を含めた中で、子供さんを送迎するときに持ってきていただいて、それをリサイクルしていこうということにも取り組んでまいりました。

先ほど、環境G Sとエコアクション21の話が出たと思うのですけれども、千代田町内でも環境G S、これは商工会の会員さんを中心に随分の方が、多分30社ぐらい入っていると思うのですけれども、登録してあります。1年に1回群馬県のほうから連絡が来まして、その事業所の担当の方に、何を今年度目標にするのだということで目標設定して、商工会を通して事業者のほうにはそれを啓発しているところであります。また、エコアクション21におかれましては、これはまた環境G Sよりちょっと資料等も難しくなしまして、それを更に突っ込んだような、奥深く入ったような、そういう形の事業展開と、ごみの削減に努めていく状況になっています。

また、今月に我々千代田町も、皆さんご存じのように5つのゼロというのを群馬県が打ち出しております。これも含めた中でゼロカーボンシティ、2050年までに、今この私どものエリアで環境副大臣がおりますので、これをセットで今月中に町として宣言をしたいと考えております。2年後を目安に、先ほど来リサイクル館的な施設、これを東西1か所ずつ、今、国といろいろ調整をしているところであります。そんな中で、2年後を見据えた中で完成させていきたいと考えております。

また、太田市で実施している指定ごみ袋についても視野に入れながら、ごみの減量が図れれば、ごみ処理の負担金の削減にもつながり、良いこと尽くめのことがあるかなと。頑張っていきたいというふうに考えております。当面の間は、今述べたような形で進めていければと。近い将来には、ごみ袋についても、いろいろ太田市とも相談しながら行っていければと考えております。指定ごみ袋ですね。そのような形で進めていければと考えています。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。2年後にリサイクル館、明和町のもったいない館みたいなような回収施設が、東西の1か所ずつに建設予定ということ进行期待いたしまして、ごみ問題の質問を終わらせていただきます。

続きまして、農業関連の質問をさせていただきます。令和元年4月時点での遊休農地面積が11.51ヘクタール、令和2年4月時点では10.86ヘクタールと農業委員会資料に記載されており、1年間で0.65ヘクタールの遊休農地が削減されています。これは、どのような活動を行い遊休農地面積の削減に至ったのかお伺いしたいと思います。産業観光課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

町内の遊休農地面積は、例年８月に農業委員と農地利用最適化推進委員が町内の農地全筆を対象に行う農地利用状況調査、一般的に農地パトロールと言われておりますが、これにより集計しております。遊休農地につきましては、毎年発生するものと改善するものがありますが、遊休農地の面積としては、先ほど原口議員がおっしゃったとおり、令和元年４月時点が約11.51ヘクタール、令和２年４月時点が約10.86ヘクタールとなり、１年間で約0.65ヘクタール減少したこととなります。

また、その解消に向けた取組みでございますが、先ほど申し上げましたとおり、農地パトロールの実施や、調査後に遊休農地の地権者を対象に行います農地利用意向調査によりまして、農地を貸し出したい、また売却したい、自身で耕作するなどをお聞きしまして、必要に応じて新たな耕作者へのあっせんを行っております。

○議長（柿沼英己君） ３番、原口議員。

○３番（原口 剛君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思います。先月、私のところに農政系のほうから水田リノベーション事業につきましの通知が来ました。この水田リノベーション事業というのは、国の補助事業と伺っています。この事業の概要としまして、輸出等の新市場開拓を図る実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コストの生産等の取組みを行う農業者皆様に支援しますとあります。本町での申込み状況と、国の認可が取れなかった際の対応をお伺いしたいと思います。産業観光課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

水田リノベーション事業の申込み状況ですが、本町では12軒の農家さんから申込みがありました。12軒全てが加工用米の取組みとなります。

また、国の認可が取れなかったときの対応はどうかというご質問でございますが、水田リノベーション事業につきましては、地域の農業再生協議会ごとに国に申請を行いまして、全国的な申請状況から、採択されるかどうかが決定されます。国では、補正予算額290億円を計上しておりますが、日本中の農家さんが申請した場合、予算内で収まりませんので、どうしても採択される地域と、採択されない不採択になる地域が出てきてしまいます。本町におきましても、採択されるという確約はございませんが、本町の申請が採択されなかった場合につきましては、従来の国の交付金制度であります水田活用直接支払交付金の交付が受けられるように、手続を取る予定でおります。

○議長（柿沼英己君） ３番、原口議員。

○３番（原口 剛君） この水田リノベーション事業の配布ですけれども、これは米農家とか麦農家、あとは野菜とか大豆とかという農家さんがいらっしゃると思うのです。全戸に申込みの用紙を配布したのかどうかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

今回の水田リノベーション事業の補助事業の案内につきましては、令和２年度に主食用米、加工用米、飼料用米等について、ＪＡもしくは民間に出荷実績のあった農業者の方に案内を出させていただきました。発送件数につきましては193件となります。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） ３番、原口議員。

○３番（原口 剛君） この水田リノベーションですけれども、私が何軒か地域の農家の方に聞きましたら、農協に出荷されている方には来ておりました。一般の民間の米農家、主食用米で出された方には来ていなくて、この水田リノベーションとは何ですかというのを聞かれました。私が思うのに、米麦をやっている農家さん、農業全体を見て、そういう活動、事業を、こういうのがありますというのを全戸の農家に配布いたしまして、農家の方が自分はやる、やらないという判断をされたほうが、もっと千代田町が活性化するかと思うのです。それによって、遊休農地の削減とか横のつながりが増えて、もっと農家の活性化という面ではつながっていくかと考えておりますので、今後加工米を農協に出していない業者さん等にもこのような情報を通知していただいて、私の質問を終わらせていただきます。

議席番号３番、原口の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で３番、原口議員の一般質問を終わります。

続いて、４番、大澤議員の登壇を許可いたします。

４番、大澤議員。

〔４番（大澤成樹君）登壇〕

○４番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号４番、大澤でございます。

質問に入る前に、12月の定例会におきまして一般質問させていただきましたシトラスリボンにつきまして、町のほうでも推奨していただいていることにつきまして、大変感謝を申し上げます。また、ワクチンの接種も始まっておりまして、新型コロナウイルスが一日も早く収束することを期待しております。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきたいと思います。まず初めに、自転車の安心安全についてお聞きをしたいと思います。環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車、そのため歩行者やほかの自転車を巻き込んだ事故も多く発生しております。自転車の関係する人身事故、平成26年以降で減少傾向にはあるものの、今でも県内年間2,000件以上発生しており、その中には重傷を負ったり、亡くなられている方もおられます。民間損害保険会社の調べによります全国の自転車保険加入率は59.5%で、本県の加入率については53%であります。本県では、交通安全条例の一部改正に伴い、令和３年４月１日より、自転車保険の加入が義務化されますが、本町における児童生徒の自転車保険加入状況について、どのくらいの方が加入しているのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 児童生徒の自転車保険加入状況についてお話ししたいと思います。

自転車保険加入状況でございますが、今まで保険加入は義務ではなかったため、学校及び教育委員会は保険の加入状況を把握しておりません。令和3年4月1日以降につきましては、保険加入の義務化に伴い、中学校では生徒の通学手段として自転車を利用しているため、自転車通学に当たって提出していただく自転車通学許可願で、保険に加入しているかどうかを確認する予定です。小学校については、自転車を利用していない児童もあるため、改めて確認する予定はありません。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 来年度4月1日より義務化ということで、今まで努力義務ということであったかと思うので、数字については把握していないということでございますが、来年年度替わりで、改めて中学校には確認が取れるということでございました。小学校も小学3年生からですか、自転車教室を通じて、自転車に乗る児童も増えてくるのかなというふうに思いますし、13歳未満の子供については、親が、自転車に乗るときは保険に加入するのが義務だということもございますので、ぜひともこの後の質問の中で、町民の方々にどうやって啓発をしていくのだという質問もございますので、次に行かせていただきます。

自転車保険、加入した保険の種類によって補償額が異なりますが、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっております。低額の費用で手厚い補償を得られるのが、この保険の特徴でありまして、ただ残念ながら現実には、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、県内でも50.6%と、保険に未加入だったために、高額な賠償金を払わなければならないという事案も発生しているところであります。この義務化を捉えて、守らなければならないルールとしてしっかりと位置づけることにより、町民の注意を喚起し、意識を高める必要があるというふうに思いますが、この条例化を契機に、本町ではどのような周知や啓発を図っていくのか、総務課長、そして教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

群馬県交通安全条例の一部改正によりまして、本年4月1日より自転車の保険加入が義務化されることとなります。自転車は、先ほど議員がおっしゃったように、身近な乗り物として日常の生活に根づいておりますが、近年自転車の事故による高額賠償請求事例等が全国各地で散見をされております。町でも町民の安心安全を守る観点から、大変重要なことと認識をしております。昨年12月号の広報紙において、自転車保険加入の義務化と自転車用ヘルメット着用の努力義務化について、お知らせをさせていただきました。今後も交通安全のチラシや交通安全教室など、機会があるごとに啓発を行っ

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 似たような答えになるかと思いますが、令和3年2月5日付で、群馬県交通安全条例の一部改正についてという通知を作成し、学校を通じて各家庭へ配布し周知を図りました。この通知では、令和3年4月1日からの自転車保険加入の義務化及び自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について記載いたしました。全国的に自転車加害となる高額賠償事案が発生していることや、自転車による事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものであり、ヘルメット着用が死亡・重傷事故を防ぐことは明らかであることについて触れ、注意を喚起しました。更に、このことについて理解が深まるように、関連する群馬県のホームページのアドレス及びQRコードを通知に記載し、保護者やスマートフォン等を使い、簡単に詳細な情報が取得できるようにいたしました。そのような形で啓発活動に努めました。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 既に取り組んでいただいているという答弁をいただいたというふうに思います。大変ありがたいというふうに思うところでありますが、この4月1日から義務化になるということでございますので、いろいろな媒体を使っていただきながら、町民が知らなかったというようなことがないように注意喚起、また啓発をしていただきたいと思います。また、自転車販売店、町内にもあろうかと思いますが、事業者との連携もしっかりと推進をしていただきたいと思います。

また、自転車保険については、議員の中に保険屋さんがいる中でお話しするのもあれなのですが、自動車保険や火災保険、またファミリー特約という中で、既に家族ぐるみで入っている場合もあるというようなこともあるようでございますので、改めてこの機会に、保険を見直していただく機会にもしていただければいいのかなというふうにも感じておりますので、今後、お知らせをホームページやツイッター等々を使ってやる必要がある場合には、その辺のことも加味していただけたらと思います。

それでは次に、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化についてお聞きをいたします。先ほど教育長の答弁の中にもいろいろとありましたが、こちらも県の交通安全条例の一部改正に伴いまして、令和3年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務化されます。先ほど教育長答弁の中にもありましたが、自転車事故による致命傷、6割以上が頭部損傷によるものであります。ヘルメットを着用することが、命を守る行動につながるのだらうと思います。私の2019年1月定例会において、児童生徒のヘルメット着用についてという一般質問の中で、児童生徒については学校、家庭に任せているのだと、教育長答弁いただいておりますので、高校生以上の町民につきまして、今後努力義務化になったことについてどのように周知啓発していくのか、総務課長にお伺いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

交通事故の被害軽減を目的に、自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務化とする群馬県交通安全条例の改正が、先ほど申しましたとおり、今年の4月1日から施行をされます。高校生以上の方のヘルメットを着用については、いまだ非常に少ない状況でございます。主な理由としては、サイズの合うものがない、髪型が崩れるので抵抗がある、寒いときフードをかぶるため装着できないなど、いろいろな理由により、高校生以上の方のヘルメット着用が増加しない要因となっているようでございます。

しかし、自転車乗車中の事故でございますが、先ほどお話も出ておりましたが、死者の6割が頭部のけがが致命傷との結果がございます。また、ヘルメット非着用者は、着用者に比べまして、致死率が2.4倍高いというふうにも言われております。このようなことから、今後は事故の悲惨さやヘルメットの着用の大切さ、更なる交通ルールの遵守とマナーの向上に向けた啓発に努めてまいりたいと考えております。今回の改正によりまして、自転車乗車中にはヘルメットをかぶるといった機運を高めていくために、関係機関とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。努力義務ということで、当事者の自発的な行為を促す効果があるにすぎないのだろうというふうに思います。まずは、子供たちにもしっかりヘルメットをかぶってもらうためには、大人が手本を見せる必要もあるのかなと感じております。しっかりと、先ほど総務課長から答弁ありましたけれども、ヘルメットの重要性、着用について町民に発信をしていただきたいと思います。

ただ、そうは言ってもヘルメットを購入するとなると、お金もかかるわけでございます。上毛新聞にも載っていましたが、隣の大泉町においては、新年度予算で高校生300人を対象とした県内初の自転車ヘルメット購入費補助として60万円ということで、一部補助2,000円ということなのだろうと思いますが、先ほど来お話のとおり、ヘルメットの重要性も鑑みて、本町でも自転車乗車用ヘルメットの購入に補助金を出す考えがあるのかどうか、町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ヘルメット購入時の補助金についてであります。現時点では予定しておりません。自転車乗車時のヘルメットの着用については、道路交通法で幼児及び13歳未満の児童に対してヘルメットの着用を努力義務としております。これに加えて群馬県交通安全条例の改正により、全ての自転車利用者がヘルメットを着用することを努力義務として定めたものでございます。町におきましても、これら道路交通法や県条例を踏まえながら、各種交通安全教室等において、ヘルメット着

用について繰り返し啓発を行うとともに、四季の交通安全運動や街頭での自転車利用者への指導などの際にも、ヘルメット着用の重要性を広く周知していくことにより、まずはヘルメット装着の必要性を訴え、着用を推進してまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。コロナ禍で今回予算ということもあって、税収が落ち込んでいるのも知っている中において、補助金をつけてくれという話も大変申し上げにくい中で申し上げたわけなのですが、ただ人の命がかかっている中において、かぶっていたら、かぶっていれば、たればでは遅いのです。交通ルールを守っていても、事故に遭う可能性はあるのだろうというところ です。

午前中、橋本和之議員からサントリーのお話がありました。今、全国の自治体では、建物や施設以外にもネーミングライツを活用した動きというのがあるらしくて、駐車場やトイレ、歩道橋などにも、ネーミングライツで名前をつけてなんていうことをやっているようでございます。例えば、私のうちのような群馬緑営というスポンサーでヘルメットを作りますと、建設現場の作業員のヘルメットみたいになってしまう可能性があろうかと思いますが、横文字のかっこいいサントリーさんとかであれば、走る広告塔としてヘルメットを活用していただくことも可能なのかなと。常に町内はもちろんのこと、町外へ行かれる方もいらっしゃるのだろうと思いますので、ネーミングライツも含めて前向きに検討いただければというふうに思います。

それでは、次に今後の部活動についてお聞きをしたいと思います。部活動とは、学級や学年が離れた集団の中で、生徒たちの自発的、自主的な活動を基盤に、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力し合いながら豊かな人間性や社会性を育成でき、何より好きなことを頑張れるといった心も体も鍛えてくれるものと思っています。昨年はコロナウイルスが全国で猛威を振るい、運動系部活動だけでなく、文科系部活動においても発表の場が大変少なくなってしまう中で、子供たちも部活動に対するモチベーションの維持も容易ではなかったのかなと感じております。一日も早く以前のような部活動が行えるようになることが、生徒たちにとって一番よいことと考えますが、コロナ禍での現在の部活動、活動状況や、本年度はほとんどの大会が中止になるという状況だったと思いますが、次年度、令和3年度においての大会の開催状況はどうなっているのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

恐らく新聞等でもご覧になって、大体大枠はご存じなのかなと思いますけれども、お答えしたいと思います。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県教育委員会より発出された通知に従い、3月8日まで対外試合及び合同練習を自粛しておりました。現在、中学校では、競技特性や活動内容

に応じた感染防止対策を徹底した上で、引き続き感染リスクの低い活動を実施しております。活動に際しては、国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等で具体的に示している感染防止対策を遵守することとともに、県が作成した活動事例集を参考にして実施しております。そのため、感染リスクの高い活動は実施できていないことが課題となっております。

現時点における今後の中体連関連の大会につきましては、実施する方向で進んでおります。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、県中体連と郡中体連の協議により、大会の実施内容や規模について決定していくことになります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。私もそうだったのですが、部活というのは、学校生活の中でもウエイトが大きいのかなというふうに思っております。子供たちの中には、3年の最後の大会で結果を出して、今後の進路に向けて気持ちを切り替えたり、部活動の結果そのものが、進路に直結するというようなこともあるのだらうと思います。実際に近所の中学3年生の子供から、残念だった、不完全燃焼だったというような声も聞かれております。ただ、生徒の安全が第一なことは重々私も承知しておりますが、午前中もいろいろとお話ありましたが、万全のコロナ対策の下、安易にやめるということではなくて、部活動ができ、大会またコンクールが開催されることを、令和3年度は期待するところでございます。

次に、部活動指導員についてお聞きいたします。学校教員の過重労働が全国的に問題になっており、このような負担を軽減するため、2017年4月より部活動指導員が制度化される運びとなりました。本町でも既に2018年6月1日より、男子バドミントン部において導入され、2年以上が経過します。部活動指導員には、週6時間程度、また年間210時間以内という制約がありますが、どの程度職員の長時間勤務の軽減につながっているのか、教育長にお伺いします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 部活動指導員の導入の効果ということですが、部活動指導員は中学校の部活動において、教員の部活動に係る時間を軽減し、多忙化解消を目的として配置されるものでありまして、今年度の部活動指導員は男子バドミントン部と吹奏楽部に1名ずつ、計2名を配置しております。毎年度、部活動指導員の配置につきましては、県の部活動指導員配置促進事業に基づいて配置しており、事前に事業計画書を県へ提出しております。その事業計画書の中で、部活動指導員を配置した部の教員の部活動に係る時間を前年度と比較して、週当たり30%削減することを成果目標としており、平成30年度の導入以来、毎年成果指標をクリアしております。今年度におきましても、男子バドミントン部、吹奏楽部ともにクリアしており、教職員の長時間勤務の軽減につながっていると考えております。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 教員の負担軽減につながっているということで、私、すみません、吹奏楽部にも、部活動指導員が配置されていることは知りませんでした。現在男子バドミントンと吹奏楽部と2名ということで、部活動を任される先生方も指導方法が、競技経験や指導歴がないと学ぶ時間も負担となりますし、部活動指導に追われ、生徒と向き合う時間づくりや、授業の準備にも苦慮している先生方もいるのだろうと思います。

教育現場においては、多忙化解消に向け期待が高まっているところなのだろうと思いますが、なかなかマッチングという部分では、競技の知識と技能だけではなくて、教育の理解のある人材の確保など、ハードルが高いのかなというふうにも感じております。現在、2名の部活動指導員がいるということでございまして、これは財政負担も町が3分の1、国、3分の1、県、3分の1だったですね。財政負担もあることではございますが、負担軽減につながっているという教育長答弁もありますし、先生方の中には競技経験のない方がまだいらっしゃるのかどうか分かりませんが、その辺も含めて、今後増員をしていくことについてでもご検討していただければと思います。

また、本町においては、既に部活の活動時間や休養日の設定など、短時間で効果的な指導の推進など、充実した部活動の実現に向けて取り組んでいることと思います。昨年9月には、文科省から、公立中学校、高等学校の休日の部活動を地域や民間団体に委託することも可能とし、令和5年度から段階的に導入を目指すとの方向が示されたところであります。来年度からは各都道府県にモデル校を設定し、実証実験も始めるということであるようでございますが、今回の部活動改革、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、部活動ガイドラインを踏まえた取組みの一環として実施するものだというふうに思いますが、本町の今後の対応について、教育長にお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 部活動の改革についてということで、国が指針を示してきました。それに伴って、本町でも今努力しているところなのですが、具体的に申し上げますと、部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であります。一方で必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられております。

しかしながら、部活動が実態として教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の原因ともなっております。国では、このような状況を踏まえ、部活動改革として学校における働き方改革を考慮し、教師の負担軽減を実現するため、休日の部活動の段階的な地域移行を示しております。

このことを踏まえまして、本町では中学校と教育委員会が連携し、令和5年度までに、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしております。教育委員会と中学校との連携に当たりまして、部活動の現状と課題及び部活動改革についての意見交換の場として、部活動指導員研修会を実施してお

ります。昨年度までは、教育委員会学校教育係と学校とで実施しておりましたが、今年度は今後の部活動の地域移行を踏まえ、教育委員会スポーツ振興係と連携し実施してまいりました。今年度以降は、スポーツ振興係を中心に中学校と更なる連携を取りながら、地域の活動として、地域人材を活用した休日の地域部活動への段階的な移行を進めてまいりたいと考えております。

そのような段階で進んでおりますが、過日県のスタッフが来て、なかなかいい取り組みをしているので応援しましょうなんていうことで、若干のお金もつけてくれるような感じにもなっているところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 既に取り組んでいただいているということで、令和5年ということでまだ先のように、あつという間なのかなというふうに思っておりましたので、どんな感じで進んでいるのかなと思っていたところですが、やっぱり学校と地域、それぞれが話し合う場も必要なのかなというふうに思います。そこが、まずは一つのスタートラインであり、この町で活動する地域の団体と、クラブ単位、競技団体レベルで解決できるような問題ではないと思っておりますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

また、休日の部活動も指導していきたいという先生もいるのではないかと考えております。そういう先生と地域団体との調整、また休日のみ教える方が、指導者が替わることで与える子供への影響というの、しっかりと考えていかなければいけないのかなと思います。令和5年度からの段階的な導入に向け、学校、そして地域が一体となり、子供たちにとってよりよい部活動の環境となりますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で4番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日10日水曜日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時29分）

令和 3 年第 1 回千代田町議会定例会

議事日程（第 2 号）

令和 3 年 3 月 1 0 日（水）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度千代田町一般会計補正予算（第 7 号）） |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 千代田町人権尊重のまちづくり条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 千代田町手話言語条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 千代田町公告式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 千代田町ふるさとづくり基金条例及び千代田町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 18 議案第 17 号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 18 号 町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 19 号 町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 2 年度千代田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 2 年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 2 年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 2 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 2 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 3 年度千代田町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 3 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 3 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 3 年度千代田町介護保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 3 年度千代田町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12 名）

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	巻	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	10 番	高	橋	祐	二	君
11 番	小	林	正	明	君	12 番	柿	沼	英	己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君
副町	長	石	橋	俊	昭	君
教	育	岡	田		哲	君
総務課	長	柿	沼	孝	明	君

企 画 財 政 課 長	宗 川 正 樹 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	高 田 充 之 君
住 民 福 祉 課 長	須 永 洋 子 君
健 康 子 ど も 課 長	茂 木 久 史 君
産 業 観 光 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	坂 部 三 男 君
建 設 環 境 課 長	栗 原 弘 明 君
都 市 整 備 課 長	荻 野 俊 行 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	久 保 田 新 一 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農 業 委 員 会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 稔
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第25まで議了し、日程第26から日程第30までの予算案件については、町長の提案説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの予算説明については、この後、設置予定の予算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。提案説明をさせていただきます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して町の独自支援策を実施しておりますが、既存事業の精査及び第3次交付額の確定による新事業等の追加や町民への新型コロナウイルスワクチン接種事業が4月下旬以降から実施される予定であることから、これら2つの新型コロナウイルス感染症対策事業を早急に進める必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度千代田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,185万5,000円といたしました。歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次分の内示額を、またワクチン接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金をそれぞれ追加いたしました。

歳出については、総務費の総務管理費、感染症対応地方創生事業費において、飲食店利用促進スタンプラリー事業など14事業を減額し、新たな事業となる役場庁舎等オンライン会議環境整備事業や、

施設改修工事費として東西こども園空調改修工事等を追加いたしました。

衛生費の保健衛生費には、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するに当たり、必要となる備品購入費や電算委託料などを追加いたしました。教育費の教育総務費では、入札によりGIGAスクール学校ICT環境整備事業に係る業務委託料が確定しましたので、残り分を減額いたしました。

小学校費、中学校費においては、学校での新型コロナウイルス感染症対策費の財源内訳を見直し、臨時交付金の調整を行いました。また、事業費に対して歳入が231万8,000円不足することから、予備費を減額して収支の均衡を図ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 議会中ではないときに精査をして、こういうことになったということなのですけれども、10ページの子育てがんばろう！応援給付金支給事業というのが下のところに、80万円というのがもともとのお配りするところの金額かと思うのですが、ほかのところというのは実際予算を取ってみたら必要でなかったとか余ったとかということでこの補正というのは分かるのですけれども、これ多分お子さんのいるご家庭に配ったお金ではないのかなと思うのですけれども、余りが出たというのはどういういきさつで余りが出たのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

子育てがんばろう！応援給付金の80万円の減額についてでございますが、児童手当を現在行っておりますが、児童手当では、公務員ですとかそういった方の人数が把握できていないところがあります。児童手当を基にして住民基本台帳から抽出したわけなのですけれども、把握し切れない部分と、あとは少し転出入ですとか、そういったところも勘案しまして、少し多めに見込んだという経緯がありますので、マイナスとなっております。

ただ、現状、皆さんにお配りはできているものと確認はしております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかにありますか。

9番、川田議員。

[9番（川田延明君）登壇]

○9番（川田延明君） 役場庁舎内のオンライン会議環境整備、これは821万7,000円とあるのですけれども、ちょっと大きな金額なので、役場庁舎等ということで書かれているのですが、出先機関とい

うか、いろんなところでこちらに出向かなくてもいろんな打合せ事項等ができるような体制がもう既に環境整備されているのかされていないのか、それとその辺のことについてお聞かせ願えればなと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

役場庁舎等オンライン会議環境整備事業の関係でございますが、まず会議の環境整備についてですが、役場庁舎、それから最近、コロナウイルスワクチンの接種事業等の会議が大変あります。保健センターですね。そちらの2か所については整備をしてございます。

今回、こちらの予算によりまして、ノートパソコン等また追加で購入をさせていただきまして、利用頻度の高いところはそういったふうに環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第2、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく、議会の議員、その他非常勤の職員のうち、法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を令和3年4月1日から開始するに当たり、協議書の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和３年４月１日から、沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、また令和３年12月24日から、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入するため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて、協議をお願いするものであり、地方自治法第252条の７第３項において準用する同法第252条の２の２第３項の規定により、本案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第２号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第２号は原案どおり可決されました。

○議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第４、議案第３号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第３号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げ

げます。

本案は、新型コロナウイルスへの対応策として、国においては、人事院規則を令和2年3月に改正し、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、感染リスクに加え、厳しい勤務環境の中で、平常時には想定されないような精神的緊張を強いられることになることから、防疫等作業手当の特例を設けました。

本町においても、職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合に、特殊勤務手当を支給することができるよう、その支給に関して必要な事項を定める条例の制定を提案するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合、条例で定めた特殊勤務手当の額を支給することができるようにするものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明させていただきますので、議案書の条例文をご覧くださいと思います。

第1条では、この条例の趣旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めることを規定をしております。

第2条第1項では、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に対し、防疫等作業手当を支給することを定め、同条第2項では、防疫等作業手当の額を作業に従事した日1日につき3,000円としておりますが、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して行う作業や、これらのものに長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては4,000円とすることを規定しております。

第3条では、特殊勤務手当の支給方法について規定をしております。

最後に、附則において、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第5、議案第4号 千代田町人権尊重のまちづくり条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第4号 千代田町人権尊重のまちづくり条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本町では、平成6年に「人にやさしい美しいまち宣言」を行い、これまで国、県、関係機関等と連携しながら、差別のない明るい社会を目指して、人権教育及び啓発事業等に取り組んでまいりました。それにより人権意識は確実に高まっていますが、しかしながら人権課題は依然として存在し、昨今では、新型コロナウイルス感染症や性的少数者への偏見や差別のほか、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たな課題が生じてきています。

そこで、基本理念や町及び町民の役割を明らかにすることで、改めて人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧ください。まず、本条例の前文ですが、全ての人間は、生まれながらにして

自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとうたう世界人権宣言の理念に基づき、私たちの基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法に保障されていることを明記しております。

しかし、人権に関する問題は、以前として存在し、最近では新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別、性的少数者、L G B Tへの無理解、また、インターネットやS N S、ソーシャルネットワークサービスなどを悪用した差別的言動など、新たな課題も生じてきております。

全ての町民が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望を持って心豊かに生活できるまちを実現できるよう、基本理念、町及び町民の役割を定め、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するために制定するものでございます。

第1条では、目的について定めるものですが、本条例は、人権尊重のまちづくりを推進するために、町及び町民の役割を明らかにし、人権尊重の意識の高揚を図ることで、全ての人の人権が尊重される町の実現を目指すものです。

第2条は基本理念となりますが、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っていて、かけがえのない個人として尊重される存在であるという認識を基本として行うこととしております。

第3条では、町の役割、第4条では、町民の役割を定めるものですが、どちらも人権尊重の意識の高揚に努めることのほか、町は必要な人権に関する施策を積極的に推進すること、町民は町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めることとしています。

第5条では、町は人権尊重のまちづくりを推進するために、国、県その他関係機関及び関係団体と連携して、推進体制を充実させることを定めています。

本町では、御存じのとおり、これまでもあらゆる差別のない明るい社会を目指して、人権教育や啓発事業に取り組んでまいりました。もちろん、これからも継続してまいります。新しい課題が生じてきているこの機会に、本条例を制定することで、いま一度人権について関心を持ち、正しい理解と行動によって、人権が尊重されたまちづくりを推進するものであります。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町人権尊重のまちづくり条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第6、議案第5号 千代田町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第5号 千代田町手話言語条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、手話は言語であることの認識に立ち、町民に手話とろう者に対する理解を広め、町民一人一人が互いを理解し、人格と個性を尊重しながら共生する、すべての人がともに生きる地域社会を実現するため、必要な事項を条例として制定いたしたく、上程するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、議案第5号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧くださいと思います。

第1条は、目的としまして、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及を推進し、全ての人がともに生きる地域社会の実現をすることとしております。

第2条は、基本理念となりますが、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本とすることとしております。

第3条は、町の役割として、町民に対し手話及びろう者に対する理解を広げ、手話の普及に努めていくことを定めております。

第4条では、町民の役割として、手話及びろう者に対する理解と、町が推進する施策に協力するよう努めるものと定めております。

第5条の施策の推進につきましては、町が推進していくものとしまして、手話及びろう者に対する

理解の促進並びに手話の普及に関すること、手話による情報の発信及び取得に関すること、手話による意思疎通の支援に関すること、以上を記載させていただいております。

第6条では、手話を学ぶ機会の確保としまして、町民が手話を学ぶ機会を確保することに努めていくことを規定しております。

なお、附則としまして、施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。とてもすばらしい条例だと思います。先ほどの人権尊重の件もそうなのですが、どうしてこれがここで出てきたのか、ちょっと私は突然な感じがして、今まで何かこう問題があったのかとか、何か最近大きな事件があったのかとか、ちょっと思ってしまったたりして、あるいはこれから何か活動する上で、この条例を制定しておくことで、何かこういうのに生かしていくとか、ちょっと今回これ出てきた理由を少しお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

本町では、今まで手話言語条例がございませんでした。近隣では設定している市町村もございます。ただ、ろう者に対する手話通訳の手配ですとか、あとは講演会ですとか、そういった集まりのときに手話通訳をつけたりですとか、チラシに手話通訳ありと記表したりですとか、そういった活動は同じように行ってきております。ただ、しっかり条例にすることで皆さんの意識にも訴えかけられるようにということで、今回、先ほどの人権尊重もそうなのですが、いま一度意識を高く、みんなで推進していけるような環境をつくりたいと思いましたことから、今回上程するものでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町手話言語条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第7、議案第6号 千代田町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第6号 千代田町公告式条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公告を行う掲示場の設置箇所数についての見直しを行いたく、所要の改正を行うものであります。

現在、条例等の交付については、千代田町公告式条例に基づき、千代田町役場駐車場南側のほか、町内12か所の掲示板があり、合計で13か所に告示する文書を掲示することにより、公布の手続を行っております。近年では、町の例規集は、場所や時間を問わずインターネット上で閲覧することができ、また町民等の利益に直接関わるような情報については、文書や町広報紙、あるいはホームページ等で随時情報発信を行っております。

こうした状況を踏まえ、今回の改正内容については、現在13か所ある掲示場を公布の手続に必要な最小限の掲示場として、千代田町役場駐車場南にある掲示場の1か所に集約するものであります。

なお、この条例の施行期日については、令和3年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） これも本当に大変すばらしいと思います。私もちょっとあの辺見るのですけ

れども、結構汚れているというか、つり下げられたままになっていて、私の感覚だとあまり見る人いないのではないかなと思うのですけれども、これはやはり最低1か所はないといけないものなのか、そこの廃止はちょっと難しかったのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

この公告式条例ということで、公告の手続を行う観点から、2つの意味合いがございます。1つが周知を図るということで、その部分が一つの役割でございます。もう一つがその告示を有効にするための手続が必要なことも規定をされておりまして、今回、公告の部分につきましては、先ほど町長の提案理由にもありましたように、インターネット、または必要な情報については回覧とかで周知するといったことで、そちらの方はカバーできるかなということで、箇所数のほうを減らしたいと考えております。

ただ、手続上、最低1か所につきましては、どうしても場所が必要ですので、役場1か所に集約をしたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町公告式条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第8、議案第7号 千代田町ふるさとづくり基金条例及び千代田町地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第7号 千代田町ふるさとづくり基金条例及び千代田町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ふるさとづくり基金及び地域福祉基金の条例において、基金の運用益である利息を基金設置目的の事業財源に充てる果実運用型から、事業財源が必要な際に基金の取崩しを行う取崩し型へ変更いたしたく提案するものであります。

長引く超低金利時代にあつて、基金利子収入が少額であることから、運用益金の処理を見直すとともに、併せて文言の整理を行うものであります。

詳細については企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、議案第7号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、ただいま町長の提案理由にもございましたとおり、提案の2つの基金条例について、運用の見直しを行うことを目的とするものでございます。

それでは、改正内容についてお手元資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。上段がふるさとづくり基金条例、下段が地域福祉基金条例の新旧対照表でございますが、どちらの条例も第4条に運用益金の処理が規定されておりまして、現行のふるさとづくり基金では、事業の実施に必要な財源に充てるものとする。と、地域福祉基金では、高齢者等の保健福祉増進を図る事業に充てるものとし、と、それぞれ定められており、利息分を当該基金の設置目的に係る事業に活用することとされております。しかしながら、現実的には、この超低金利の時代にあつて、基金から生ずる利子は少額であることから、利息分を元本に積み増しするように改正をさせていただきたいと思います。

また、その他の改正部分でございますが、上段、ふるさとづくり基金条例の第2条の積立てでは、右側現行欄をご覧ください。本基金設置当時、国のふるさと創生事業により積立て原資が交付税の一部として手当てされたことから、記載の内容となっておりますが、この制度は既に終了しており、こちらを予算に定める額と変更することで、より柔軟な運用に対応できるよう改正を行うものでございます。

下段、地域福祉基金条例の第6条、処分では、第4条の改正に伴い、右側現行欄の高齢者等の保健福祉増進を図る事業（以下「事業」という。）の文言の定義づけが削除されたことから、改めて左側、改正案第6条において、第1条に規定する基金の設置目的に係る経費の財源に充てる旨を定めるものでございます。

最後になりますが、議案書を見ていただきまして、改正条文の最下段、附則におきまして、本条例

の施行日を公布の日と定めてございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町ふるさとづくり基金条例及び千代田町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第9、議案第8号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第8号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律を受け、本条例についても所要の改正を行うものであります。また、福祉医療制度を将来にわたり安定的に継続するため、群馬県にて群馬県福祉医療制度在り方検討会が設置され、検討された結果、重度心身障害者の医療助成について、令和5年8月より所得制限を導入し、実施されることになりました。これを受け、群馬県福祉医療費補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、本条例においても所得制限の基準額や、所得制限の対象となる者及び範囲を規定し、文言整理を行うものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第8号につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、条例改正の概要でございますが、第1条関係につきましては、オンライン資格確認等の実施に伴い、健康保険法等の一部が改正され、電子資格確認、電子的確認による資格の確認を追加し、また第2条関係につきましては、群馬県福祉医療制度在り方検討会の検討結果を踏まえまして、重度心身障害者の医療費助成について所得制限を導入し、令和5年8月から実施することとなりましたことから、改正するものでございます。

お手元に議案第8号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、これに基づきましてご説明いたします。

まず、1ページの第1条関係をご覧ください。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第2条第3項では、一部負担金を定義したものであり、重度心身障害者の食事療養費標準負担額の助成条件の規定を削除したものでございます。

2ページをお願いいたします。同条第4項では、福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師を明記いたしました。

同条第5項では、減額認定証の定義を、同条第6項では、電子資格確認及び電子的確認の定義を追加したものでございます。

3ページをご覧ください。第3条第2項第1号では、生活保護を停止されている者に関する取扱いを明記し、支給対象者の除外規定の文言整理をいたします。

第6条では、被保険者証や減額認定証の提示による確認に加えて、電子資格確認及び電子的確認による確認を追加したものでございます。

第7条では、ただし書き以降を第2項とし、支給対象額について文言整理いたしました。

4ページへお進みいただきまして、同条第3項につきましては、第2条第3項で削除いたしました重度心身障害者の食事療養費標準負担額の助成条件を規定いたしました。

第10条では、文言の整理を行い、支給対象額を第7条第1項から第3項までと定めるものです。

第12条では、第7条を改めたことにより改正するものでございます。

続きまして、6ページの新旧対照表（第2条関係）をご覧くださいと思います。

第3条につきましては、支給対象者についてでございます。同条第1項につきましては、重度心身障害者について第3号定めておりましたが、後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者を高齢重度障害者とし、第4号としたことから、同項第1号から第7号を整理したものでございます。

7ページへお進みいただきまして、同条第2項第3号では、重度心身障害者及び高齢重度障害者に該当する者の所得制限の基準額を、同項第4号では、所得制限の対象となる者及び所得の基準額を規

定したものでございます。

同条第3項及び第4項では、所得の範囲及び所得の額の計算方法について規定しております。

この条例の第1条関係につきましては、公布の日から施行し、第2条関係の第3条第1項の改定規定は、令和3年4月1日から、第3条第2項第3号及び第4項については、令和5年8月1日から施行といたします。

なお、条例の施行の日前において行われた医療に係る福祉医療の支給については、従前の例によります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第10、議案第9号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第9号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保健センター移転による総合福祉センターの複合化並びに児童館における多世代交流事業実施に伴い、今後は町職員を配置し、施設管理運営などの管理権限について町で実施することとし、これまでの指定管理者制度から業務委託へと変更いたしたく、関係条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、各条例中、指定管理者に係る部分を削除、または改め、また「利用」を「使用」へ文言の整理を行うなど、管理権限を町へ移す改正を行うものであります。

なお、この条例の施行期日については、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第11、議案第10号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第10号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が本年２月３日に公布されたことに伴い、本条例においても改正の必要が生じたので、所要の措置を講じるものであります。

改正の主な内容は、特別措置法の改正により、附則第１条の２に規定されていた新型コロナウイルス感染症の条文が削除されたことから、千代田町国民健康保険条例附則第２項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２に規定する」の部分を削り、新型コロナウイルス感染症の次に、「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。)」を加えるものであります。

なお、条例の施行日については、公布の日からとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第12、議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が令和3年度から令和5年度を計画期間として策定されることとなることから、本条例第2条において規定している保険料率の年度を同様に、令和3年度から令和5年度までの各年度に改めるものであります。

なお、保険料については同額であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第13、議案第12号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第12号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が

令和３年１月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き令和３年４月１日付で施行されることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第12号につきまして、詳細説明を申し上げます。

居宅介護支援事業者は当該基準条例において、従業員の人員や運営上の基準を定められ、それに沿って介護保険サービスを提供することとなっております。今般、上位法令である基準省令が令和３年４月１日付で改正されますことから、本条例においても改正を行うものであります。

改正の内容につきましては11項目ございますが、ここからは資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。表の右側が現行、左側が改正案となります。左側の改正案を見ていただければと思います。

まず、感染症対策の強化につきまして、ページ表示がなく見づらく申し訳ありませんが、２枚めくっていただきまして、中ほどとなります。第24条の２において、事業者に感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、介護支援専門員への定期的な研修及び訓練を実施することの規定を新設いたします。

業務継続に向けた取組の強化につきまして、第22条の２をご覧いただきまして、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、介護支援専門員への定期的な研修及び訓練を実施することを定めております。

次に、ハラスメント対策の強化につきまして、第22条の４項でございます。事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じなければならないと規定いたします。

次に、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用につきまして、第16条、第24条の２、第30条のそれぞれにおいて、招集して会議をテレビ電話装置等を活用して行うことができると規定いたします。

次に、利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直しにつきまして、第34条において、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、従来書面で行うものについて、電磁的方法、記録に変えることができると定めております。

次に、運営規程等の掲示に係る見直しにつきまして、第25条におきまして、事業者は、居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程や勤務の体制を掲示しておかなければならないこととなっておりますが、事業者の業務負担軽減の観点から、当該事業所に備えつけ、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることにより、掲示に代えることができると規定いたします。

次に、高齢者虐待防止の推進につきまして、第４条、第21条、第30条の２となりますが、事業者を対象に利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生または再発を防止するための委員

会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの担当者を置くことを定めております。

医療・介護の科学的介護データベース及びリハビリテーションに関するデータベース情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進につきましては、第4条におきまして、各種介護保険等関連情報を活用し、計画の策定やPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を図ることを規定いたします。

質の高いマネジメントの推進につきましては、第7条でございます。ケアマネジメントの公正、中立性の確保を図る観点から、ケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護が位置づけられた割合及びそれらのサービスのうち、同一の事業者が占める割合を利用者に説明することといたしております。

最後に、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応につきましてでございますが、第16条において、介護度ごとの1か月の利用上限である区分支給限度額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者のケアプランを検証する規定を新設いたします。

議案書の最後となりますが、附則をご覧くださいまして、第1項、施行期日は、令和3年4月1日、ただし第16条第21号の規定は、令和3年10月1日からの施行といたします。また、第2項から第4項では、それぞれ経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時35分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時19分）

再 開 (午前10時35分)

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第14、議案第13号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第13号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き令和3年4月1日付で施行されることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第13号につきまして詳細説明を申し上げます。

介護予防支援事業者は、当該基準条例に沿って介護保険サービスを提供することとなっておりますが、今般、上位法令である基準省令が改正されますことから、本条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進、医療・介護の科学的介護データベース及びリハビリテーションに関するデータベース情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進、以上の9項目でございますが、議案第12号の改正内容と重複いたしますので、項目ごとの説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の最後、附則をご覧くださいまして、第1項、施行期日は、令和3年4月1日といたします。また、第2項から第4項では、それぞれ経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第15、議案第14号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第14号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き令和3年4月1日付で施行されることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第14号につきまして、詳細説明を申し上げます。

地域密着型サービス事業者は、当該基準条例に沿って介護保険サービスを提供することとなっておりますが、上位法令である基準省令が改正されますことから、本条例においても所要の改正を行うものであります。

改正内容は29項目ございます。ここからは資料の新旧対照表をご覧くださいまして、左側が改正案となっております。条例の構成上、地域密着型サービス9種の介護サービスごとに章立てし、人員、設備及び運営の規定を定めていますことから、準用条文の説明は省略いたします。

改正の内容につきましては、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進、医療・介護の科学的介護データベース及びリハビリテーションに関するデータベース情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進、以上の9項目は全て地域密着型介護サービスに規定されるものでございますが、議案第12号及び第13号の内容と重複いたしますので、項目ごとの説明は省略させていただきます。

続きまして、夜間対応型訪問介護に関する項目として、オペレーターの配置基準等の緩和がございしますが、第47条及び第56条でございます。利用者からの通報を受け付けるオペレーターは、第47条第4項各号の併設施設の職員との兼務、随時訪問サービス訪問介護員との兼務、ほかの訪問介護事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護事業所に事業を一部委託すること、また複数の夜間対応型訪問介護事業所間で、通報の受付を集約化することができることを規定しております。

サービスつき高齢者向け住宅等に係る適正なサービス提供の確保については、第57条でございしますが、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、夜間対応型訪問介護を提供するよう努めることとしております。

次に、共用型認知症対応型通所介護に関する項目としまして、管理者の配置基準の緩和がありますが、第66条において、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能としております。

次に、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に関する項目といたしまして、認知症介護基本研修の基礎研修の受講の義務づけがありますが、第59条の13において、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に係る全ての者の認知症対応力を向上させていくため、医療、福祉関係の無資格者に対して、認知症介護基礎研修の受講に必要な措置を義務づけることとしております。

次に、地域の連携した災害への対応の強化については、第59条の15で、災害への対応においては地域との連携が不可欠であることから、非常災害対策として実施する避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと定めております。

続きまして、小規模多機能型居宅介護に関する項目として、人員配置基準の見直しがありますが、

第82条、第83条において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能と改正いたします。

続きまして、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護に関する項目として、認知症介護基礎研修の受講の義務づけがございますが、第59条の13でございます。こちらは準用での取扱いとなりますので、説明は省略させていただきます。

過疎地域等におけるサービス提供の確保につきましては、第101条でございますが、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、人員・設置基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を行わず、登録定員及び利用定員を超えることを可能と規定しております。

続きまして、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する項目としまして、地域と連携した災害への対応の強化について、第59条の15でございますが、こちらは準用での取扱いとなっております。

続きまして、認知症対応型共同生活介護に関する項目として、ユニット数の弾力化等地域特性に応じた認知症グループホームの確保についてでございますが、第110条、第111条、第113条でございますが、ユニット数を1または2としていたものを、1以上3以下と弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設し、本体事業所との兼務により、代表者・管理者を配置しないことや、介護支援専門員でない認知症介護実践者研修修了者を計画作成担当者として配置することができるよう規定をするものでございます。

次に、夜勤職員体制の見直し及び計画作成担当者の配置基準の緩和では、第110条において、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされているところを、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な場合にありましては、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしております。

また、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から事務所ごとに1名以上の配置に緩和をいたします。

外部評価に係る運営推進会議の活用では、第117条において、既存の外部評価は維持した上で、運営推進会議からの評価を新たな外部評価の選択肢として位置づけ、いずれかから第三者による外部評価を受けることといたします。

次に、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護に関する項目として、認知症介護基礎研修の受講の義務づけがございますが、第123条、第146条でございますが、医療福祉関係の無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけることとしております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する項目として、人員配置基準の見直しでは、第151条で人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に留意することを前提に、効果的な運営を期待できる場

合、栄養士または管理栄養士を置かないことを可能とすること、サテライト型居住施設においては、本体施設が介護老人福祉施設、または地域密着型老人福祉施設である場合、本体施設の生活相談員による当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能といたします。

栄養ケアマネジメントの充実では、第151条、第163条の2で、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置づける規定をしております。

口腔衛生管理の強化では、第163条の3で、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めることを規定しております。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけでは、第169条において研修の受講を義務づける規定としております。

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化では、第175条で事故発生防止のため、安全対策の担当者を置くことを義務づけ、リスクマネジメントの強化を図ることとしています。

個室ユニット型施設の整備、勤務体制の見直しでは、第180条で現行おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものと改正いたします。

最後になりますが、議案書の附則をご覧くださいまして、第1条、施行期日は、令和3年4月1日といたします。また、第2条から第11条では、それぞれ経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） これページ数がないんですよ。では、条文で言いますけれども、第168条の4項なのですが、ちょっと何か言いにくい言葉なんですけれども、指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとあるのですが、なかなか読んでいてちょっと意味が取れないのですけれども、これは入所者がサービスする職員の人に対して行われる性的な言動ってことでよろしいのか、それともあと、文言的にちょっと業務上必要かつというのは、業務上必要なことってあるのでしょうか。例えばセクハラのことにに関して、ちょっとその意味合いがよく取れないので、よく教えていただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 質問にお答えいたします。

職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものでございますが、例えばトイレに1人で行けない場合ですとか、そういったときに必要のない質問ですとか、業務上聞く必要のない内容を聞くとかそういったところが該当するのかと考えております。介護をする側、される側、される側は比較的弱者側かと思われますので、そういったパワーバランスを、そういった優越的な関係を背景として答えざるを得ないような、そういった場面もあるかもしれませんので、そういった状況が当てはまるのかと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） 今、課長の答弁だと、サービスをする人がされる人に対して行うというご認識でよろしいのかと思うのですが、そうしますと、サービスする人が認知症の入所者なりにそういうわいせつな行為というか、そういうことになると思うのですが、業務上必要という行為であるのでしょうか。その辺ちょっと文言の見直しとかというのをしたほうがいいと思うのですが、わいせつとかセクハラというのは、業務上必要なことというのはないわけで、何をやってもいけないことなのです。それを業務上必要、かつ相当な範囲を超えたものにより、だからそれはエスカレートしたら駄目ですよということなのだけでも、業務上必要なことという文言があるのは私はおかしいと思うのですけど、いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど述べましたように、これは1月25日付で国のほうの省令という形で文言の訂正とか、これを定めるように国のほうから来ております。私どもも十分熟知しながらこれを理解しております。

といいますのは、今皆さん御存じのように、介護施設においても自宅介護においても、いろんな部分でハラスメント、これが非常に問題になっておるということで、先般の秋の国会だったと思うのですけれども、これでいろんな部分でこれを議論を重ねながら、国のほうがこれを定めたものであります。それに従いまして、私どもも了解した中で、この文言の訂正とか新たな文言を盛り込んだものであります。これは必要だから盛り込んだものであります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 先ほど介護される側、する側というお話をさせていただきましたが、先ほどのご質問の内容は、事業者さん同士のお話でございました。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第16、議案第15号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第15号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き令和3年4月1日付で施行されることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第15号につきまして、詳細説明を申し上げます。

地域密着型介護予防サービス事業者は、当該基準条例に沿って介護保険サービスを提供することと

なっておりますが、今般、上位法令である基準省令が改正されますことから、本条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては20項目ございますが、資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。条例の構成上、地域密着型介護予防サービス、3種の介護サービスごとに章立てし、人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の規定を定めていますことから、準用条文の説明は省略いたします。

改正内容ですが、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進、医療・介護の科学的介護データベース及びリハビリテーションに関するデータベース情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進、以上の9項目は全て地域密着型介護予防サービスに規定されているものでございますが、議案第12号、第13号及び第14号の内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、共用型介護予防認知症対応型通所介護に関する項目として、管理者の配置基準等の緩和において、第10条で事業所の管理上支障がない場合は、本体施設事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能と規定しております。

次に、介護予防認知症対応型通所介護に関する項目として、認知症介護基礎研修の受講の義務づけがございますが、第28条において、医療福祉関係の無資格者に対して研修を受講することを義務づけることとしております。

地域と連携した災害への対応の強化では、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとしております。

介護予防小規模多機能型居宅介護に関する項目として、認知症介護基礎研修の受講の義務づけがございますが、第28条となりまして、こちらは準用での取扱いとなります。

人員配置基準の見直しでは、第44条、第45条において、管理者・介護職員の兼務が可能と規定をいたします。

過疎地域等におけるサービス提供の確保では、第58条で人員・設置基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を行わず、登録定員及び利用定員を超えることを可能といたします。

介護予防認知症対応型共同生活介護に関する項目として、ユニット数の弾力化等、地域特性に応じた認知症グループホームの確保では、第71条、第72条、第74条において、ユニット数を1または2としていたものを、1以上3以下とするとともに、サテライト型事業所の基準を創設し、本体事業所との兼務により、代表者・管理者を配置しないことや介護支援専門員でない認知症介護実践者研修修了者を計画作成担当者として配置することができるよう規定しております。

夜勤職員体制の見直し及び計画作成担当者の配置基準の緩和では、第71条で1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされているところを、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接して

おり、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能であれば、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしております。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけでは、第81条で基礎研修を受講することを義務づけることとしております。

外部評価に係る運営推進会議の活用では、第87条でございますが、既存の外部評価を維持した上で新たな外部評価の選択肢を加え、いずれかから第三者による外部評価を受けることとしております。

最後に、議案書の附則をご覧くださいまして、第1条、施行期日は、令和3年4月1日いたします。また、第2条から第5条では、それぞれ経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第17、議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、県と連携する小口資金の制度融資について、返済負担の軽減措置として、平成15年度から適用している借換え制度を令和3年度も引き続き実施することが決定し、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正されることに伴い、町の条例についても同様の改正をするものであります。

内容については、附則に定める借換え制度の期間を1年間延長するもので、施行期日については、令和3年4月1日からとするものであります。

よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第18、議案第17号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第17号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新規工業団地であります千代田中森地区の事業化に向けて進めてまいりました都市計画法に基づく法定手続が、令和2年12月25日付で決定告示されましたことから、関連する町の地区計画条例を一部改正するものであります。

改正点といたしましては、区域の追加及び建築物の敷地面積の制限を設ける内容となっております。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、議案第17号につきまして詳細説明を申し上げます。

新規工業団地であります千代田中森地区の事業化に向け、都市計画区域区分の変更、市街化区域への編入、用途地域、工業専用地域でございます。及び地区計画の変更について、都市計画法に基づく法定手続を進めてまいりました。町長の説明にもございましたとおり、令和2年12月25日付にて、変更に関する県及び町告示をさせていただきました。それに伴い、今回変更内容との整合性を図るため、現地区計画条例の一部を改正するものでございます。

この一部改正につきましては、千代田中森地区の事業化に当たりまして、隣接する千代田工業団地及び千代田第二工業団地と一体となった計画的で良好な工業団地の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めるものであります。

以上を踏まえまして、お手元に配付させていただきました議案第17号の資料、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。左側が改正案となります。

初めに、別表第1、第2条関係、こちらは地区計画の適用区域を定める内容となりますが、最下段に区域名称、千代田中森地区計画区域、区域の範囲、令和2年12月25日千代田町告示第167号により地区計画が定められた区域を追加いたします。

続いて、別表2のうち、第6条関係、こちらは建築物の敷地面積の制限を定める内容となりますが、最下段に区域の名称、千代田中森地区計画区域、エの行といたしまして、建築物の敷地面積の最低限度、3,000平米を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日とさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○議案第18号、議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） お諮りいたします。

この際、日程第19、議案第18号及び日程第20、議案第19号について、関連がありますので一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第18号 町道路線の廃止について、日程第20、議案第19号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第18号 町道路線の廃止について並びに議案第19号 町道路線の認定について、以上2議案を一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、都市計画道路赤岩新福寺線道路築造工事並びに千代田第二工業団地造成工事に伴い、道路法に基づく路線の廃止及び認定を行いたく、議会の議決を求めるものであります。

詳細については建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、議案第18号並びに議案第19号につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料に道路網図を用意してございますので、ご覧いただきたいと思います。廃止と認定の2種類がございますので、対比していただければと思います。

初めに、廃止の路線網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に廃止する路線名が

記載されておりますので、併せてご覧いただければと思います。

今回の、路線の廃止及び認定でございますが、町長の提案理由でもありましたとおり、都市計画道路赤岩新福寺線及び千代田第二工業団地造成に伴い、道路の延長、幅員などに変更が生じたため、一旦廃止を行った後に再度現状に合わせた認定を行うものでございます。

まず、都市計画道路赤岩新福寺線の道路築造工事に係る路線といたしまして、町道 1—192号線、1—214号線、1—401号線の 3 路線がございますが、赤岩地内及び舞木地内のそれぞれの県道取付け部において、路線の追加が生じたため一旦廃止を行います。

また、下中森地内の千代田第二工業団地造成に伴い、町道 9 号線、3—256号線、3—283号線、3—284号線、3—285号線、3—286号線、3—287号線の 7 路線につきましても、団地造成区域に含まれるため、変更が生じるために一旦廃止を行うものであります。

次に、認定の路線網図をご覧いただきたいと思います。また、こちらも議案書 2 枚目に認定する路線名が記載されておりますので、併せてご覧ください。

先ほど一旦廃止をした路線につきまして、延長や幅員を現地に即した形で再度町道認定を行うものでございます。まず、認定の舞木地内及び赤岩地内の都市計画道路でございますが、それぞれの県道取付け部において新たな道路が築造されましたが、こちらを在来路線の延長と考え、舞木地内の残った旧道部分を町道 1—543号線として新規に認定するものでございます。

そして、下中森地内の町道 3—438号線、3—439号線の 2 路線につきましては、公共団地造成に伴い調整池部分の外周道路として新設され、更に町道 3—519号線、3—520号線、3—521号線の 3 路線につきましては、造成に伴い道路が寸断されることから、残った五箇川橋梁部を新たな道路として認定を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、議案第18号及び議案第19号の案件について、1 件ずつ処理します。

まず、議案第18号 町道路線の廃止について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号 町道路線の認定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第21、議案第20号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第20号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に9,387万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,573万2,000円とするものであります。

今回の補正については、年度末を控え、各課局において予算を精査したことから、全般的に減額補正となっております。

それでは、補正の概要について申し上げます。まず、歳入では、主に町税、寄附金、町債をそれぞれ追加する一方、地方消費税交付金、国県支出金、諸収入については、実績や額の確定及び各種事業

の中止によりそれぞれ減額いたします。

次に、歳出であります。年度末ということで全般的に一般経費や工事費等を精査し、執行残と見込まれる不用額の補正を行ったことから、ほぼ全科目において減額となっておりますが、総務費では、歳入と歳出の差から生じる余剰金について基金へ積み立てるため、土木費においては、国の交付金が新たに交付されることから都市計画道路の延伸事業分を実施するため、それぞれ予算を追加いたします。また、今年度の事業完了が見込めない4事業について、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、議案第20号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書のまず1ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、7ページ、第2表、繰越明許費をご覧いただきたいと思います。第4款衛生費の総合保健福祉センター整備事業、そしてその下の駐車場拡張事業につきましては、本体工事等の完成が秋頃のため、また6款農林水産業費の小規模農村整備事業及び8款土木費の市町村道路整備事業、こちらは都市計画道路の延伸部分でございます。につきましては、年度内の完了が見込めないことから、翌年度に記載の金額を繰越明許するものでございます。

では、1ページに戻っていただきまして、次に第3条の地方債の補正につきましては、今度は8、9ページをお願いしたいと思います。こちらに第3表、地方債補正がございます。左側起債の目的欄にあります上段の公共事業等債、都市計画道路の延伸部分について起債の借入れ限度額を設定しておりますが、県より起債の変更申請に伴う同意が得られたことから、9ページにございます補正後の限度額に変更させていただくものでございます。

また、下段の減収補填債につきましては、今年度の地方消費税交付金等が減収となるため、その分を補填するためのものでございまして、交付税措置のある有利な起債のため借入れを行います。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。13、14ページをお願いいたします。最初に、補正予算の全般的な内容でございますが、先ほど町長の提案理由の説明にもありまして、今回の補正につきましては、年度末を控え、各課局において各種事業費の精査を行ったことから、全般的に減額補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに歳入の主なものについてご説明申し上げます。1款町税については、2項1目固定資産税において、企業の設備投資等によって償却資産分が大幅に伸びたため、記載の金額を追加いたします。

次に、7款地方消費税交付金及び9款地方特例交付金では、県より交付金の見込額が示されたため、記載の金額を減額、増額いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料では、教育委員会の各施設において、コロナ禍による使用料の減収が見込まれることから、それぞれ記載の金額を減額いたします。

15、16ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援給付費負担金、5節障害者施設措置費等負担金では、変更交付申請に伴う減額となります。4節児童手当交付金では、決算見込みによる歳出減に伴い減額をいたします。

下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、17、18ページをお願いいたします。上段の2節特別定額給付金給付費補助金では、事業が終了し、歳出確定に伴い事業費及び事務費補助金をそれぞれ減額をいたします。

下から2つ目、4目土木費国庫補助金の1節社会資本整備総合交付金では、道路橋梁費補助金を追加いたします。これは、都市計画道路の延伸事業分に係る補助金となります。

19ページ、20ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でも先ほど国庫補助金と同様の理由により、3節障害者自立支援負担金、5節児童手当県負担金について減額をいたします。

21、22ページをお願いいたします。2項県補助金、2目民生費県補助金、2節福祉医療費補助金では、決算見込みによる歳出減に伴い減額をするものでございます。4目農林水産業費県補助金、2節農業費補助金では、一番下の農地中間管理事業補助金を減額いたします。これは、農地の貸し借りの事業の中で要件を満たす事業がなかったための減額となります。その下の3節林業費補助金では、森林病虫害等防除費補助金について、歳出で松くい虫の被害木伐倒処理委託料が減額のため、補助金についても減額をいたします。

その下のぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金では、コロナ禍において森林体験ツアー等が中止となったことから、補助金を減額するものでございます。

23、24ページをお願いいたします。下段の17款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金につきましては、寄附額が大幅に増加していることから8,000万円を追加し、予算額を2億円といたしました。

25、26ページをお願いいたします。20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料では、歳入実績に基づき延滞金に150万円を追加いたします。

20款諸収入、4項雑入、3目3節雑入では、おもてなしマラソンなどの事業が中止となったため、参加料や負担金、スポーツ振興くじ助成金等を減額をいたします。

27、28ページをお願いいたします。21款1項町債では、先ほどご説明申し上げました第3表の地方債補正のとおり、補正をさせていただくものでございます。借り入れる事業ごとに説明を申し上げますと、4目1節土木債の公共事業等債では、都市計画道路の延伸事業に充てるため、また6目1節減収補填債では、地方消費税交付金等の減収を補填するため、起債の金額を借り入れます。

29、30をお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。歳出の補正につきましては、主に事業の終了や入札減、また物件費をはじめ扶助費や負担金並びに事業中止に伴う補

助金の減額など、各事業の経費を精査し、不用額が生じると見込まれるものにつきましては、減額補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、1款1項1目議会費を127万6,000円減額いたしますが、右側説明欄にございます各事業に係る経費を精査したことによるものでございます。

31、32ページをお願いいたします。2款総務費につきましても、50ページにわたり事業費の精査を行い、ほぼ減額の補正を行わせていただきましたが、その中で増加をした項目としまして、33、34ページをお願いいたします。1項総務管理費、下段の4目財産管理費、24節積立金において、右側説明欄を見ていただきますと、白丸、基金積立金に1億9,100万円を追加いたします。内訳を申し上げますと、財政調整基金に9,000万円を、減債基金に5,000万円を、ふるさとづくり基金に100万円を、義務教育施設改築基金に5,000万円を積み立てますが、当初予算編成時に基金から繰入れを行っている基金については、今回の補正の余剰分を基金に積み戻しを行うものでございます。

なお、ふるさとづくり基金積立金につきましては、文化振興への指定寄附金があったことから、記載の金額を積み立てるものでございます。

35、36ページをお願いいたします。5目企画費では、右側説明欄の上から2つ目の白丸、まちづくり推進事業の広域公共路線バス事業に148万9,000円を追加いたします。これは、コロナ禍による運賃収入の減少、約3割が減少いたしまして、これを補填するための追加となります。

ページが飛びまして、39、40ページをお願いいたします。1項総務管理費、11目まち・ひと・しごと創生事業費では、上から2つ目の白丸、定住・移住促進事業の移住者住宅取得費等補助金に190万円を追加いたします。これは、今年度中に本町への補助金該当の転入者が数件見込まれることから、補助金を追加いたします。

その下の白丸、人の交流促進事業には、ふるさと応援寄附金が今後も見込まれることから、返礼品等の予算を4,000万円追加をいたします。

ページが大きく飛びまして、49、50ページをお願いいたします。3款民生費におきましても、事業費の精査により多くの項目で減額補正となっておりますが、増額した項目を中心にご説明申し上げます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄にございます3つ目の白丸、国民健康保険事業に774万9,000円を追加いたします。これは、保険基盤安定、出産育児一時金、財政支援、職員給与費などの各法定分の繰出金につきましては、事業費の見直しにより増減いたしますが、一般会計繰出金では、子供などを対象とした福祉医療の実施に伴う町の負担分として109万6,000円を追加するものでございます。

ページが飛びまして55ページ、56ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、上段、22節償還金利子及び割引料に324万9,000円を追加いたします。これは、子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び県負担金について、令和元年度分の過剰申請分を国、県へ返還するも

のでございます。

ページが飛びまして、59、60ページをお願いいたします。上段、4目児童福祉施設費の右側備考欄の白丸、子どものための教育・保育実施事業に258万7,000円を追加いたします。これは、広域保育利用者が当初の見込みより増加したことによるものでございます。

下段の衛生費、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費から、63、64ページになりますけれども、5目保健衛生施設費まで、各事業費においておおむね事業費が確定したことから補正をさせていただきますが、特に予防接種事業や健診事業、新保健センター駐車場拡張工事などが主な減額の事業となりまして、項の合計で5,992万7,000円を減額をいたします。

65、66ページをお願いいたします。上段の4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費では、右側説明欄の白丸、塵芥処理事業に38万9,000円を追加いたします。これは、ガラス陶器類やプラスチック等の処理委託料について追加し、ごみ排出適正指導事業の印刷費を減額をするものでございます。

67、68ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費では、ほぼ減額となっております。減額の主な事業につきましては、69、70ページをお願いいたします。右側説明欄中段の町産業祭補助金225万円減や、73ページ、74ページをお願いいたします。歳入でもご説明しましたが、上段の白丸、農地中間管理事業補助金200万円などが減額となっております。

2項林業費におきましても減額となっており、1目林業総務費の白丸、森林病虫害等防除事業の松くい虫被害木伐倒処理委託料や下段のクビアカツヤカミキリムシ対策事業などが減額となっております。

77、78ページをお願いいたします。8款土木費におきましてもほぼ減額となっておりますが、81、82ページをご覧いただきたいと思います。上段になりますが、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、説明欄の2つ目の白丸、市町村道路整備事業として3,500万円を追加いたします。これは、歳入において1,550万円の補助金が交付されることから、都市計画道路延伸分の事業費を追加いたします。

85、86ページをご覧いただきたいと思います。9款1項消防費につきましても、非常備消防費負担金や利根川水系連合総合水防演習負担金が1年延期になったことから、200万円を減額いたします。この部分については、令和3年度予算で同額が予算化をされております。

次の87、88ページをお願いいたします。10款教育費でございますが、教育費につきましても、1項教育総務費から、109、110ページの5項保健体育費まで各事業において精査を行い、事業の終了や入札減、また物件費をはじめ扶助費や負担金並びに事業が中止となったことによる補助金や事業費の減額など、各事業の経費について不用となる額を精査したことから、全般的に減額補正となっております。

109ページ、110ページに戻っていただきたいと思います。最後になりますが、予備費に2,558万9,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、111、112ページには、今回の補正により変動いたしました地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付させていただきました。

めくっていただきまして、最後のページには、給与費明細書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6 番、橋本議員。

[6 番（橋本和之君）登壇]

○6 番（橋本和之君） 幾つかあるので質問させていただきたいと思います。

50ページです。真ん中辺りの国民健康保険事業のところなのですが、上から2つ目の黒ボツの国保特別会計繰出金のところで、その下の出産一時金繰出金です。予算に対してかなり戻しを入れているのですけれども、コロナで子供が生まれるのが少なかったという報道もありましたけれども、かなり最初の当初予算に比べると7割ぐらい戻しているのですけれども、それだけ子供が生まれるのが少なかったのかということが聞きたいなと思っております。

次なのですけれども、64ページです。上から2つの丸印で母子保健事業のところでございます。そこから妊婦委託健康診査事業の2つ目、不妊治療費助成事業助成金なのですけれども、これも125万の戻しなのですが、今年から不妊治療に上限が30万から10万になったっていうので、その影響でかなりこう使い勝手が悪くなったと言うと変ですけれども、それで戻し金が多くなってしまったのか、それが先ほどの出産一時金を配られなくなったというのですか、出産する人が少なくなってしまった原因とまでは言わないかもしれませんが、影響があったのか、その辺のところ聞きたいなと思います。

次なのですけれども、74ページ、先ほど宗川課長のほうからたびたび出ていた農地中間管理事業のところ200万丸々戻す、これも予算額をそのままちょっと戻しているのですけれども、そもそもこの中間管理事業が使い勝手が悪いものなのか、予算に対してそのまま返してしまっているのか、その辺のところ制度上何かあるのかというのが聞きたいと思います。

その次のページなのですけれども、クビアカツヤカミキリのところで消耗品120万円を戻しているのですが、これ恐らく樹幹注入の薬剤の消耗品なのかなと思われるのですけれども、来年度予算をちょっとまだ見ていないのですが、たしか600万台ぐらいにはなるのかなと思って、このクビアカツヤのところですか、それで今回は120万も戻すのに、全体では300万の予算だったかな、今年の予算が。それを120万戻すのに、来年は今度は600万になるという、300万から600万になるので、どういう整合性が立つのかというところが聞きたい。例えば、今クビア力は広域に広がっています。太田に行ったりとか前橋に行ったりとか、それなので広域で対処することによって、ここで1回お金を区切るというのでしょうか、ここまでの決算ですと、次からは違うので、そこでお金が増えていくとか、そう

いう事情があるのかどうか。

最後なのですけれども、何個も質問して申し訳ないのですけれども、最後の質問ですが、110ページ、予備費のところなのですが、かなり予備費、整合性を合わせるためというところで2,558万9,000円というところなのですが、これはコロナ関係のものが繰り越しになるお金なのかなというちょっと予想を立てていたのですけれども、それなのかどうなのかというのをちょっと詳しく聞きたいなと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、農地中間管理事業についてでございます。こちらにつきましては、担い手への農地の集積、集約化を進めるためのメニューの一つとなっております。内容とすると、地域集積協力金ですとか、経営転換協力金などとなります。この件について、令和2年度については該当者がおりませんでしたので、実績に基づいて、それぞれ歳入歳出ともに減額補正するものでございます。

過去において、平成30年度木崎地内で地域内の農地を担い手同士で貸し付けまして、農地の集約を図るなどをしました。こういった大きな金額については、そういった事例がございました。

それと、クビアカツヤカミキリ事業の件でございますが、今回、減額させてもらう理由につきましては、クビアカツヤカミキリに被害されている木の樹幹注入剤の購入がほぼになるのですけれども、入札に伴いまして少し単価が安くなったこと、それと昨年度少し薬剤があったことによりまして、減額するものでございます。令和3年度の予算を見ますと、今年度よりも少し増額をさせていただいた中で、職員が施工するのにインパクトドライバー等の消耗品が必要となりますので、そういったものの購入費用を継続的に実施する予定でございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 国民健康保険特別会計繰出金、出産育児一時金繰出金についてお答えいたします。

議員さんのお見込みのとおり、今年度は出産の件数が少なく、2月末現在で申請がありましたのが2件でございました。そのため、年度末でここまで来ておりますので、1件分くらいを残しまして、残りを減額させていただきました。出産育児金は1件42万円ですが、その3分の2を一般会計から繰り入れさせていただいております。歳出がないということで、繰入金も減額とさせていただいたところ です。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

64ページの不妊治療費の助成事業の助成金の関係でございますが、当初10万円掛ける20名で200万円見込んでおりましたが、決算見込みで125万円を減額させていただきました。こちらにつきましては、不妊治療のほうは県費の助成もありますので、そちらとの整合性を図りながら、町の負担という形になっております。こちらについても、やはり保健センターの保健師等とも意見の中で内容の確認をしていた中では、やはり今年度についてはコロナ禍で非常に母子保健健康手帳の交付者も非常に例年に比べて少ないということもありまして、制度の30万円から10万円に引き下げた金額の影響だけではなくて、そういった社会情勢の影響が背景には大きく起因しているものと想定されます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、予備費の関係でご質問にお答えをさせていただきます。

予備費でございますが、通常、急な予算不足に対応するためのものでございます。今現状が法人税等の町税の還付に充当しておりまして、配当額のほうが少額になっておりますことから、今回追加をさせていただきました。

先ほどのコロナ関係につきましては、現状でまだ繰り越す額が決まっておりますので、3月31日の専決処分によりまして、その部分は明らかになった時点で、専決処分ということで対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 橋本議員。

○6番（橋本和之君） 2つほど質問したいと思っております。

農地中間管理事業のところなのですけれども、今、坂部課長の答弁を聞いていると、少し大がかりなものではないと対応にならないのかなという感じがしたのです。私の認識だと単純に貸し借りがあって、貸し手のほうがお金がもらえると、そういう補助金だというちょっと認識だったので、その貸し借りがあったら出てくるのかなとちょっと思っていたのですが、もっと違う大がかりなものではないと出ないという感じなのかなと思っているのですが、それでよいのかどうかの確認と、もう一つが住民福祉課長に聞きたいのですけれども、子供の出産一時金ですが、実際が3割しか、要は見込みの3割しか使ってなかったのですけれども、これも本当に見込みがちょっとともともと大きく見ていたのか、それともやっぱりコロナの影響でかなり、少子化というのはもう随分前から叫ばれていることなのですけれども、本当に少子化が加速してしまったのか、その辺はどういうご認識なのかをちょっと伺いたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

ちょっと説明が不足していて申し訳なかったのですけれども、農地中間管理事業につきましてはメ

ニューがあるということで、地域集積協力金、それと経営転換協力金ということで、地域集積協力金につきましては大きいところ、それと経営転換協力金につきましては、経営を転換する、リタイアするとか、そういった感じで中間管理事業を使って貸し借りをしたときに補助金が出る制度となっております。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

国民健康保険の出産育児金は、国民健康保険に加入している方が出産したときの支給されるものですので、今年度は今のところ2件ですけれども、大変波があります。多い年は14件くらい申請が上がることもあります。国民健康保険に加入されている方の出産となりますと、大分幅が出てくるように思います。ただ、全体の出生届などを見ておりますと、若干少ないかなとは思っておりますが、ある程度の届出の受理は受けておりますので、そこまでは落ち込んではいないのかなという印象でいます。以上です。

○議長（柿沼英己君） 橋本議員。

○6番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございました。

坂部課長、ぜひ農地中間管理事業は、前回私一般質問もしたのですけれども、宣伝をして、より有効に使ってもらうようお願いしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） 2つほど質問させていただきます。

まず、40ページなのですが、上から白丸の2つ目です。定住・移住促進事業で移住者住宅取得等補助金交付事業190万円、先ほど説明の中で新たに数件土地を取得したのでしょうか、見込まれる方がいらっしゃる。数件というのは何件なのか、これはふれあいタウンの土地が売れてそこに来るのか、その辺もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、82ページです。上から白丸の2つ目です。市町村道路整備事業、これはいわゆる都市計画道路の延伸ということで説明を受けましたが、この3,500万というのは、実質どれに当たるのか、例えば家屋等土地等の買収なのか、もし説明できる内容であればお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

82ページの市町村道路整備事業に係る工事費でございますが、こちらにつきましては、延伸部分の道路用地の購入費として補正をするものでございます。今回、冒頭にもありましたが、この補正額も含めて、当初予算も含めまして年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度へ繰越しを予定して

おります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 定住・移住促進事業についてのご質問にお答えいたします。

今回の補正の数名の予算といったところなのですが、こちらにつきましては、今現在建築申請のほうで太田土木事務所のほうで現に建築確認申請を出されている方の件数というところで、想定される件数として9名ないし5名ぐらいというところでございます。

一応住むところというところですが、ふれあいタウン地内だけでなく、千代田町一円の中で建築確認申請が出されている人数を想定した中の補正の金額でございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 小林委員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。それで、太田土木事務所に申請というか、話が出ていたということを伺いました。5名から9名、千代田町において、どこの自治体もそうなのですが、人口減少社会ということで人口減少が進んでいる状況にあるかと思うのですが、こういったニュースといいますか、実態数、実現すべき方向に、人口増ということで見ると非常にうれしいことでもあります。私たちも町の後世を隆盛するためには、人口減少を食い止めなければいけない。可能な限り今後も新しい新規住民ができるように、引き続きまして5名から9名をもっと増やせるように頑張りたいと思います。よろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

ただいまから1時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時13分）

再 開 （午後 1 時 2 0 分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案名及び議案の修正

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） すみません。先ほどの議案第17号につきまして、ちょっと議案名の修正がございますので、大変お手数ですが、議案第17号についてご用意いただければと思います。

議案名の修正になりますが、千代田町地区計画区域におけるになっているのですが、千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例となります。なので、地区計画区域の後に、「内」がちょっと抜けてございました。大変失礼いたしました。

以上、修正をよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 私からも修正をご報告したいと思います。

議案第15号をご用意いただければと思います。議案書の中で7行目となりますが、「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）」に改めるの中に、第5章、雑則（第91条）が入ってしまいました。こちら行が反対となりますので、修正をお願いいたします。失礼いたします。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第22、議案第21号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第21号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1億434万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,687万1,000円とするものであります。補正の主な内容ですが、歳入では、国民健康保険税を収入見込額により減額するとともに、県支出金においても保険給付費の実績により減額いたします。繰入金では、繰入金額が確定したことにより追加するものであります。

歳出では、総務費及び保健事業費について、年度末の精査により減額させていただきます。保険給付費では、給付費の推移を基に減額いたします。国民健康保険事業費納付金についても、納付金額の確定に基づき減額するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第21号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりましてご説明したいと思いますので、8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税では、収納見込額によりまして減額するものでございます。

3款1項1目の災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対する国民健康保険税減免措置による国の財政支援分を追加するものでございます。

4款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、1節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、被保険者の療養給付費、療養費及び高額療養費に係る全額分を受け入れるものですが、被保険者数の減少などにより給付費が低く推移しておりますことから減額するものであります。2節の保険給付費等交付金（特別交付金）では、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の決算見込額により減額いたします。

めくっていただきまして、10ページ、11ページへお進みください。次に、6款1項1目一般会計繰入金ですが、1節から5節につきましては、国より一般会計から国保会計に繰入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入れ必要額を事業実績見込みにより追加あるいは減額させていただきます。

6節その他一般会計繰入金ですが、福祉医療制度に伴う国庫負担金削減分の2分の1相当額を繰り入れる必要がありますが、その額が県より示されたことに伴いまして109万6,000円を追加するものです。

8款2項雑入では、交通事故等の保険利用分の求償による第三者行為納付金及び指定公費負担医療費の支出見込みに伴いそれぞれ減額いたします。

めくっていただきまして、12、13ページをお開きください。歳出でございます。1款1項の総務管理費及び1款2項の徴税費につきましては、事業精査または負担金の確定に伴う増減となっております。

おめくりいただきまして、1款3項1目運営協議会費ですが、委員報酬の確定に伴い減額いたします。

その下、２款１項療養諸費及び次のページへ続いておりますが、16、17ページの２款２項高額療養費につきましては、給付費の支出推移を再精査いたしまして、減額させていただくものです。減額となる主な要因は、被保険者数の減少及び受診件数の減少でございます。

４項１目の出産育児一時金では、１件42万円を見込んでおりましたが、２月末日現在で申請が２件でございましたことから、数件を残し、残りは減額させていただいております。

18、19ページへお進みください。６項１目傷病手当金では、現在のところ給付実績がありませんので、10万円を残し減額いたします。

次に、３款１項医療給付費分につきましては、財源補正をするものです。

２項後期高齢者支援金等分及び次のページになりますが、20、21ページの３項介護納付金分につきましては、納付金額が確定したことから減額いたします。

次に、５款の保健事業費では、事業の見直し及び終了見込みによりまして、それぞれを減額補正するものとなっておりますが、５款１項１目保健衛生普及費では、人間ドック受診補助金及び健康相談委託料並びに受診勧奨事業委託料につきましては、決算見込みに伴い減額いたします。

５款２項１目の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、精査の上それぞれ減額いたします。

22、23ページをお開きください。６款１項基金積立金では、保険給付費や特定健康診査等の事業費の決算見込額が減額されることに伴い、基金積立金を追加いたします。

８款３項指定公費負担医療費立替金では、実績見込みがないため減額いたします。

24、25ページをお開き願います。９款予備費では、療養給付費の急激な支出増があった場合に備え、増額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 令和２年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第23、議案第22号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第22号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に144万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,415万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料を収入見込額に基づき追加いたしますが、普通徴収保険料については、減額するものであります。繰入金では、事務費の決算見込みにより減額するものであります。

次に、受託事業収入では、長寿医療健康検診事業及び人間ドック助成事業に係る費用を広域連合から受け入れるものですが、実績見込みにより減額を行うものであります。

続きまして、歳出ですが、一般管理費では、年度末の精査により郵送料、長寿医療健康検診費用委託料、長寿医療人間ドック助成金を減額いたします。徴収費でも、決算見込みにより郵送料を減額いたします。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金については、負担金の収入見込額に基づき追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第24、議案第23号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第23号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,523万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億141万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、歳出の見直しにより、それぞれの財源分を減額または追加するものであります。

また、歳出については、総務費、保険給付費において年度末精査により減額するほか、地域支援事業費の各項目においても年度末精査により減額、または追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第23号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料では、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しにより減額するものでございます。

3款1項1目国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出の保険給付費の減額によります財源補正に伴いまして、減額するものとなっております。

3款2項国庫補助金、2目及び3目地域支援事業交付金では、歳出の地域支援事業費の見直しによりまして、それぞれ追加または減額するものです。

続きまして、7ページの下段から10ページへお進みいただきまして、4款1項支払基金交付金及び5款1項県負担金並びに3項県補助金につきましては、3款同様に、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しによります財源補正に伴いまして、それぞれ追加または減額するものでございます。

続きまして、9ページの下段から12ページをお開きいただきたいと思います。7款1項一般会計繰入金の1目から3目は法定繰入分として、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるものとなりまして、3款から5款同様に、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しに連動いたしまして、それぞれ追加または減額するものとなっております。

5目その他一般会計繰入金においては、歳出の職員人件費及び事務費の見直しによる減額でございます。

次に、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、職員人件費を減額いたします。

1款5項1目運営協議会費においては、介護保険運営協議会委員に係る非常勤職員公務災害補償組合負担金を減額いたします。

13ページの下段から15、16ページへお進みいただきまして、2款1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る保険給付費となりまして、実績見込みに基づき減額するものでございます。

2款4項1目高額介護サービス費につきましては、1か月の利用料が高額となった場合に支給する保険給付費となりまして、実績見込みにより減額するものとなっております。

おめくりいただきまして、17ページ、18ページへお進みください。2款5項特定入所者介護サービス等費では、低所得の施設入所者に係る食費及び居住費を軽減するための保険給付費となりまして、実績によりまして減額をいたします。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、通所型・訪問型サービスの給付費でございますが、こちらも実績見込みに基づき追加となっております。2目介護予防ケアマネジメント事業費におきましては、国保連合会への地域支援事業利用者のケアマネジメント負担金となりますが、こちらは追加をさせていただくものでございます。

次に、19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。4款2項1目一般介護予防事業費では、介護予防教室等が新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部未実施となったこと等により、減額するものとなっております。

4款3項1目一般管理費では、職員人件費を追加し、その下、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、地域包括支援センター運営協議会委員報酬及び委員に係る非常勤職員公務災害補償組合負担金を減額いたします。

おめくりいただきまして、21、22ページをご覧ください。4款3項3目任意事業費及び6目認知症総合支援事業費につきましては、それぞれの予定事業が新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部未実施となったことなどにより、減額するものでございます。

また、5目生活支援体制整備事業費では、生活支援コーディネーター設置に係り外部委託契約予定でございましたが、直営にて実施できたため減額するものでございます。

4款4項1目審査支払手数料につきましては、実績に基づき追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第25、議案第24号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第24号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万7,000円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ2億4,932万7,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入については、第1款分担金及び負担金において、受益者負担金の納入実績により、これを追加するものであります。

第2款使用料及び手数料についても、納入実績により、下水道使用料のうち滞納繰越分を追加いたします。

第5款繰入金については、収支の均衡を図るため減額いたします。

歳出では、第1款総務費において人件費を減額するとともに、各補助金及び負担金についても、額の確定により減額いたします。

第2款事業費においては、第1項公共下水道費において、財源の振替を行うとともに、第2項流域下水道費において不足が生じたため追加をいたします。

第3款公債費においては、事業の確定により減額いたします。

詳細については建設環境課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、議案第24号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、2項1目受益者負担金、1節の下水道事業受益者負担金につきまして、現在の収入額に合わせ、右側説明欄にありますとおり112万5,000円を追加いたします。これは、下水道工事により公共ますを設置した場合、1件当たり15万円の負担金をいただいておりますが、この負担金15万円につきましては、原則として3年で納めていただくものでございます。しかしながら、今回の場合、ほとんどの方が15万円を一括払いしていただけたので、現在の収入額に合わせて追加したものでございます。

また、2節受益者負担金滞納繰越分に対しましても、現在の収入額に合わせて25万4,000円を追加するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料、2節滞納繰越分でございますが、こちらにつきましても、現在の収入額に合わせて21万2,000円を追加いたしました。

5款繰越金、1項1目の一般会計繰入金につきましては、収支の均衡を図るため34万4,000円を減額いたしました。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出でございますが、ページ右側の説明欄の事項内容を基に説明させていただきます。

第1款総務費、1項1目総務管理費において、職員人件費を精査の結果、15万円減額し、一般経費

では、各負担金及び補助金額の確定により34万6,000円を減額いたします。

第2款事業費におきましては、1項1目管渠整備費において財源の振替を行うとともに、2項流域下水道費につきましては、次ページ、11、12ページをお願いいたします。流域下水道西邑楽処理区維持管理負担金において、流入する処理水量が増加したことと、各市町の供用開始面積に変更が生じたことにより不足が生じたので、216万2,000円を追加するものでございます。

次に、第3款公債費では、償還額の確定により、1項1目元金において、公共下水道整備事業債元金20万4,000円を減額するとともに、2目利子におきましても、公共下水道整備事業債利子20万5,000円及び流域下水道整備事業債利子1万円をそれぞれ減額いたします。

また、補正予算書の後ろの部分に給与明細も添付してございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議案第25号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（柿沼英己君） お諮りいたします。

日程第26、議案第25号から日程第30、議案第29号まで一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第25号 令和3年度千代田町一般会計予算、日程第27、議案第26号 令和

3年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第28、議案第27号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第28号 令和3年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第30、議案第29号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計予算、以上5件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第25号、26号、27号、28号、29号、ただいま一括上程されました令和3年度千代田町一般会計予算及び各特別会計予算について、提案理由の説明及び所信の一端を申し上げます。

今年度において、本町の新たな指針となる第六次総合計画を策定し、将来像となる「共につくろう人と自然が輝く 元気で活力のあるまち ちよだ」の実現に向けて、令和3年度がスタートの年となります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は、新年度になっても避けることはできない状況にあり、町民へのワクチン接種事業等を円滑に進められるよう全力で取り組んでまいります。

また、感染の拡大により、社会環境も大きく変化しており、テレワークやオンライン会議など、「新しい生活様式」における働き方改革によって、東京一極集中から地方移住への関心が高まっております。このことを契機に捉え、本町への定住・移住促進も加速させる必要があることから、総合計画と総合戦略が一体となった重点施策を中心に施策を実施してまいります。

また、国連サミットで採択されたSDGsの17のゴールを計画の各施策に設定し、その達成にも貢献してまいりたいと思います。

さて、国の令和3年度予算については、一般会計総額が前年度当初と比較して3.8%増の106兆6,097億円で、過去最大を更新しております。しかしながら、その内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収が6兆650億円減の57兆4,480億円、その他収入が1兆240億円減の5兆5,647億円と見込んでおり、歳出総額との不足は公債金により賄われているため、公債依存度は40.9%と極めて深刻な状況にあります。

地方財政の状況については、令和3年度地方財政計画によりますと、地方全体の財源不足額が10兆1,222億円で、令和2年度より5兆5,938億円の不足増が見込まれており、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税が大幅減収となるなど、厳しい状況が続いております。このような状況下にあっても、新たな地方版総合戦略に基づいたまち・ひと・しごと創生事業の実施、地域デジタル社会の推進、防災・減災・国土強靱化対策など、地方が取り組まなければならない課題は山積しております。

次に、本町の財政状況に目を向けますと、幼児教育・保育の無償化や一部事務組合の施設更新による負担金などが、財政を大きく圧迫している状況にあって、コロナ禍による町税や各種譲与税、交付

金等の減収が見込まれており、前例のない厳しい財政運営が続くものと想定しています。

こうした状況下で編成を行った令和3年度予算については、行財政改革大綱に基づいた徹底した経常経費の削減や、新たな財源確保プロジェクトによる財源の確保、各種事業の抜本的な見直しを行いつつ、第六次総合計画による計画事業について重点的に予算配分を行い、千代田町の将来を見据え、「未来志向の町政」を目指した予算編成を行いました。

ぜひとも議員皆様にご理解をいただくとともに、町民の皆様にもご理解をいただき、この千代田町がすばらしいまちとして、より一層発展していくことを望むものであります。

それでは、会計ごとに予算概要をご説明申し上げます。まず、一般会計であります。当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億3,000万円で、前年度に比べ4億5,500万円、9.1%の減といたしました。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税については、前年度比8,148万7,000円減の21億88万4,000円を見込みました。このうち主なものを申し上げますと、個人町民税では、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化が各業種で起こり、大幅な所得の減少が予想されることから、前年度比6,899万4,000円減の4億4,680万円を見込みました。

法人町民税では、法人税割の税率が3.7ポイント減少する改正に加えて、個人町民税と同様に各企業における業績悪化が予想されること等を考慮し、前年度比1,363万3,000円減の1億7,831万1,000円を見込みました。

固定資産税では、令和3年度が評価替えの年度となり、土地・家屋とも減額となりますが、償却資産については、前年度の企業設備投資が多額であったことから増額となり、95万4,000円増の12億7,129万円を見込みました。

その他の町税については、昨年度と比較しておおむね同水準の予算を見込みました。

地方譲与税や各種交付金については、地方財政計画や実績等を踏まえ、現状で見込める限り最大限の金額を計上いたしました。

依存財源の中心をなす地方交付税については、地方財政計画の規模が17兆4,385億円で、前年度比5.1%増とされたため、普通交付税を前年度比2,000万円増の4億2,000万円と見込みましたが、特別交付税は、前年度比2,000万円減の8,000万円を見込みました。

寄附金については、近年、ふるさと納税寄附金の実績が大幅に増加していることから、現状で見込める最大限の額を計上いたしました。

町債については、地方交付税の振替財源で、財源である臨時財政対策債をはじめ、都市計画道路延伸事業のための公共事業等債などの借入れを予定しており、前年度比2億4,430万円減の3億2,150万円を計上しましたが、全て後年度に交付税措置のあるものとなっております。

このほか、財政調整基金等からの繰入金、繰越金、諸収入などを見込んで財源の確保を行い、収支の均衡を図ったものであります。

次に、歳出予算であります。新規事業を中心とし、分野ごとに説明申し上げます。

初めに、「地方創生」分野になりますが、平成28年度より千代田町総合戦略による本格的な事業推進に取り組んでまいりましたが、令和2年度に策定した千代田町第六次総合計画において、第二期千代田町総合戦略を重点施策として計画内に位置づけ、人口減少社会に対応したまちづくりに重点的に取り組んでいくことといたしました。第二期千代田町総合戦略では、総合計画の各分野から重点的に取り組む施策を抽出し、新しい雇用環境の創出、定住・移住促進、結婚・出産・子育て支援、人の交流促進の4つの重点目標に振り分け、少子化に伴う人口減少等に係る喫緊の課題への対策を講じてまいります。

「福祉」分野では、高齢者福祉の介護慰労金の支給事業や徘徊探知機の貸与など、高齢者の方々やご家族への一助となる諸事業を引き続き実施してまいります。また、福祉医療については、高校生世代までの子供や障害者の方たちを対象に、医療費の経済的負担の軽減を図ってまいります。児童福祉については、計画に沿った各種事業を展開するとともに、認定こども園では施設の一部改修を行い、より安全で快適な保育環境の整備に努めてまいります。また、町の福祉関連施設をこれまでの指定管理者制度から業務委託形式に切り替える中で、児童館及び学童クラブについては、施設管理に関する費用を令和3年度より町予算の中に組み入れておりますが、町民の方が利用される上で大きな変化はありません。なお、児童館については、令和3年2月より旧東幼稚園へ移転し、運営しております。

その他、少子化対策の一環とし、一定所得以下の新婚夫婦に対し、住居費の一部を補助する結婚新生活支援事業を新たに開始し、所得の多くない若年カップルであっても、結婚に対し前向きに検討できるきっかけづくりを行ってまいります。

「教育」分野では、新学習指導要領の柱である主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を推進してまいります。また、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備によるプログラミング教育のさらなる推進や、ICT機器を活用した授業改善・工夫を進めるなど、教育の質の向上に努めてまいります。また、英語指導助手の配置により、英語指導の充実を図るとともに、イングリッシュサマーキャンプ事業を実施し、体験活動を通して子供たちの英語に対する興味・関心の向上と英語教育の充実を図ってまいります。

更に、いじめ・不登校対策では、各小中学校に心の教室相談員を配置するとともに、適応指導教室については、指導員を3名配置し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援をより充実させてまいります。

教育環境の整備では、東小学校音楽室床改修工事、西小学校照明LED化改修工事を実施するほか、必要に応じて施設改修及び修繕を実施いたします。社会教育施設や社会体育施設においても、経年劣化に伴う改修工事等を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。東部運動公園においては、経年劣化により傷んだ屋外トイレを多目的トイレへと更新し、バリアフリー化を実現いたします。

「交通・防犯」分野では、交通安全マナーの向上と事故防止を図るため、園児・児童への交通安全教室及び高齢者などへの啓発活動を実施してまいります。また、通学路等における交通安全対策については、カーブミラーの設置や道路標示の新設・補修工事を引き続き行うとともに、防犯対策として、防犯パトロールの実施や主要な通学路に防犯カメラを継続して設置してまいります。

また、振り込め詐欺等の対策として、高齢者を対象に特殊詐欺対策機器等購入費の補助を実施し、犯罪の予防に努めてまいります。

「防災」分野では、河川の氾濫やゲリラ豪雨、竜巻、大地震発生時における火災など、様々な被害が予想されますが、対策として、民間企業の協力による河川監視カメラや水位計を町内の中小河川に設置しましたので、危険箇所をいち早く把握し、住民の安全な避難につなげたいと考えております。また、災害発生時における地域防災力のさらなる強化を図るため、現在16地区で結成されている自主防災組織による千代田町自主防災組織連絡協議会と連携し、マイ・タイムラインの普及を含めた防災意識の啓発を行うとともに、未結成地区へ情報提供などによる結成に向けた支援を行ってまいります。更に、2年に1度開催している千代田町防災訓練、昨年度実施予定で延期となった本町で31年ぶりに開催される利根川水系連合・総合水防演習を通じ、町全体における防災意識の向上に努めてまいります。

「環境・保健衛生」分野では、廃棄物処理関連事業について、昨年度に引き続きごみの減量化、リサイクル率の向上のため、資源物の回収施設の設置を検討します。また、太田市外三町広域清掃組合において、新ごみ処理施設が運転を開始しますので、適切な運営が行えるよう努めてまいります。母子保健事業については、引き続き子育て世代包括支援センターの運営や妊産婦健診、産後ケア事業、新生児訪問等を実施いたします。また、新規事業といたしまして、産前産後サポート事業を実施し、若い世代が安心して子供を産み育てることができるよう支援を強化いたします。予防接種事業については、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に努めるとともに、各種予防接種につきましても接種率の向上を目指します。保健衛生施設事業では、総合福祉センターの施設を基本とした保健センター機能の複合化・集約化の工事が令和2年12月より開始となっており、今後は、令和3年秋の工事完了、令和3年中の新施設の運用開始を目指しております。令和3年度予算では、保健センターの建物解体に係る工事費及び設計委託料のほか、新たに必要となる備品購入費などを計上いたしました。町民の皆様にご喜んでもいただける施設となるよう準備を進めてまいります。

「都市基盤」分野では、昨年度、ふれあいタウンちよだ商業地への新規企業出店が決定しましたので、さらなる地域の活性化に向け、引き続き進出企業の誘致活動を行ってまいります。また、同区域内の南北調整池において、堆積土が顕著であることから、治水体制の維持のため浚渫工事を実施してまいります。新規工業団地造成事業については、群馬県企業局による千代田第二工業団地の造成工事が完了することから、用地分譲手続を進めてまいります。また、千代田中森地区については、都市計画変更手続が完了したことから、造成工事に向けた用地買収及び設計業務等を進めてまいります。公

園整備事業については、舞木土地区画整理事業区域内の最後の公園用地の整備を進めてまいります。その他、県土整備プランで計画されている利根川新橋の早期実現に向けた働きかけを引き続き行ってまいります。都市計画道路赤岩新福寺線の延伸路線については、町の将来のために重要な広域幹線道路でありますことから、関係地権者との交渉を行うとともに、早期の道路整備を進めてまいります。

「産業振興」分野では、地域の農地利用を最適化する農地中間管理事業や、認定農業者に対して農業機械購入に要する経費を補助する農業機械購入事業、そして小規模農村整備事業等を活用した農道及び用排水路の整備についても引き続き実施いたします。また、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、これらの地域活動の推進・支援を行ってまいります。クビアカツヤカミキリ対策事業では、全国に飛び地的に被害が拡大し問題となっていることから、被害防止・抑制対策に引き続き取り組んでまいります。また、ふれあいタウンちよだの商業用地については、商業施設立地促進奨励金などの助成制度を設けることで、商業施設の誘致と雇用促進により町の活性化を図ります。観光については、民間の力を活用しながら、引き続き観光資源の掘り起こしを行います。また、町の魅力を広域に周知するため、各種メディアやSNSを積極的に活用した情報発信を行い、町の物産や観光情報のPRに努めてまいります。

「行財政・広報広聴」分野では、次期行財政改革大綱の策定に取り組むとともに、デジタル技術やデータの活用等による業務の効率化を実現することで、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。人材育成の推進については、群馬県へ職員を1名派遣する実務研修を行い、幅広い視野と新しい発想に立って、行政施策を推進できる人財の育成に努めてまいります。広報広聴事業では、「広報ちよだ」や町ホームページ、「みどりちゃんチャンネル」などを活用し、時代に即した行政情報や魅力ある地域情報などの内容を、迅速かつ分かりやすく発信してまいります。

以上、令和3年度一般会計予算に係る提案理由及び所信の一端を申し上げましたが、冒頭申し上げあげましたとおり、国、地方とも財政状況は経験したことない厳しい状況が続くことが予想されており、取り組むべき行政課題に今後も多額の財源が必要となる中、コロナ禍による収入不足に自治体が知恵絞って対応していかなければなりません。そのために置かれた状況の中で、粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図っていくことが我々の使命であり、そのための予算を編成したものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、特別会計予算について説明申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ12億6,720万8,000円で、前年度に比べ4,623万4,000円、3.5%の減といたしました。国民健康保険制度は、平成30年度から、県と市町村との共同運営になり、制度の安定化が図られました。現在、町は国保事業費納付金を県に納付し、県から町へ給付費に必要な費用の全額が支払われております。

町では、地域住民と身近なことから、引き続き資格の管理や保険税の賦課徴収、きめ細かい保健事業の実施などを担っております。特に、今年度では、被保険者の健康の保持増進、疾病の早期発見、

また糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、医療機関と連携し、受診勧奨や保健指導を実施してまいります。今後も加入者がいつでも安心して適切な医療が受けられるように、県と町はそれぞれの役割を果たすことにより、安定的な財政運営や効率的な事業の推進など、持続可能な制度運営を目指してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,929万3,000円で、前年度に比べ719万5,000円、5.4%の増といたしました。歳入については、保険料を560万1,000円の増、また歳出についても、広域連合への納付金を676万5,000円の増といたしました。今後も制度の周知を図りながら、加入者が安心して十分な医療が受けられるように、関係機関と連携の上、安定した制度運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ9億7,790万6,000円で、前年度に比べ1億811万円、12.4%の増といたしました。また、令和3年度は、町の介護保険事業の根幹となる第8期介護保険事業計画の3年間の初年度であることから、計画値と実績値の推移を注視の上、引き続き適正化事業や介護予防事業を推進し、安定運営を目指してまいります。そして、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・生活支援を提供する地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

最後に、下水道事業特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,999万7,000円で、前年度に比べ6,374万8,000円、27.0%の増といたしました。令和3年度では、赤岩地内の事業認可区域において管渠整備を実施してまいります。下水道の整備については、膨大な資金と期間が必要となりますので、事業の早期完了を目指し、厳しい財政事情を考慮しつつも効率的な整備を行ってまいります。また、国より下水道事業会計に公営企業法を適用することが求められており、企業会計の導入に向けた準備についても進めてまいります。

以上、各会計における予算について、ご説明申し上げました。今、コロナ禍にあって世界中が不安の中で生活しています。本町においても例外ではなく、少しでも町民の不安を取り除けるよう、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、町民ニーズに耳を傾けながら、この危機を乗り越えるべく各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

令和3年度の取組についてご理解をいただきますとともに、本町発展のため、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げまして、提案理由の説明及び所信の一端とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 町長の説明が終わりました。

ここで、お諮りいたします。予算の審査につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして、審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和3年度予算審査特別委員会ということで決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は、令和3年度予算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には、5番、酒巻議員、副委員長には、7番、大谷議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている案件5件は、一括して特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから18日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、18日まで休会といたします。

なお、あした11日木曜日は総務産業常任委員会、12日金曜日は文教民生常任委員会、15日月曜日は令和3年度予算審査特別委員会を、それぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時33分）

令和３年第１回千代田町議会定例会

議事日程（第３号）

令和３年３月１９日（金）午前９時開議

（その１）

- 日程第 １ 議案第２５号 令和３年度千代田町一般会計予算
議案第２６号 令和３年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第２７号 令和３年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第２８号 令和３年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第２９号 令和３年度千代田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 ２ 閉会中の継続調査の申し出

（その２）

- 日程第 ３ 議案第３０号 令和３年度千代田町一般会計補正予算（第９号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（１２名）

１番	金子浩二君	２番	橋本博之君
３番	原口剛君	４番	大澤成樹君
５番	酒巻広明君	６番	橋本和之君
７番	大谷純一君	８番	森雅哉君
９番	川田延明君	１０番	高橋祐二君
１１番	小林正明君	１２番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君

総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 教務局長	久保田新一君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	森田真緒
書記	大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第25号～議案第29号の委員長報告、討論、採決

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1に上げられております、議案第25号から議案第29号までの案件については、本定例会2日目の3月10日に予算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

予算審査特別委員長、酒巻議員。

[予算審査特別委員長（酒巻広明君）登壇]

○予算審査特別委員長（酒巻広明君） 委員長報告を申し上げます。

予算審査報告。令和3年第1回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名、議案第25号 令和3年度千代田町一般会計予算、議案第26号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和3年度千代田町介護保険特別会計予算、議案第29号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計予算。

2、審査経過、付託年月日、令和3年3月10日。審査年月日、令和3年3月15日・16日。

3、審査結果、議案第25号から議案第29号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柿沼英己君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、議案第25号 令和3年度千代田町一般会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 令和3年度千代田町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度千代田町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 令和3年度千代田町介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。
委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。
委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告どおり可決されました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（柿沼英己君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（柿沼英己君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議案第30号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第30号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,673万2,000円とするものであります。

補正の内容については、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関し、国より新たに緊急的な追加方針が示され、全国の市町村では、国が用意するワクチン接種記録システムの導入を求められ、国庫補助金を活用して、本町の既存システムとのデータ連携に係る改修が必要となり、急遽、補正予算を編成させていただきました。

補正の概要について申し上げます。まず歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として100万円を追加いたします。

次に、歳出であります。新型コロナウイルスワクチン接種記録システム改修費として同額を追加いたします。このシステム導入のメリットとしては、本町の住民基本台帳情報システムを改修することで、マイナンバーによりワクチン接種記録システムとのデータ連携が可能となり、地域住民の住所移動等に伴うワクチン接種に関する混乱を防げるだけでなく、接種人数、スピード、地域の情報がほぼリアルタイムに把握できるようになる見込みであります。なお、システム改修については、今月中の完了が原則となっております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

〔8番（森 雅哉君）登壇〕

○8番（森 雅哉君） おはようございます。ちょっとお聞きしたいのですが、まず予防接種台帳というのは、多分今既にあると思うのですが、ちょっとこれネットで弁護士ドット・コムというところからなのなのですが、今回の目的が、登録が完了するのに長い場合は二、三か月ということで、今回このシステムを導入すると、それが非常にスピーディーになるという話をお聞きして

います。今町長の説明でもあったとおりだと思うのですが、ただ市とかをまたいだときでも、それはスムーズに行えるという話も聞いています。

ちょっとその中で、職員の手間が増えるのではないかという話もありますので、まずその手間の具合、導入されてみないと分からないとは思いますが、可能性としてどう思われているかと、あとマイナンバーカードは将来的に運転免許証とか、いろんなものが統合されて個人的な識別カードとして利用されると思うのです。そのときに、今やっぱりコロナワクチンを打ちたくないという方も少なからずいる中で、それによって差別的なものとか、個人情報として、常にワクチンを打ったか打たないのかというのを持ち歩くことになるし、いろんなところで知られることになるというのを懸念している声もあるのです。千代田町は人権尊重ということが今回決まりましたので、そういうことは無いと思うのですが、将来的に懸念はある。今の段階では分からないとは思いますが、それはもう本当に情報漏えいなしで、今回は接種を受けたかどうかという判断だけに使うのか、将来どこか、例えば公民館とかどこかのイベントとかに入るときにコロナワクチンを打ったか打たないかということで入場禁止になるような、そういうことの懸念について何か考えているところがあれば聞かせていただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の今回のワクチン接種記録システムなのですが、こちらのほうの国のほうの説明の特徴からちょっとご説明させていただきたいと思います。こちらのシステムなのですが、接種記録管理システム、これは全国の市町村がこれを国の方針に基づきまして導入をすることになります。このシステムについては、特徴といたしまして、先ほどもちょっと町長のほうからご説明させていただいたとおりなのですが、住民の方の接種記録のほうを適切に把握できるという形で、例えば住民の住所地外で接種状況も含めて、逐次、その接種状況を把握することが可能という形で、またほかの住所地から転入者も含めて住民からのワクチン接種に関する問合せ、例えば接種券や接種済み証の紛失、あるいは移動や引っ越し等も適宜対応できるというような形になっています。また、今後、職域接種での接種歴の早期把握なども検討している場合や、仮に国際的に接種済み証が必要になったときも、今後そういった発行も国のほうが検討している状況になってございます。

先ほどマイナンバーのお話が出たのですが、基本的には行政のバックオフィスという形で、行政の内部のほうの処理でこのマイナンバーのほうを活用させていただくことになっておりまして、特段、地域の方々がマイナンバーを意識することは特にございません。当然、そういった状況からマイナンバーカードとか番号の確認を個人の方に直接確認とか求めることはございません。

先ほどもちょっとお話がありましたが、マイナンバーカードで接種歴の関係、台帳の関係がありましたけれども、今回のシステム改修については、基本的には町の住民基本台帳情報システムというのがございまして、その中に福祉だったり税だったりいろいろ町民の方の情報が 있습니다。その中の1

つに、接種記録の台帳管理という画面がございまして、町民の方の予防接種記録とかそういう部分のシステムの情報画面がございます。今回は、その情報画面との連携を図るという形で、国のほうが現在3月22日から全国にその接種記録の端末、アイパッドでしょうか、モバイル端末ですか、そちらのほうを配布予定なのですが、そちらのほうがLTEという通信ネットを介して、国のほうの一体的な情報連携が図られるのですけれども、その接種会場に1端末が配られる予定なのですが、その接種会場のところで端末で接種のクーポン券をバーコードを読み取ることによって、その端末の中にその方の接種記録が蓄積されると、その蓄積されたデータは、セキュリティーの高い通信技術によって、データが反映していくわけなのですけれども、もともとその端末の中のデータ連携を図る上で、町民の方の転入転出とか死亡とかそういうのがございますので、町の住基システムからCSVというデータを定期的に、できれば速やかに毎日更新を、データ連携を図って、そこで適切に接種記録を管理していくというような内容になっています。

それで、差別というような、接種記録がいろいろな方に見られてしまうのではないかというような趣旨かと思えますけれども、こちらのほうについても基本的には接種記録というのは、必要最小限の権限のある職員だけしか閲覧することはできませんので、しかもご本人の同意の下に確認していく形になりますので、その他一般の方とか、あるいは同じ役所でも権限のない職員が町民の方々の接種記録を安易に閲覧することはできないようなセキュリティーの高い仕組みになっていますので、その辺は問題ないかと思っております。

あと、全国的に今後その接種記録を求める場面が出てくるかどうかについては、国の方針とか、あるいは世界的な情勢にもよるかとは思いますが、現時点では特に接種記録証をもって入場お断りとか利用できないとかそういうふうなお話は、特段まだ国のほうの説明は来ていない状況となっております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 最初の質問のときに人的な増員等の話があったと思うのですけれども、これに関しても、健康子ども課が中心となってやるのですけれども、今現在、邑楽館林医師会と小委員会を開きまして、いろいろ打合せしながら行っている状況なのです。今の段階ですと、4月の末に千代田町も始まっていくかなと、多少の遅れもあるかも分からないのですけれども、国のほうが明確にまだなっていないのです。それに備えまして、健康子ども課のほうの保健師も含めた中で、職員も含めた中で、増員をして対応したいと考えております。これは、また人事に関わることでありますので、今月、来週早々ぐらいにはその人事のことも含めて発表したいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） よく分かりました。茂木課長、高橋町長、ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） この100万円の内容と今後の見通しについてちょっとお尋ねしたいと思いますが、この電算業務、国庫から来てそのまま電算委託料ということで100万円流れるわけなのですが、これはもっといっぱいかかるうちの一部としての100万円なのか、100万円あれば済みますよということなのかというのが一つなのですけれども、あと全協で多分これ一律1自治体で100万円と伺ったかなと思うのですが、例えば本町なんかは小さいからいいですけれども、例えばもっと大きな市だったりすると、100万円というのは、それで追いつくのかどうかという問題もあるのですが、多分、ちょっとその辺もう一回、例えば人口割で100万円とかというのではなかったと思うのですが、その辺ちょっとお尋ねしたいというのが一つと、あとコロナのワクチン接種ですよね。医療従事者から始まって65歳以上の高齢者ですか。そのあとに、我々ぐらいのが始まってというと、これ一つ心配したのがインフルエンザなんかと……インフルエンザはお年寄りは1,000円でやっているとかいろいろありますけれども、我々がもしインフルエンザを打つという場合には、その医者によって違う、実費を払うわけです。今回、コロナというのは、国費で出している無料なものですから、一つ心配なのは、なりすましで打つという人が出てくるのではないのかなとも懸念されるのです。例えば一番本人身元というか、選挙のときに投票用紙を持って行って、地元の人の面通しとかもあって、この人は例えば大谷純一さんで間違いはないということで投票されるというのがあるのですけれども、我々の自治体というのはまだ結構昔ながらというか、みんな知っているような人も多いですから、なりすましといってもなかなかしづらいのかなと思うのですけれども、例えばよそから入ってきた人がアパートで住んでるといって、顔と名前が一致しないということもありますので、例えばコロナを打つに当たっても、ではクーポンが届く、それをやりたいということで申込みをする、そのときに本人確認というのがやっぱり必要なのではないのかなとも思うのです。その辺、これから接種が始まるに当たって、行政として本人確認と打たれる人がちゃんと一致するのかということまで考えているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 大谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の100万円の根拠というか、今後もっとかかるのかというようなお話かと思うのですが、こちらについては今年の3月5日付の内閣官房のIT総合戦略室のほうから情報のほうが自治体のほうにも来ておりまして、基本的なこの100万円の考え方ですけれども、予防接種台帳システム、または住基システムからデータをCSV形式で出力するに当たりまして、システム改修やSEに関するその必要な経費を100万円を上乗せして、今回の接種体制の補助金に上乗せ100万円という形で、こ

ちらは大谷議員のお話のとおり、人口規模の云々に関係なく一律100万円というような交付になっております。

先ほど、今後さらにかかるのではないかと自治体規模に応じてその100万円で済むのかというようなお話かと思えます。こちらについては、内閣官房のIT推進室のほうからも連絡が来ておりまして、基本的にはこの100万円の中で対応してくださいというような形になっております。しかしながら、システム開発を運用する、いろいろな各種ベンダーのほうの事情によって100万円を超えてしまうようなシステム改修の対応が必要になる場合には、県を通じて国のほうに相談をしてくださいというような形になっておりますので、国のほうの考えが基本的に、今回のワクチン接種事業については全額を負担するような方針が示されておりますので、恐らく追加交付等もされるのではないかというふうに考えられます。

また、2点目のなりすましがあられるのではないかとということなのですが、大谷議員のお話のとおり、昨今、いろいろな形でそういったなりすましとか不正対策を講じる必要がいろいろあるかと思えます。今回のワクチン接種につきましては、基本的には住民基本台帳の情報を基に、ワクチンのクーポン券を町民の方お一人お一人に段階を経て送付させていただきます。基本的には、そのクーポン券を持って接種会場、本町で言いますと、保健センターのほうに予約を事前にとってお越しいただく形になるのですけれども、本人確認というのが、特に顔つきの身分証明を求めるといったような形のことは対応せず、国のほうはワクチンのクーポンを持参して、あるいは持参ができなければ本人確認、そのときは恐らくそういった身分証明等で確認をして、その会場にもそういった再交付ができるような対応を予定しておりますので、本人の基本的な情報、例えば名前、住所、生年月日などを確認しながら、本人であるかの一致の確認を進めていきたいというふうに考えております。国の示されている基準では、本人確認というのは、特にそういった形で身分証明とかそういう形は求められて、通常、クーポンがいただければ、確認できればそれで接種という形になります。

しかしながら、接種についても会場でダブルチェック、トリプルチェックというような感じで、まずは健康状態、持病がないかどうかの問診を事前に確認し、またその次に医師による予診も行います。更に、最終的に接種の医師が接種という形で段階を経て確認しておりますので、そういった取り違えがないように現場のほうでも適切に対応していきたいと思っておりますので、大谷議員さんにもぜひご理解、ご協力いただければと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 今回、国から100万円ということで、システムを保健センターのほうで整備

構築するということで、ワクチン接種を始めると思うのですが、本町は、この秋、冬に保健センターと福祉センターが複合化施設という形でリニューアルされるわけなのですが、そこで、今回、整備したものが新しく移行することによって、また新たに整備をし直さなければいけないのか、そういった部分、移行後についてどのように考えているかちょっとお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 酒巻議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

新保健センターのほうですけれども、現在増築、改修のほうを行っておりまして、10月の中旬ぐらいには完成予定で、その後引っ越し、運営の準備で、遅くとも12月1日、できれば11月ぐらいにはオープンしていきたいと思っております。

当然、ワクチン接種の接種期間中でございますので、この辺ワクチンの接種会場をうまく移行できるような形で想定しながら、その辺も現在内部調整をしております。特に住民基本情報のシステムとか、そういったネットワークの状況とか、あるいは接種会場についてはさほど問題ないかと思うのですが、そういった一つ一つを確認をしながら、ワクチン接種が滞りなく、支障がなく円滑に進められるように対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

あと先ほどのちょっと本人確認のところで、ちょっと一部訂正をさせていただきたいと思います。国のほうのQアンドAというか、説明の中で、その本人確認の部分で身分証明書の持参という形で、保険証とかあるいは運転免許証などを一応会場に持参という形になっておりますので、クーポン券と身分証明という形で予定となっておりますので、そこの部分はちょっと訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今回のワクチン接種に関しては、全国で初めてなのです。ですので、いろんなことが想定されるかなと思っています。その中で我々も担当課はじめ行政側のほうもいろんなことを想定しながら臨んでいければと思っております。

そんな中で医師会と健康子ども課を中心に、今いろんなことを想定しながら行っているのですが、何としてもこれをスムーズにできるように、先ほど酒巻議員のほうからも話があったように、我々の自治体は、ちょうどこの初冬に向こうに複合施設のほうへ移行する状況でもありますので、そのところは万全を期しながらやっていくようにしていきたいと思っております。

いろんなことを想定した中で、いろんなケースも出てくるかなと思うのですが、先ほど述べたように、今回のこの100万に関しては、CSVを駆使した中、万全を期して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第9号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 令和3年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月9日から本日までの11日間にわたり、令和3年度予算をはじめ、条例その他各種の重要案件につきまして、原案どおりご決定を賜り厚く御礼申し上げます。また、会期中におきまして、ご意見、ご提言のありました点につきまして、今後の行政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと存じております。

さて、4月から令和3年度がスタートするわけですが、同時に、千代田町第六次総合計画もスタートいたします。将来像を「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力のあるまち ちよだ」として、本町の10年後、20年後の未来を見据え、千代田町を後世によりよい形で引き継ぐことは、現在を生きている我々の使命でありますので、引き続き未来志向の町政運営を心がけながら、本町の発展に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症関連では、ワクチンの接種事業が5月からスタートする予定となっております。

ります。当初の国の予定よりも若干のずれが生じるかもしれませんが、国民の命を守るためスムーズに事業が実施できるよう関連機関と連携し、万全を期す所存であります。

振り返りますと、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染拡大防止の観点から、各種イベント、行事の規模縮小や自粛など、国や県、近隣の状況や感染状況を見ながらの対応を余儀なくされました。令和3年度においては、引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、ポストコロナに向けた新たな日常に対応した各種事業に全庁一丸となって推進してまいります。

5月中旬には本町で31年ぶりとなる利根川水系連合・総合水防演習の開催が予定されており、演習後の河川敷の利活用についても現在検討しているところであります。方向性が決まりましたら、追って報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災から今年で10年目を迎えました。千代田町でも震度5強を観測し、東北地方を中心に各地で甚大な被害をもたらしました。様々な技術が進歩した現代においても、地震を特定することが難しい状況にあります。日頃から備えの大切さを改めて認識していただき、今後も防災対策にご理解、ご協力をお願いいたします。

現在、日本では人口減少社会に加え、新型コロナウイルス感染症の発生による景気の低迷や、地球温暖化に伴う大規模な自然災害の増加など、未曾有の課題が山積しております。本町におきましても、厳しい財政状況をはじめ多様化する町民ニーズへの対応、国、県からの事務権限の移譲に伴う業務量の増加、加えて新型コロナウイルス感染症対策、地域デジタル社会の推進、防災対策、都市計画道路の整備など課題が山積しております。これらの課題を一つずつ丁寧に、かつスピード感を持って解決に向け、今後も町政を進めてまいります。

近年、世界的に地球温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加しております。このようなことから、本町では脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素排出量の削減に取り組むため、ゼロカーボンシティの表明及びちよだ5つのゼロ宣言の表明式を24日に予定しておりますので、議員各位にもご理解のほどよろしくお願いいたします。

季節の変わり目を迎え、外を眺めてみますと春の訪れをいろいろな場面で感じるようになりました。今月20日から4月4日までの期間におきまして、第一三共なかさと公園にて桜をライトアップし、夜桜を楽しめるよう計画をしております。そして、28日には、同公園におきまして桜まつりも開催する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

私も含め、1年前に議員各位もコロナ禍の選挙を通してはや1年がたちました。町民の皆様へ志を持ち公約を掲げて皆さんも来たと思います。4年間でどれだけ結果を出せるだろうか、町民の幸福度は上昇しただろうか、常に日々考えながら過ごしています。公約実現をするために私も心がけていることがあります。1つは、リーダーシップです。新たなことをすれば批判があつて当然であります。リスクを恐れない、責任は自分で取る。2つ目は、人材育成です。意識改革に心がけ、失敗はできるだけしたほうが人を見る目もできてくると思っております。3つ目は、人心掌握です。いつでも弱者

目線に心がける、落ち込んでいる人に寄り添うような、最後にはご苦労さま、お疲れさまの一言、当然のことではないでしょうか。議員の皆さんと今後も議論を重ねながら、同じ時代を議員各位と多くの職員と町民の皆様と一歩も二歩も前進できる千代田町にしていこうではありませんか。引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、議員各位には健康に十分ご留意いただき、町政運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日から本日までの11日間にわたり、令和3年第1回千代田町議会定例会が開催されました。この間、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、上程された諸議案も全て議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、8名の議員による一般質問、また予算審査特別委員会による予算審査を行い、新年度における事業等を確認させていただきました。今後も町民福祉の向上を目指し、議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、町行政運営の執行に反映されますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、県内において新規感染者が減少傾向にあるものの、全国的には下げ止まりの状況にあります。そのような中、先月より新型コロナウイルスワクチン接種が開始されました。確保できるワクチンの量により順次接種が行われるとのことですが、このワクチン接種が進むことにより、効果が発揮され、新型コロナウイルス感染症の収束への道が開けるとともに、町の諸行事や議会の対外活動が再開されることを切に願うものであります。

結びになりますが、桜もそろそろ開花になり、穏やかな春の季節の中、新年度を迎えようとしております。皆様方におかれましては、健康でますますご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げ、令和3年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時46分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 橋 本 博 之

②署名議員 原 口 剛